

令和4年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

特別養護老人ホームの入所申込者の 実態把握に関する調査研究

報告書

令和5(2023)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究

目 次

第1章	調査実施概要	1
1.	調査の目的	1
2.	調査の実施方法	1
3.	調査委員会の概要	1
第2章	回収状況	2
第3章	都道府県調査の結果	3
第4章	市区町村調査の結果	16
1.	回答市区町村の概要	16
2.	特別養護老人ホームの入所申込登録者等	30
第5章	特別養護老人ホーム調査の結果	55
1.	回答施設の概要	55
2.	入所申込登録者等の状況	60
3.	入所申込の受付や入所の検討、特例入所等について	73
4.	施設運営	91
第6章	特別養護老人ホームへの入所申込者状況調査	95
1.	要介護3～5の入所申込者の実態	95
2.	要介護1, 2の入所申込者の実態	97
第7章	まとめ	100
1.	施設の稼働状況	100
2.	職員の人材確保ができないために空床がある施設	101
3.	厚生労働省が実施する「入所申込状況把握調査」の活用状況	102
4.	自治体独自での入所申込登録者状況把握調査の実施状況	104
5.	入所申込登録者等の詳細	106
6.	入所申込登録者の名簿の管理の方法	108
7.	実質的に入所可能な入所申込登録者の規模の把握状況	108
8.	入所申込登録者の増減の見通し	110
9.	入所指針や評価項目、入所検討委員会等について	117
10.	特例入所の運用について	119
11.	調査結果に対する委員からの指摘と考察	126

第 1 章 調査実施概要

1. 調査の目的

全国の特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）の入所申込登録者（特別養護老人ホームに入所を申し込んでいるものの、当該特別養護老人ホームに入所していない者）の状況等について、自治体や施設を対象にしたアンケート調査を実施して、詳細を明らかにする。

2. 調査の実施方法

○対象

都道府県、市区町村、特別養護老人ホーム

○調査方法

郵送配布・郵送回収

○調査期間

・都道府県調査

令和 4 年 10 月 21 日～12 月 12 日

・市区町村調査

令和 4 年 10 月 21 日～12 月 15 日

・特別養護老人ホーム調査

令和 4 年 10 月 21 日～12 月 15 日

3. 調査委員会の概要

事業の進め方や調査結果について検討するために調査研究委員会を設置した。

【調査研究委員会の開催日程・議題】

	開催日	議題
第 1 回	令和 4 年 10 月 3 日～7 日 (オンライン・メールによる持ち回り開催)	・ 事業実施概要について ・ 調査票案について
第 2 回	令和 4 年 12 月 14 日 10 時～12 時	・ 結果速報
第 3 回	令和 5 年 3 月 16 日 16 時～18 時	・ 報告書案について

【委員等名簿】

<委員>（敬称略、五十音順）

小野 太一	政策研究大学院大学 教授
坂本 裕一	川口市役所 福祉部長
佐藤 明夫	大分県福祉保健部 高齢者福祉課介護サービス事業班 主幹（総括）
高野 龍昭	東洋大学ライフデザイン学部 准教授
田中 雅英	全国老人福祉施設協議会 副会長

<厚生労働省>

石毛 雅之	高齢者支援課 課長補佐
南藤 優明	高齢者支援課 企画法令係長
山畑 蔵人	高齢者支援課 企画法令係係員
鈴 健太郎	高齢者支援課 企画法令係係員

<事務局> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

星芝 由美子	共生・社会政策部 主任研究員
五味 崇	経済政策部 主任研究員
谷川 香織	経済政策部 研究員

第2章 回収状況

調査対象	母集団※1	発送数	有効回収数	有効回収率
都道府県	47	47	47	100.0%
市区町村	1,741	1,741	1,018	58.5%
特別養護老人ホーム	10,740	2,500	1,024	41.0%

※1 特別養護老人ホームは介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータ（2022年6月末時点分）を用いた。（広域型：8,300施設、地域密着型：2,440施設）

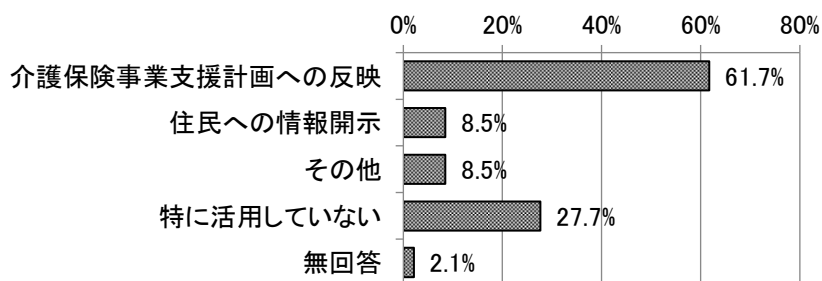
第3章 都道府県調査の結果

(1) 入所申込登録者状況把握調査

① 厚生労働省実施の「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」調査の活用状況

厚生労働省が実施する「入所申込状況把握調査」について入所申込の実態把握以外での活用状況は、「介護保険事業支援計画への反映」が61.7%であった。「特に活用していない」が27.7%であった。

図表3-1 厚生労働省実施の「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」調査の活用状況
(n=47) (問2(1)) (複数回答)



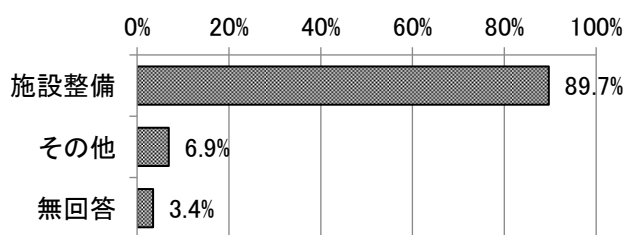
「その他」の主な回答内容

- ・市町村への情報提供
- ・各保険者の介護保険事業運営

1) (介護保険事業支援計画への反映の場合) 反映の仕方

介護保険事業支援計画へ反映の場合、反映の仕方は「施設整備」が89.7%であった。

図表3-2 介護保険事業支援計画への反映の仕方(n=29) (問2(1)) (複数回答)



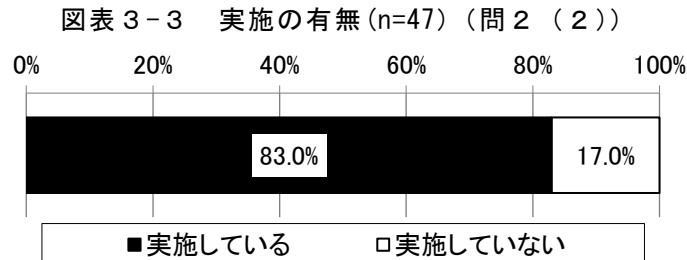
「その他」の主な回答内容

- ・次期計画策定に向けての検討
- ・現状把握と対策

② 自治体独自の入所申込登録者状況把握調査の実施状況

1) 実施の有無

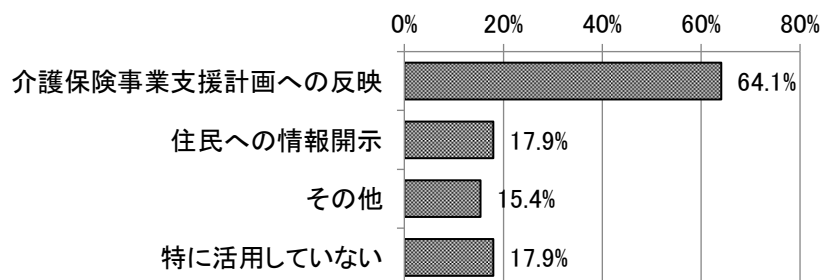
自治体独自での入所申込登録者状況把握調査の実施状況について、「実施している」が83.0%、「実施していない」が17.0%であった。



2) (実施している場合) 活用状況

実施している場合、入所申込状況の実態把握以外での活用状況は「介護保険事業支援計画への反映」が64.1%で最も多かった。次いで、「住民への情報開示」が17.9%であった。「特に活用していない」も17.9%であった。

図表 3-4 活用状況 (n=39) (問 2 (3)) (複数回答)



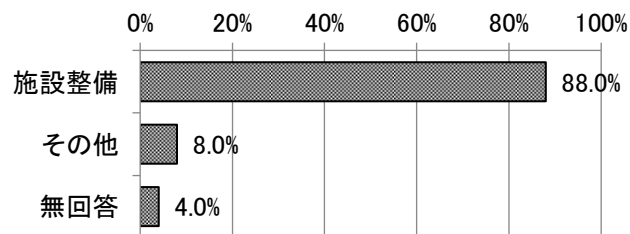
「その他」の主な回答内容

- ・施設整備の予算要求
- ・県施策への反映
- ・市町村への情報提供
- ・各保険者の介護保険事業運営

i) (介護保険事業支援計画への反映の場合) 反映の仕方

「施設整備」が88.0%であった

図表3-5 介護保険事業支援計画への反映の仕方(n=25)(問2(3))(複数回答)



「その他」の主な回答内容

- ・現状把握と対策
- ・管内保険者へのヒアリング

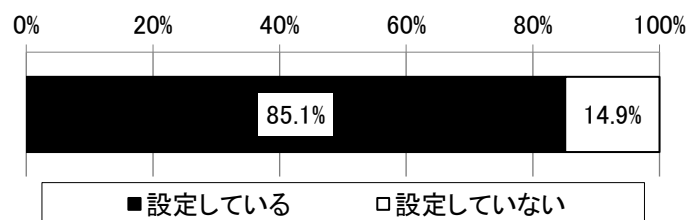
(2) 特別養護老人ホームの入所評価項目等

① 入所評価項目・配点の設定

1) 入所評価項目・配点の設定の有無

「設定している」が85.1%、「設定していない」が14.9%であった。

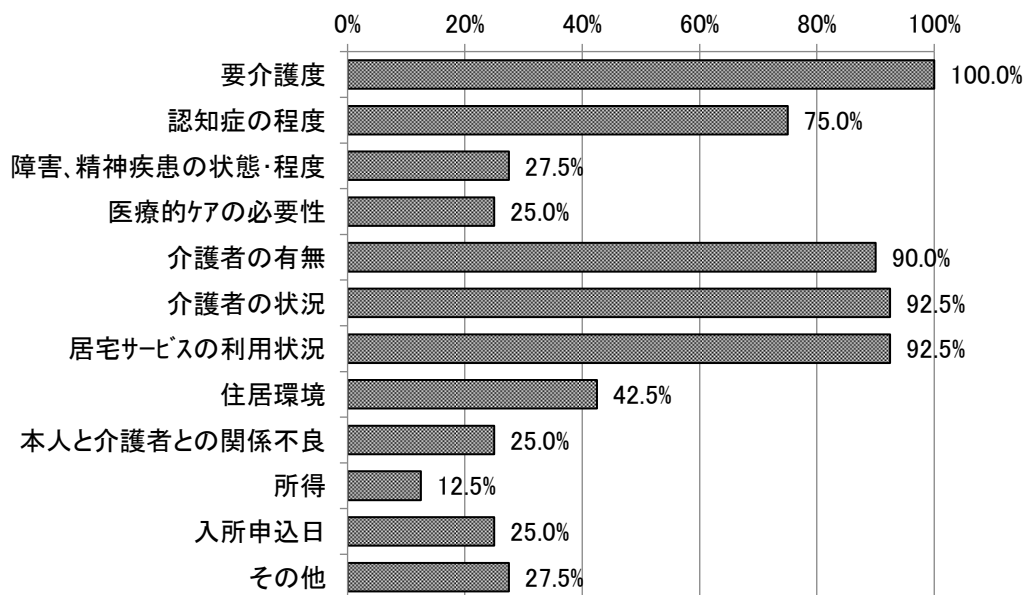
図表3-6 入所評価項目・配点の設定の有無(n=47)(問3(1))



2) (設定している場合) 項目

入所評価項目・配点の設定項目は、「要介護度」が100.0%であった。「介護者の状況」と「居宅サービスの利用状況」が92.5%、「介護者の有無」が90.0%であった。

図表 3-7 入所評価項目 (n=40) (問 3 (2)) (複数回答)



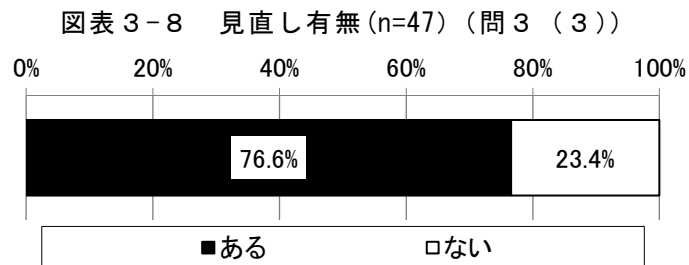
「その他」の主な回答内容

- ・現在の居住場所 (在宅・入所施設・入院)
- ・居住地
- ・地域性による評価
- ・日常生活自立度
- ・在宅介護期間
- ・入所・入院中の状況
- ・特記事項 (「介護支援専門員の入所に係る意見」及び個別事情等について)
- ・特に考慮しなければならない事項について
- ・要介護 1・2 のみやむを得ない理由

② 入所指針の見直し

1) 見直し有無

入所指針の見直しの有無は、「ある」が76.6%、「ない」が23.4%であった。



2) (ある場合) 直近の見直しの時期

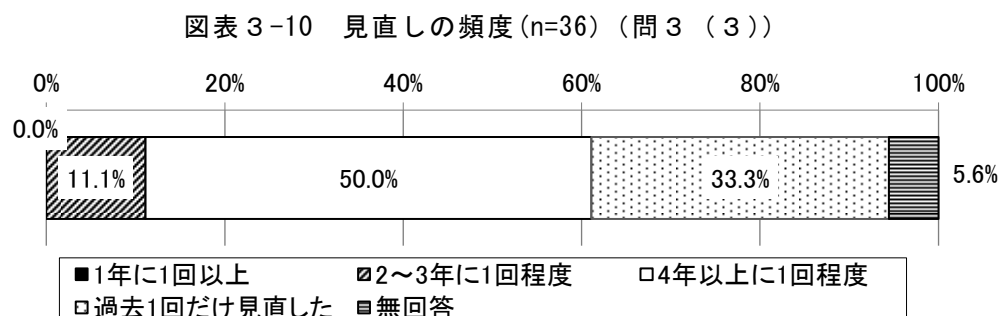
直近の入所指針の見直しの時期は、「2016年～2020年」が47.2%であった。2015年以前が38.9%、2021年以降は5.6%であった。

図表 3-9 直近の見直しの時期(n=36) (問 3 (3))

	n	%
2015年以前	14	38.9%
2016年～2020年	17	47.2%
2021年以降	2	5.6%
無回答	3	8.3%
全体	36	100.0%

3) (ある場合) 見直しの頻度

入所方針の見直しの頻度は、「4年以上に1回程度」が50.0%で最も多かった。次いで、「過去1回だけ見直した」が33.3%であった。



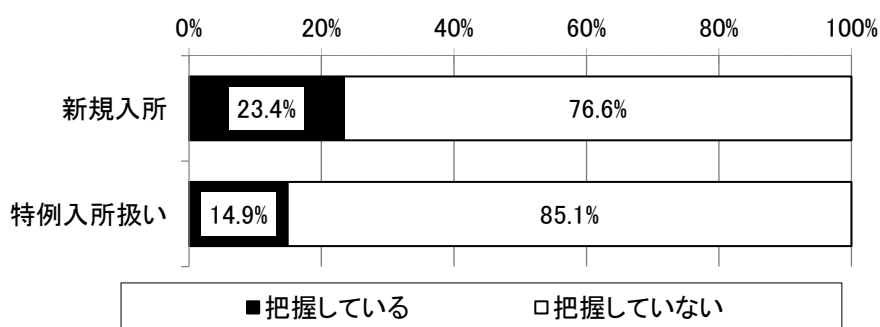
(3) 都道府県内の特別養護老人ホームにおける新規入所者

① 令和3年度の新規入所者数と特例入所扱いでの入所者数

1) 把握の有無

新規入所者数の把握の有無は、「把握している」が23.4%、「把握していない」が76.6%であった。特例入所扱いの新規入所者数の把握の有無は、「把握している」が14.9%、「把握していない」が85.1%であった。

図表3-11 把握の有無 (n=47) (問4①②)



2) (把握している場合) 人数

令和3年度1年間に新規に入所した者の総数は平均3,615.0人であった。

令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の総数は平均27.4人であった。

令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の全体(令和3年度1年間に新規入所した者の総数)に対する割合は、算出が可能であった7件において、平均1.3%であった。

図表3-12 人数 (問4①②) (単位:人)

	n	平均値	中央値
Q4(1)sq 令和3年度1年間に新規に入所した者の総数	11	3,615.0	2,112.0
Q4(2)sq 令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の総数	7	27.4	24.0

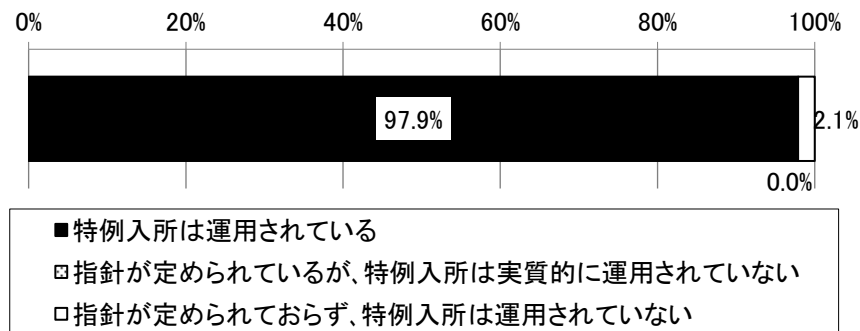
図表3-13 令和3年度1年間に特例入所扱いで新規に入所した者の全体に対する割合 (単位:%)

	n	平均値	中央値
令和3年度1年間に特例入所扱いで新規に入所した者の全体に対する割合	7	1.3	1.1

② 特例入所の制度の運用状況

特例入所の制度の運用状況は、「特例入所は運用されている」が 97.9%を占めた。「指針が定められておらず、特例入所は運用されていない」が 2.1%であった。

図表 3-14 特例入所の制度の運用状況 (n=47) (問 4 ③)

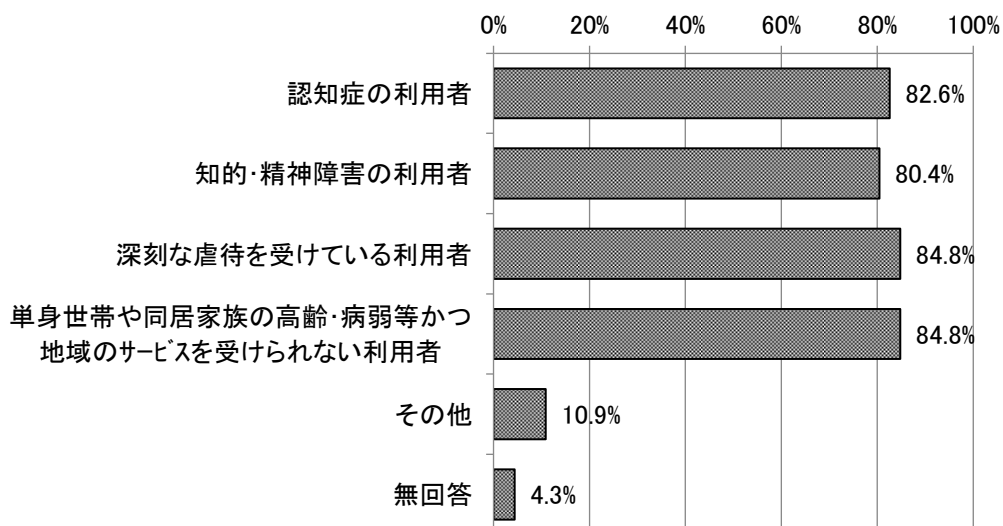


1) (運用されている場合) 対象者

対象者は、「深刻な虐待を受けている利用者」と「単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者」がそれぞれ 84.8%であった。「認知症の利用者」が 82.6%であった。

なお、その他についての具体的な回答はなかった。

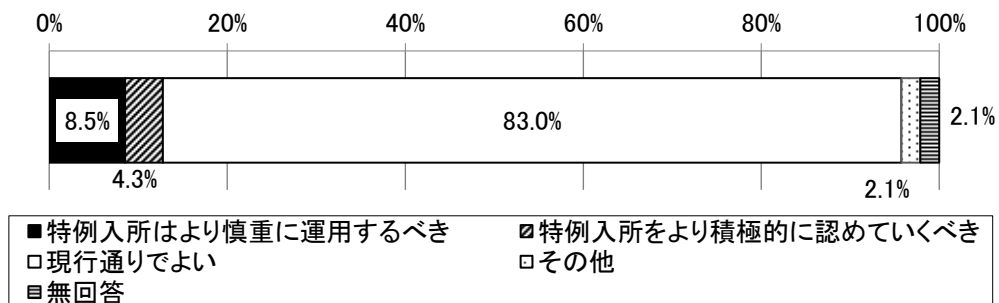
図表 3-15 対象者 (n=46) (問 4 ③) (複数回答)



③ 特例入所についての都道府県の考え方

特例入所についての都道府県の考え方は、「現行通りでよい」が83.0%を占めた。「特例入所はより慎重に運用するべき」が8.5%であった。

図表 3-16 特例入所についての都道府県の考え方 (n=47) (問 4 ④)



「その他」の主な回答内容

- ・市区町村ごとの考え方にゆだねている

(4) 実質的な入所申込登録者の規模の把握状況

以下のとおりの質問をした。

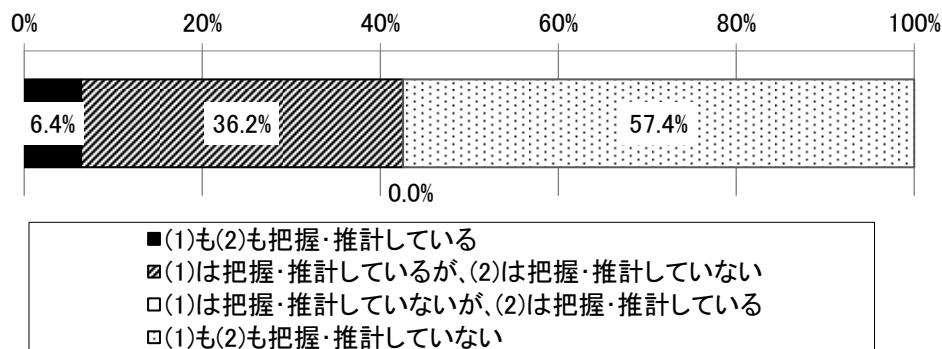
(質問文)

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）の入所申込登録者は、(1)複数施設へ登録したり、すぐに入所する意思や条件が整わない段階で事前に登録している者が含まれていたり、(2)登録されているものの施設側で体制が整わないために実際上受け入れが困難な医療的ケアが必要な者などが含まれているため、実質的に入所可能な者よりも多く計上される場合があります。貴市町村においては、入所申込登録者のうち、それらの(1)登録者側の事情や、(2)施設側の事情に該当する者を除いた実質的に入所可能な入所申込登録者の規模を把握していますか。

実質的に入所可能な入所申込登録者の規模の把握状況は、「(1) 登録者側の事情に該当する者も、(2)施設側の事情に該当する者も把握・推計していない」が 57.4%で半数以上であった。「(1) 登録者側の事情に該当する者は把握・推計しているが、(2) 施設側の事情に該当する者は把握・推計していない」が 36.2%であった。

(1)を把握している都道府県は42.6%、(2)を把握している都道府県は6.4%であった。

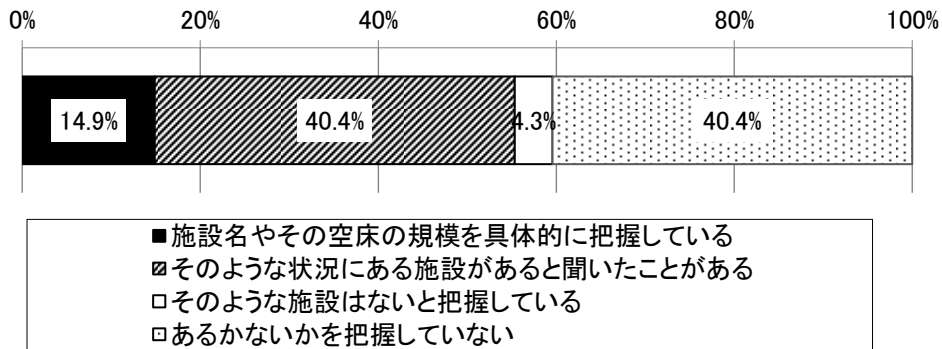
図表 3-17 実質的な入所申込登録者の規模の把握状況 (n=47) (問 5)



(5) 職員の人材確保ができないために空床がある施設について

職員の人材確保ができないために空床を埋められない状況の把握は、「施設名やその空床の規模を具体的に把握している」が14.9%、「そのような状況にある施設があると聞いたことがある」、「あるかないかを把握していない」がそれぞれ40.4%であった。

図表 3-18 職員の人材確保ができないために空床を埋められない状況の把握 (n=47) (問 6)

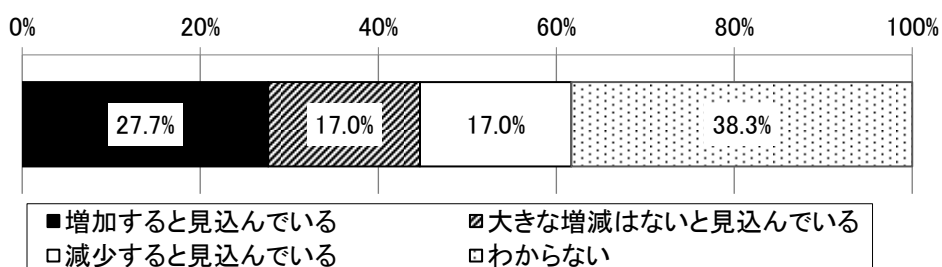


(6) 今後（5～10年後）の特別養護老人ホームにおける入所申込登録者の増減見込みとその対応についての考え方

① 入所申込登録者の増減見込み

今後（5～10年後）の特別養護老人ホームにおける入所申込登録者の増減見込みは、「わからない」が38.3%で最も多かった。次いで、「増加すると見込んでいる」が27.7%であった。「減少すると見込んでいる」「大きな増減はないと見込んでいる」がそれぞれ17.0%であった。

図表 3-19 入所申込登録者の増減見込み (n=47) (問 7 (1))

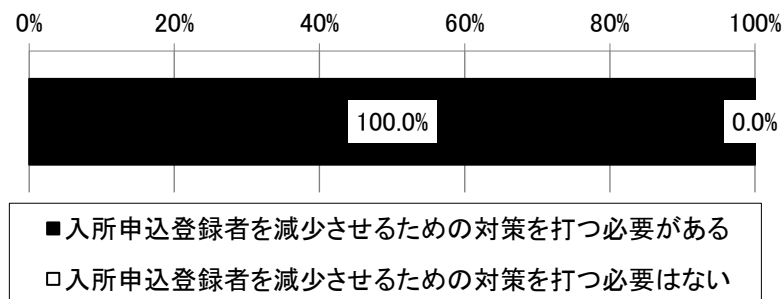


②（増加または大きな増減なし）入所申込登録者を減少させるための対策の必要性の有無

1) 対策の必要性の有無

入所申込登録者の見込みについて、増加または大きな増減なしと回答した都道府県に入所申込登録者を減少させるための対策の必要性についてたずねたところ、「入所申込者を減少させるための対策を打つ必要がある」が100.0%であった。

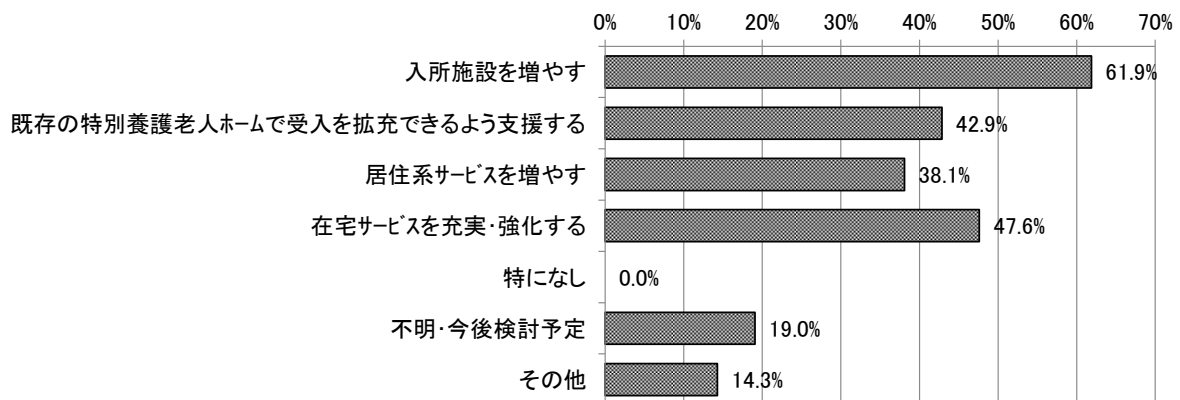
図表 3-20 対策の必要性の有無 (n=21) (問 7 (2))



2) (有の場合) 対策

入所申込登録者を減少させるための対策は、「入所施設を増やす」が61.9%で最も多かった。次いで、「在宅サービスを充実・強化する」が47.6%であった。

図表 3-21 対策 (n=21) (問 7 (3)) (複数回答)



「その他」の主な回答内容

- ・併設ショートの特養転換による増床
- ・在宅サービスの充実を検討中
- ・増加の要因は政令市が中心であり、その対策について県で回答できない

i) (入所施設を増やす場合) 増やす施設

入所施設を増やすと回答した 13 件のうち、「特別養護老人ホーム(広域型)」が 10 件(76.9%)、「特別養護老人ホーム(地域密着型)」がそれぞれ 9 件(69.2%)であった。「介護老人保健施設」が 4 件(30.8%)であった。

図表 3-22 増やす施設(n=12)(問7(3)1)(複数回答)

	n	%
特別養護老人ホーム(広域型)	10	76.9%
特別養護老人ホーム(地域密着型)	9	69.2%
介護老人保健施設	4	30.8%
介護医療院	3	23.1%
無回答	1	7.7%
全体	13	100.0%

ii) (既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する場合) 支援策

既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援すると回答した 9 件のうち、「介護職員確保に関する支援」が 8 件(88.9%)で最も多かった。「看護師確保に関する支援」が 1 件(11.1%)であった。

図表 3-23 (既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する場合) 支援策(n=9)(問7(3)2)(複数回答)

	n	%
介護職員確保に関する支援	8	88.9%
医療体制強化に関する支援	0	0.0%
看護師確保に関する支援	1	11.1%
相談員増員に関する支援	0	0.0%
特別養護老人ホーム特例入所に関する柔軟な運用	0	0.0%
無回答	1	11.1%
全体	9	100.0%

iii) (居住系サービスを増やす場合) 増やすサービス

居住系サービスを増やすと回答した8件のうち、「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（介護付き）・サービス付き高齢者向け住宅）（地域密着型を含む）」が7件（87.5%）で最も多かった。次いで、「サービス付き高齢者向け住宅」と「認知症対応型共同生活介護」がそれぞれ、4件（50.0%）であった。

図表3-24 増やすサービス(n=8) (問7(3)3) (複数回答)

	n	%
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サ高住)	7	87.5%
特定施設入居者生活介護(養護・軽費)	3	37.5%
有料老人ホーム(住宅型)	2	25.0%
サービス付き高齢者向け住宅	4	50.0%
認知症対応型共同生活介護	4	50.0%
無回答	1	12.5%
全体	8	100.0%

③ (減少すると見込んでいる場合) 減少の主な理由

減少すると見込んでいると回答した8件のうち、減少の主な理由は、「要介護の利用者数が減少していくため」と「特別養護老人ホーム以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため」がそれぞれ3件（37.5%）であった。

図表3-25 減少の主な理由(n=8) (問7(4))

	n	%
要介護の利用者数が減少していくため	3	37.5%
特養以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため	3	37.5%
特養以外の介護サービスの供給量を増やす予定であるため	1	12.5%
無回答	1	12.5%
全体	8	100.0%

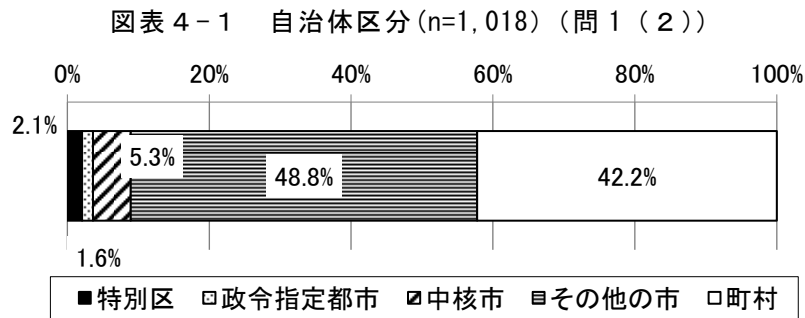
第4章 市区町村調査の結果

1. 回答市区町村の概要

(1) 基本情報

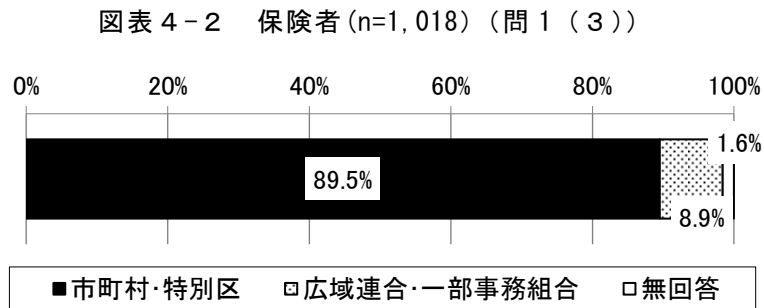
① 自治体区分

自治体区分は、「その他の市」が48.8%、「町村」が42.2%であった。



② 保険者

保険者は、「市町村・特別区」が89.5%、「広域連合・一部事務組合」が8.9%であった。



③ 人口

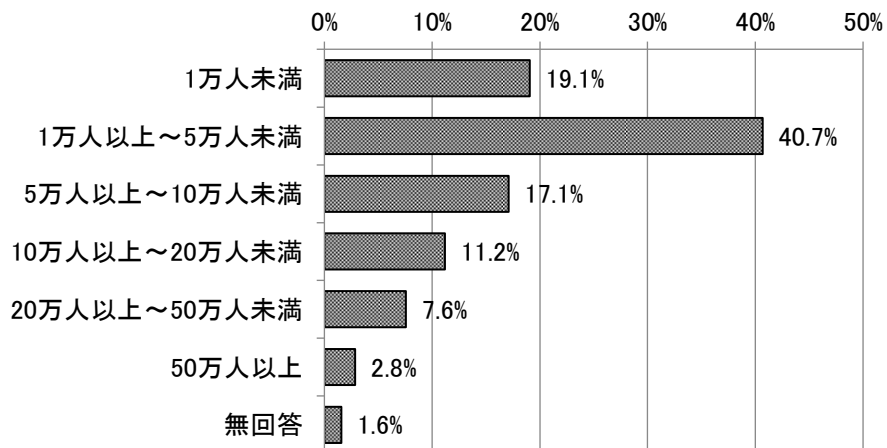
人口は平均 94,894.0 人、中央値で 33,522.5 人であった。

「1 万人以上 5 万人未満」が 40.7%であった。

図表 4-3 人口 (問 1 (4)) (単位: 人)

	n	平均値	中央値
人口	1,002	94,894.0	33,522.5

図表 4-4 人口の分布 (n=1,018) (問 1 (4))



④ 高齢化率

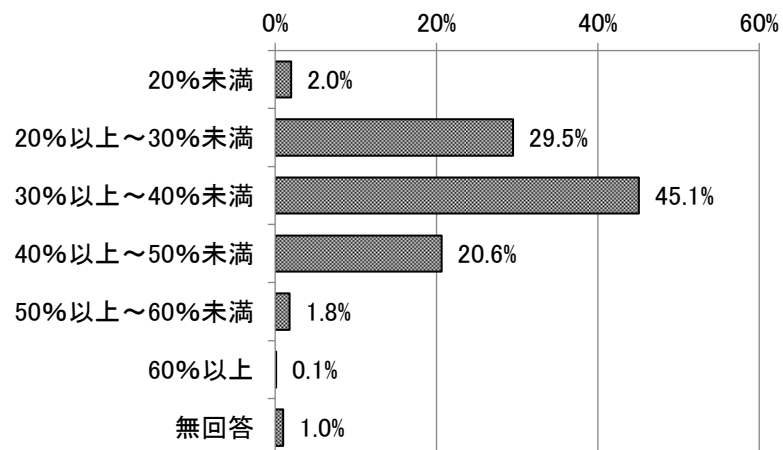
高齢化率は平均 34.0%であった。

「30%以上 40%未満」が 45.1%であった。

図表 4-5 高齢化率 (問 1 (4)) (単位: %)

	n	平均値	中央値
高齢化率	1,008	34.0	33.6

図表 4-6 高齢化率の分布 (n=1,018) (問 1 (4))



(2) 介護保険サービスの基盤整備状況等

① 特別養護老人ホーム

1) 施設数

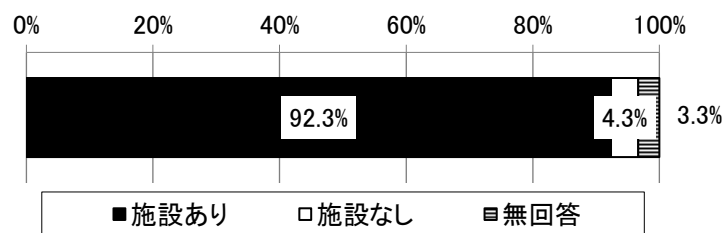
広域型の施設数は1市区町村あたり平均5.8施設であった。

地域密着型の施設数は平均1.8施設であった。地域密着型施設は「なし」が40.8%を占めた。

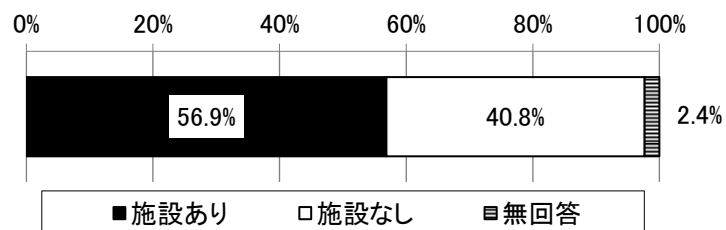
図表4-7 施設数（問2①ア）（単位：施設）

	n	平均値	中央値
広域型_施設数	984	5.8	3.0
地域密着型_施設数	994	1.8	1.0

図表4-8 広域型施設の有無（n=1,018）



図表4-9 地域密着型施設の有無（n=1,018）



2) 居室形態と居室形態ごとの定員数

広域型の多床室の定員数（合計）は1市区町村あたり平均168.5人であった。

広域型の従来型個室の定員数（合計）は1市区町村あたり平均39.2人であった。

広域型のユニット型の定員数（合計）は1市区町村あたり平均184.0人であった。

地域密着型の多床室の定員数（合計）は1市区町村あたり平均2.5人であった。

地域密着型の従来型個室の定員数（合計）は1市区町村あたり平均2.5人であった。

地域密着型のユニット型の定員数（合計）は1市区町村あたり平均42.4人であった。

図表4-10 居室形態と居室形態ごとの定員数（市区町村内所在の施設での総数）

（問2①イ）（単位：人）※該当施設がない場合は0と計上

	n	平均値	中央値
広域型_定員数(多床室)	933	168.5	82.0
広域型_定員数(従来型個室)	933	39.2	8.0
広域型_定員数(ユニット型)	933	184.0	70.0
地域密着型_定員数(多床室)	977	2.5	0.0
地域密着型_定員数(従来型個室)	977	2.5	0.0
地域密着型_定員数(ユニット型)	977	42.4	20.0

図表4-11 居室形態と居室形態ごとの定員数（市区町村内所在の施設での総数）

（問2①イ）※該当施設がない市区町村を除く（単位：人）

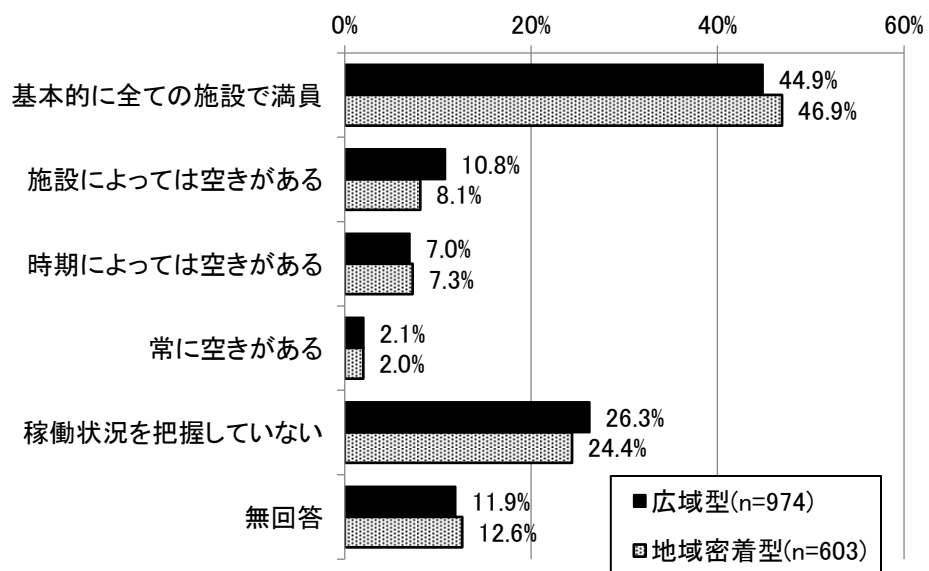
	n	平均値	中央値
広域型_定員数(多床室)	889	176.8	92.0
広域型_定員数(従来型個室)	889	41.1	10.0
広域型_定員数(ユニット型)	889	193.1	79.0
地域密着型_定員数(多床室)	562	4.4	0.0
地域密着型_定員数(従来型個室)	562	4.4	0.0
地域密着型_定員数(ユニット型)	562	73.8	29.0

3) 稼働状況

広域型の施設の稼働状況は、「基本的に全ての施設で満員」が 44.9%、「稼働状況を把握していない」が 26.3%であった。

地域密着型の施設の稼働状況は、「基本的に全ての施設で満員」が 46.9%、「稼働状況を把握していない」が 24.4%であった。

図表 4-12 稼働状況 (問2①ウ) (複数回答)



		合計	Q2(1)ウ 基盤整備状況:広域型_稼働状況						無回答	非該当 (施設 無)
			基本的 に全て の施設 で満員	施設に よって は空き がある	時期に よって は空き がある	常に空 きがあ る	稼働状 況を把 握して いない			
全体		974 100.0%	437 44.9%	105 10.8%	68 7.0%	20 2.1%	256 26.3%	116 11.9%	44	
Q1 (2) 自治体 区分	特別区	21 100.0%	10 47.6%	7 33.3%	2 9.5%	1 4.8%	0 0.0%	2 9.5%	0	
	政令指定都市	16 100.0%	1 6.3%	8 50.0%	3 18.8%	0 0.0%	6 37.5%	0 0.0%	0	
	中核市	54 100.0%	16 29.6%	12 22.2%	3 5.6%	0 0.0%	21 38.9%	4 7.4%	0	
	その他の市	494 100.0%	200 40.5%	59 11.9%	27 5.5%	8 1.6%	160 32.4%	57 11.5%	3	
	町村	389 100.0%	210 54.0%	19 4.9%	33 8.5%	11 2.8%	69 17.7%	53 13.6%	41	
Q1 (4) 1 人口	50万人以上	29 100.0%	7 24.1%	9 31.0%	4 13.8%	0 0.0%	8 27.6%	3 10.3%	0	
	20万人以上～ 50万人未満	77 100.0%	27 35.1%	19 24.7%	4 5.2%	0 0.0%	22 28.6%	7 9.1%	0	
	10万人以上～ 20万人未満	114 100.0%	40 35.1%	15 13.2%	8 7.0%	4 3.5%	42 36.8%	10 8.8%	0	
	5万人以上～ 10万人未満	173 100.0%	65 37.6%	21 12.1%	12 6.9%	1 0.6%	60 34.7%	21 12.1%	1	
	1万人以上～ 5万人未満	402 100.0%	208 51.7%	35 8.7%	20 5.0%	8 2.0%	96 23.9%	46 11.4%	12	
	1万人未満	165 100.0%	87 52.7%	6 3.6%	20 12.1%	7 4.2%	19 11.5%	27 16.4%	29	

		合計	Q2(2)ウ 基盤整備状況:地域密着型_稼働状況						
			基本的に全ての施設で満員	施設によっては空きがある	時期によっては空きがある	常に空きがある	稼働状況を把握していない	無回答	非該当(施設無)
全体		603 100.0%	283 46.9%	49 8.1%	44 7.3%	12 2.0%	147 24.4%	76 12.6%	415
Q1 (2) 自治体区分	特別区	13 100.0%	7 53.8%	3 23.1%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	2 15.4%	8
	政令指定都市	16 100.0%	1 6.3%	8 50.0%	3 18.8%	0 0.0%	5 31.3%	1 6.3%	0
	中核市	52 100.0%	18 34.6%	7 13.5%	3 5.8%	0 0.0%	20 38.5%	5 9.6%	2
	その他の市	361 100.0%	167 46.3%	25 6.9%	25 6.9%	5 1.4%	100 27.7%	43 11.9%	136
	町村	161 100.0%	90 55.9%	6 3.7%	12 7.5%	6 3.7%	22 13.7%	25 15.5%	269
Q1 (4) 1 人口	50万人以上	24 100.0%	5 20.8%	7 29.2%	4 16.7%	0 0.0%	7 29.2%	3 12.5%	5
	20万人以上～ 50万人未満	67 100.0%	24 35.8%	9 13.4%	4 6.0%	2 3.0%	21 31.3%	8 11.9%	10
	10万人以上～ 20万人未満	91 100.0%	42 46.2%	9 9.9%	6 6.6%	2 2.2%	26 28.6%	8 8.8%	23
	5万人以上～ 10万人未満	125 100.0%	53 42.4%	8 6.4%	12 9.6%	1 0.8%	36 28.8%	17 13.6%	49
	1万人以上～ 5万人未満	229 100.0%	125 54.6%	14 6.1%	14 6.1%	5 2.2%	48 21.0%	24 10.5%	185
	1万人未満	54 100.0%	31 57.4%	2 3.7%	4 7.4%	2 3.7%	1 1.9%	14 25.9%	140

② 特別養護老人ホーム以外の介護保険施設等

1) 施設数

介護老人保健施設の施設数は1市区町村あたり平均3.1施設であった。

介護医療院・介護療養型医療施設の施設数は平均0.8施設であった。

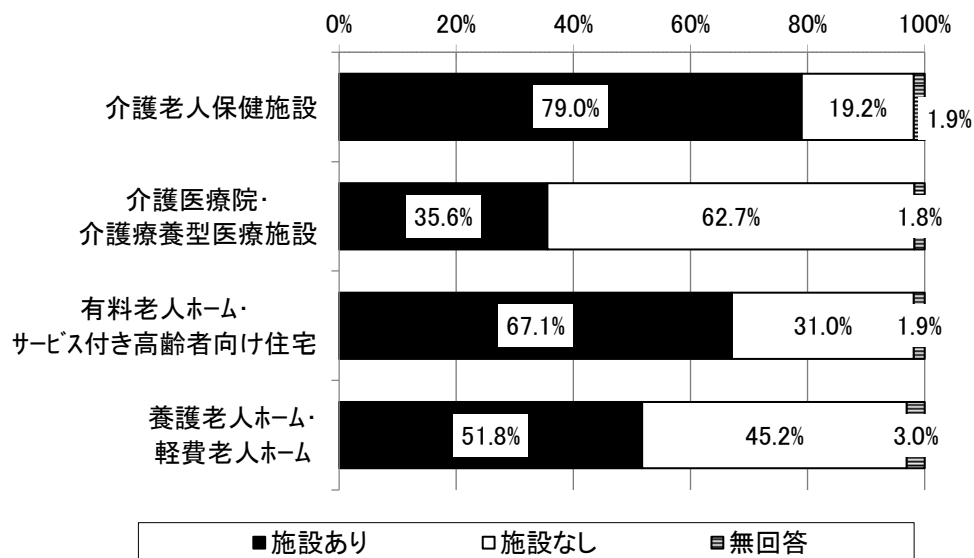
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の特定施設の施設数は平均6.3施設であった。

養護老人ホーム・軽費老人ホームの特定施設の施設数は平均1.2施設であった。

図表 4-13 施設数 (問2②ア) (単位:施設)

	n	平均値	中央値
介護老人保健施設_施設数	999	3.1	2.0
介護医療院・介護療養型医療施設_施設数	1,000	0.8	0.0
特定施設：有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅_施設数	999	6.3	2.0
特定施設：養護老人ホーム・軽費老人ホーム_施設数	987	1.2	1.0

図表 4-14 施設の有無 (n=1,018)



2) 定員

介護老人保健施設の定員数（合計）は1市区町村あたり平均 277.0 人であった。

介護医療院・介護療養型医療施設の定員数（合計）は平均 40.4 人であった。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の特定施設の定員数（合計）は平均 290.4 人であった。

養護老人ホーム・軽費老人ホームの特定施設の定員数（合計）は平均は 57.5 人であった。

図表 4-15 定員数（市区町村内所在の施設での総数）（問 2 ②イ）（単位：人）

※該当施設がない場合は0と計上

	n	平均値	中央値
介護老人保健施設_定員数	992	277.0	146.5
介護医療院・介護療養型医療施設_定員数	995	40.4	0.0
特定施設：有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅_定員数	980	290.4	58.0
特定施設：養護老人ホーム・軽費老人ホーム_定員数	980	57.5	20.0

図表 4-16 定員数（市区町村内所在の施設での総数）（問 2 ②イ）

※該当施設がない市区町村を除く（単位：人）

	n	平均値	中央値
介護老人保健施設_定員数	797	344.8	192.0
介護医療院・介護療養型医療施設_定員数	357	112.7	60.0
特定施設：有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅_定員数	664	428.6	132.0
特定施設：養護老人ホーム・軽費老人ホーム_定員数	520	108.4	70.0

3) 稼働状況

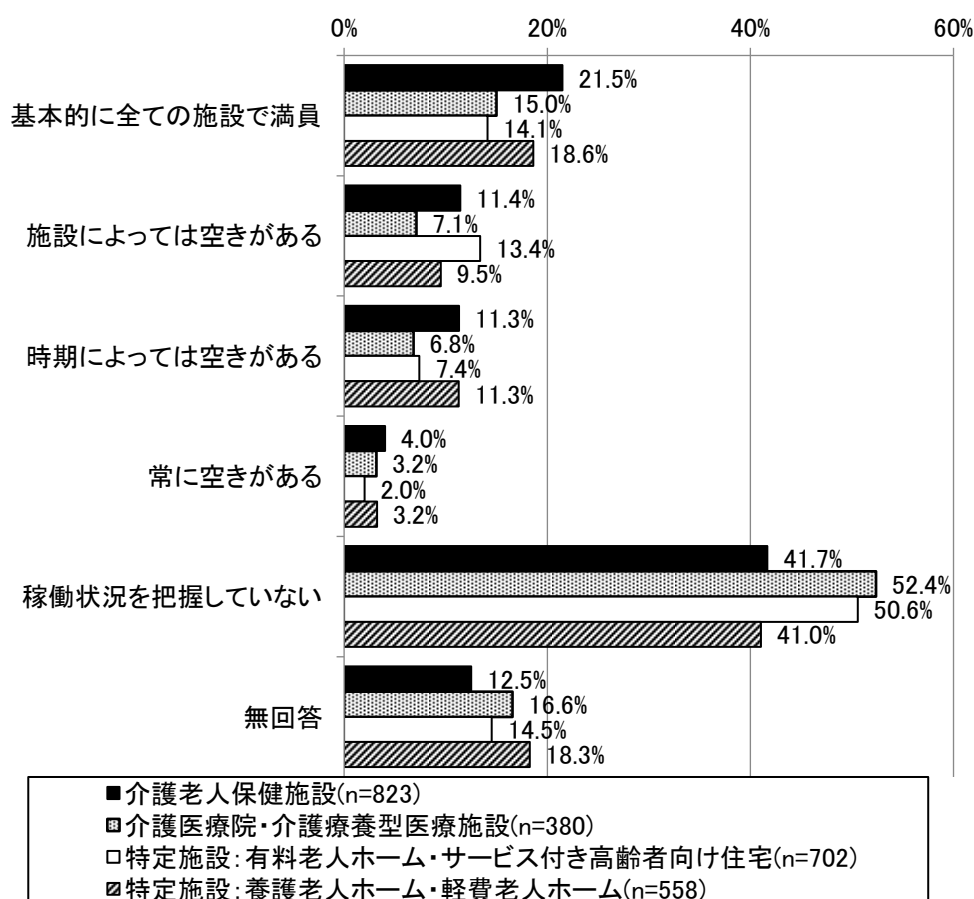
介護老人保健施設の稼働状況は、「稼働状況を把握していない」が 41.7%、「基本的に全ての施設で満員」が 21.5%であった。

介護医療院・介護療養型医療施設の稼働状況は、「稼働状況を把握していない」が 52.4%、「基本的に全ての施設で満員」が 15.0%であった。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の特定施設の稼働状況は、「稼働状況を把握していない」が 50.6%、「基本的に全ての施設で満員」が 14.1%であった。

養護老人ホーム・軽費老人ホームの特定施設の稼働状況は、「稼働状況を把握していない」が 41.0%、「基本的に全ての施設で満員」が 18.6%であった。

図表 4-17 稼働状況（問2②ウ）（複数回答）



		合計	Q2(3)ウ 基盤整備状況:介護老人保健施設_稼働状況						
			基本的に全ての施設で満員	施設によっては空きがある	時期によっては空きがある	常に空きがある	稼働状況を把握していない	無回答	非該当(施設無)
全体		823 100.0%	177 21.5%	94 11.4%	93 11.3%	33 4.0%	343 41.7%	103 12.5%	195
Q1 (2) 自治体区分	特別区	19 100.0%	3 15.8%	4 21.1%	0 0.0%	2 10.5%	9 47.4%	1 5.3%	2
	政令指定都市	16 100.0%	0 0.0%	6 37.5%	2 12.5%	0 0.0%	9 56.3%	1 6.3%	0
	中核市	54 100.0%	2 3.7%	15 27.8%	2 3.7%	2 3.7%	29 53.7%	6 11.1%	0
	その他の市	488 100.0%	92 18.9%	53 10.9%	42 8.6%	18 3.7%	230 47.1%	64 13.1%	9
	町村	246 100.0%	80 32.5%	16 6.5%	47 19.1%	11 4.5%	66 26.8%	31 12.6%	184
Q1 (4) 1 人口	50万人以上	29 100.0%	1 3.4%	12 41.4%	3 10.3%	0 0.0%	13 44.8%	3 10.3%	0
	20万人以上～ 50万人未満	77 100.0%	5 6.5%	15 19.5%	1 1.3%	3 3.9%	46 59.7%	8 10.4%	0
	10万人以上～ 20万人未満	113 100.0%	10 8.8%	16 14.2%	6 5.3%	9 8.0%	61 54.0%	14 12.4%	1
	5万人以上～ 10万人未満	169 100.0%	27 16.0%	17 10.1%	17 10.1%	3 1.8%	85 50.3%	26 15.4%	5
	1万人以上～ 5万人未満	345 100.0%	102 29.6%	31 9.0%	50 14.5%	15 4.3%	125 36.2%	28 8.1%	69
	1万人未満	75 100.0%	29 38.7%	3 4.0%	15 20.0%	3 4.0%	12 16.0%	14 18.7%	119

		合計	Q2(4)ウ 基盤整備状況:介護医療院・介護療養型医療施設_稼働状況						
			基本的に全ての施設で満員	施設によっては空きがある	時期によっては空きがある	常に空きがある	稼働状況を把握していない	無回答	非該当(施設無)
全体		380 100.0%	57 15.0%	27 7.1%	26 6.8%	12 3.2%	199 52.4%	63 16.6%	638
Q1 (2) 自治体区分	特別区	10 100.0%	2 20.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	5 50.0%	1 10.0%	11
	政令指定都市	16 100.0%	2 12.5%	4 25.0%	2 12.5%	0 0.0%	8 50.0%	1 6.3%	0
	中核市	45 100.0%	4 8.9%	8 17.8%	1 2.2%	1 2.2%	28 62.2%	5 11.1%	9
	その他の市	237 100.0%	37 15.6%	12 5.1%	13 5.5%	8 3.4%	129 54.4%	39 16.5%	260
	町村	72 100.0%	12 16.7%	2 2.8%	9 12.5%	3 4.2%	29 40.3%	17 23.6%	358
Q1 (4)1 人口	50万人以上	26 100.0%	2 7.7%	6 23.1%	4 15.4%	0 0.0%	14 53.8%	2 7.7%	3
	20万人以上～ 50万人未満	53 100.0%	9 17.0%	6 11.3%	0 0.0%	1 1.9%	32 60.4%	6 11.3%	24
	10万人以上～ 20万人未満	68 100.0%	4 5.9%	5 7.4%	2 2.9%	4 5.9%	43 63.2%	11 16.2%	46
	5万人以上～ 10万人未満	75 100.0%	12 16.0%	2 2.7%	8 10.7%	0 0.0%	41 54.7%	12 16.0%	99
	1万人以上～ 5万人未満	131 100.0%	29 22.1%	7 5.3%	8 6.1%	7 5.3%	65 49.6%	15 11.5%	283
	1万人未満	17 100.0%	1 5.9%	1 5.9%	4 23.5%	0 0.0%	3 17.6%	8 47.1%	177

		合計	Q2(5)ウ 基盤整備状況:特定施設:有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅_稼働状況						
			基本的に全ての施設で満員	施設によっては空きがある	時期によっては空きがある	常に空きがある	稼働状況を把握していない	無回答	非該当(施設無)
全体		702 100.0%	99 14.1%	94 13.4%	52 7.4%	14 2.0%	355 50.6%	102 14.5%	316
Q1 (2) 自治体区分	特別区	20 100.0%	0 0.0%	4 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 75.0%	1 5.0%	1
	政令指定都市	16 100.0%	0 0.0%	6 37.5%	2 12.5%	0 0.0%	9 56.3%	1 6.3%	0
	中核市	52 100.0%	1 1.9%	13 25.0%	1 1.9%	0 0.0%	32 61.5%	6 11.5%	2
	その他の市	423 100.0%	53 12.5%	48 11.3%	24 5.7%	10 2.4%	231 54.6%	64 15.1%	74
	町村	191 100.0%	45 23.6%	23 12.0%	25 13.1%	4 2.1%	68 35.6%	30 15.7%	239
Q1 (4) 1人口	50万人以上	29 100.0%	0 0.0%	11 37.9%	3 10.3%	0 0.0%	15 51.7%	3 10.3%	0
	20万人以上～ 50万人未満	76 100.0%	1 1.3%	13 17.1%	0 0.0%	0 0.0%	54 71.1%	8 10.5%	1
	10万人以上～ 20万人未満	110 100.0%	5 4.5%	18 16.4%	3 2.7%	3 2.7%	67 60.9%	16 14.5%	4
	5万人以上～ 10万人未満	150 100.0%	16 10.7%	14 9.3%	8 5.3%	3 2.0%	87 58.0%	24 16.0%	24
	1万人以上～ 5万人未満	282 100.0%	64 22.7%	34 12.1%	34 12.1%	7 2.5%	120 42.6%	30 10.6%	132
	1万人未満	41 100.0%	12 29.3%	4 9.8%	3 7.3%	1 2.4%	9 22.0%	12 29.3%	153

		合計	Q2(6)ウ 基盤整備状況:特定施設:養護老人ホーム・軽費老人ホーム_稼働状況						非該当 (施設 無)
			基本的 に全ての施設 で満員	施設に よっては空き がある	時期に よっては空き がある	常に空 きがあ る	稼働状 況を把 握して いない	無回答	
全体		558 100.0%	104 18.6%	53 9.5%	63 11.3%	18 3.2%	229 41.0%	102 18.3%	460
Q1 (2) 自治 体 区 分	特別区	13 100.0%	4 30.8%	2 15.4%	1 7.7%	0 0.0%	5 38.5%	1 7.7%	8
	政令指定都市	16 100.0%	1 6.3%	3 18.8%	4 25.0%	0 0.0%	9 56.3%	1 6.3%	0
	中核市	46 100.0%	3 6.5%	12 26.1%	4 8.7%	0 0.0%	22 47.8%	6 13.0%	8
	その他の市	342 100.0%	55 16.1%	31 9.1%	31 9.1%	14 4.1%	155 45.3%	62 18.1%	155
	町村	141 100.0%	41 29.1%	5 3.5%	23 16.3%	4 2.8%	38 27.0%	32 22.7%	289
Q1 (4) 1 人 口	50万人以上	26 100.0%	3 11.5%	5 19.2%	5 19.2%	0 0.0%	12 46.2%	3 11.5%	3
	20万人以上～ 50万人未満	59 100.0%	8 13.6%	12 20.3%	4 6.8%	0 0.0%	31 52.5%	5 8.5%	18
	10万人以上～ 20万人未満	83 100.0%	6 7.2%	14 16.9%	6 7.2%	0 0.0%	44 53.0%	16 19.3%	31
	5万人以上～ 10万人未満	115 100.0%	14 12.2%	5 4.3%	10 8.7%	6 5.2%	56 48.7%	27 23.5%	59
	1万人以上～ 5万人未満	208 100.0%	48 23.1%	16 7.7%	30 14.4%	11 5.3%	77 37.0%	28 13.5%	206
	1万人未満	54 100.0%	25 46.3%	1 1.9%	7 13.0%	1 1.9%	8 14.8%	12 22.2%	140

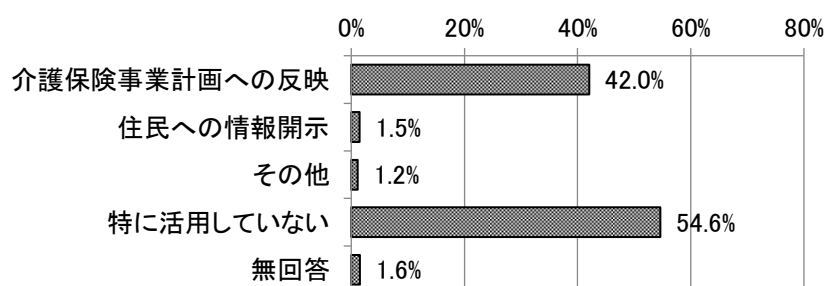
2. 特別養護老人ホームの入所申込登録者等

(1) 入所申込登録者状況把握調査

① 厚生労働省実施の「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」調査の活用状況

厚生労働省実施の「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」調査について、入所申込の実態把握以外での活用状況は「特に活用していない」が 54.6%で最も多かった。次いで、「介護保険事業計画への反映」が 42.0%であった。

図表 4-18 厚生労働省実施の「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」調査の活用状況
(問 3 (1)) (n=1,018) (複数回答)



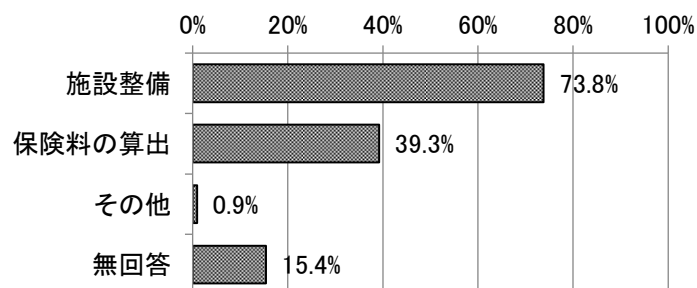
「その他」の主な回答内容

- ・議会質問時の資料
- ・施設整備の検討

1) (介護保険事業計画への反映の場合) 反映の仕方

介護保険事業計画の反映の場合の反映の仕方は「施設整備」が 73.8%で最も多かった。次いで、「保険料の算出」が 39.3%であった。

図表 4-19 介護保険事業計画への反映の仕方 (問 3 (1)) (n=428) (複数回答)



「その他」の主な回答内容

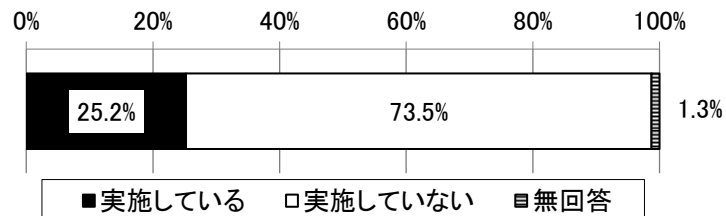
- ・在宅サービスの見込み量
- ・運営協議会での報告

② 自治体独自の入所申込登録者状況把握調査の実施状況

1) 実施の有無

自治体独自の入所申込登録者状況把握調査の実施状況について、「実施している」が25.2%、「実施していない」が73.5%であった。

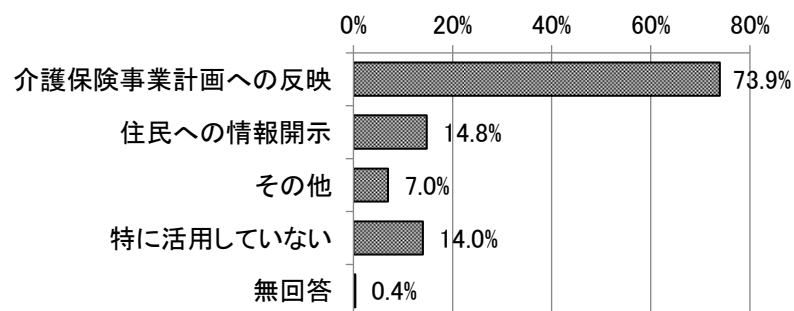
図表 4-20 自治体独自の入所申込当社状況把握調査の実施の有無(n=1,018) (問3 (2))



2) (実施している場合) 活用状況

調査を実施している場合、入所申込状況の実態把握以外での活用状況は、「介護保険事業計画への反映」が73.9%で最も多かった。次いで、「住民への情報開示」が14.8%、「特に活用していない」が14.0%であった。

図表 4-21 活用状況(n=257) (問3 (3)) (複数回答)



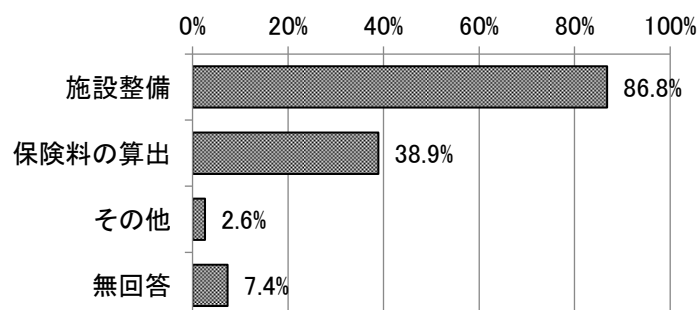
「その他」の主な回答内容

- ・議会対応、議会での説明資料
- ・実地指導
- ・住所地特例者の把握
- ・災害対応
- ・介護サービス事業者への情報提供

i) (介護保険事業計画への反映の場合) 反映の仕方

介護保険事業計画へ反映の場合、反映の仕方は「施設整備」が 86.8%で最も多かった。次いで、「保険料の算出」が 38.9%であった。

図表 4-22 介護保険事業計画への反映の仕方 (n=190) (問 3 (3)) (複数回答)



「その他」の主な回答内容

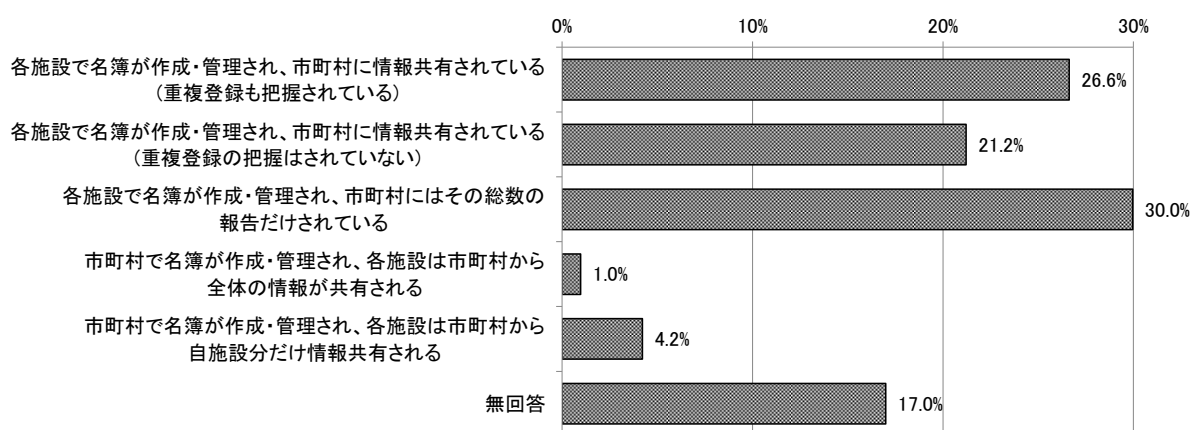
- ・在宅サービスの見込み量
- ・待機者への支援
- ・特例入所の市の方針の検討

(2) 特別養護老人ホームへの入所申込登録者の名簿の管理の方法

市町村での特別養護老人ホームへの入所申込登録者の名簿の管理の方法についてたずねたところ、「各施設で名簿が作成・管理され、市町村にはその総数の報告だけされている」が 30.0%で最も多かった。次いで、「各施設で名簿が作成・管理され、市町村に情報共有されている(重複登録も把握されている)」が 26.6%であった。

なお、自治体が情報を把握していない場合、「無回答」で回答した自治体があった。

図表 4-23 特別養護老人ホームへの入所申込登録者の名簿の管理の方法 (n=1,018) (問 4)



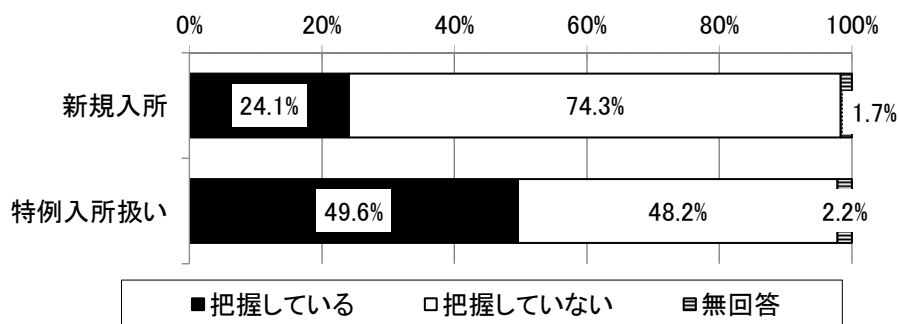
(3) 市町村内の特別養護老人ホームにおける新規入所者

① 令和3年度の新規入所者数と特例入所扱いでの入所者数

1) 把握の有無

新規入所者数の把握の有無は、「把握している」が24.1%、「把握していない」が74.3%であった。特例入所扱い新規入所者数の把握の有無は、「把握している」が49.6%、「把握していない」が48.2%であった。

図表4-24 把握の有無(n=1,018) (問5①②)



		合計	Q5(1) 令和3年度1年間の新規入所者数の把握		
			把握している	把握していない	無回答
全体		1,018 100.0%	245 24.1%	756 74.3%	17 1.7%
Q1(2) 自治体 区分	特別区	21 100.0%	21 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	政令指定都市	16 100.0%	8 50.0%	7 43.8%	1 6.3%
	中核市	54 100.0%	9 16.7%	45 83.3%	0 0.0%
	その他の市	497 100.0%	73 14.7%	422 84.9%	2 0.4%
	町村	430 100.0%	134 31.2%	282 65.6%	14 3.3%
Q1(4)1 人口	50万人以上	29 100.0%	16 55.2%	12 41.4%	1 3.4%
	20万人以上～ 50万人未満	77 100.0%	21 27.3%	56 72.7%	0 0.0%
	10万人以上～ 20万人未満	114 100.0%	13 11.4%	101 88.6%	0 0.0%
	5万人以上～ 10万人未満	174 100.0%	29 16.7%	145 83.3%	0 0.0%
	1万人以上～ 5万人未満	414 100.0%	75 18.1%	333 80.4%	6 1.4%
	1万人未満	194 100.0%	90 46.4%	94 48.5%	10 5.2%

		合計	Q5(2) 令和3年度1年間の特例入所扱い新規入所者数の把握		
			把握している	把握していない	無回答
全体		1,018 100.0%	505 49.6%	491 48.2%	22 2.2%
Q1(2) 自治体 区分	特別区	21 100.0%	17 81.0%	4 19.0%	0 0.0%
	政令指定都市	16 100.0%	7 43.8%	8 50.0%	1 6.3%
	中核市	54 100.0%	22 40.7%	32 59.3%	0 0.0%
	その他の市	497 100.0%	241 48.5%	253 50.9%	3 0.6%
	町村	430 100.0%	218 50.7%	194 45.1%	18 4.2%
Q1(4)1 人口	50万人以上	29 100.0%	16 55.2%	12 41.4%	1 3.4%
	20万人以上～ 50万人未満	77 100.0%	39 50.6%	38 49.4%	0 0.0%
	10万人以上～ 20万人未満	114 100.0%	60 52.6%	54 47.4%	0 0.0%
	5万人以上～ 10万人未満	174 100.0%	82 47.1%	92 52.9%	0 0.0%
	1万人以上～ 5万人未満	414 100.0%	188 45.4%	219 52.9%	7 1.7%
	1万人未満	194 100.0%	118 60.8%	62 32.0%	14 7.2%

当該市区町村内の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）における令和3年度1年間の新規入所者数と特別入所の扱いで新規に入所した者の両方を把握している市区町村は、本調査の回答 1,018 市区町村のうち 197 市区町村（19.4%）であった。

図表 4-25 新規入所者数の把握状況別 特例入所扱いの新規入所者数の把握状況

		合計	Q5(2) 令和3年度1年間の特例入所扱い新規入所者数の把握		
			把握している	把握していない	無回答
全体		1,018 100.0%	505 49.6%	491 48.2%	22 2.2%
Q5(1) 令和3年度1年間の新規入所者数の把握	把握している	245 24.1%	197 19.4%	43 4.2%	5 0.5%
	把握していない	756 74.3%	307 30.2%	448 44.0%	1 0.1%
	無回答	17 1.7%	1 0.1%	0 0.0%	16 1.6%

2) (把握している場合) 人数

令和3年度1年間に新規に入所した者の総数は1市区町村あたり平均174.5人であった。

令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の総数は平均3.4人であった。

令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の全体(令和3年度1年間に新規に入所した者の総数)に対する割合は、平均4.4%であった。

図表4-26 人数 (問5①②) (単位:人)

	n	平均値	中央値
令和3年度1年間に新規に入所した者の総数	231	174.5	38.0
令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の総数	496	3.4	1.0

図表4-27 令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の新規入所者数に対する割合 (単位:%)

		n	平均	中央値
全体		184	4.4	0.0
Q1(2) 自治体区分	特別区	16	1.3	0.5
	政令指定都市	4	3.5	2.2
	中核市	6	2.2	2.3
	その他の市	55	4.3	0.9
	町村	103	5.1	0.0
Q1(4)1 人口	50万人以上	11	2.3	1.6
	20万人以上~50万人未満	15	1.8	1.1
	10万人以上~20万人未満	10	3.7	2.1
	5万人以上~10万人未満	18	1.4	0.5
	1万人以上~5万人未満	58	5.0	1.2
	1万人未満	72	5.6	0.0

図表4-28 令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の新規入所者数に対する割合の分布

	n	%
0%	94	47.7%
0%超~1%以内	14	7.1%
1%超~3%以内	20	10.2%
3%超~5%以内	19	9.6%
5%超~10%以内	17	8.6%
10%超	20	10.2%
無回答	13	6.6%
全体	197	100.0%

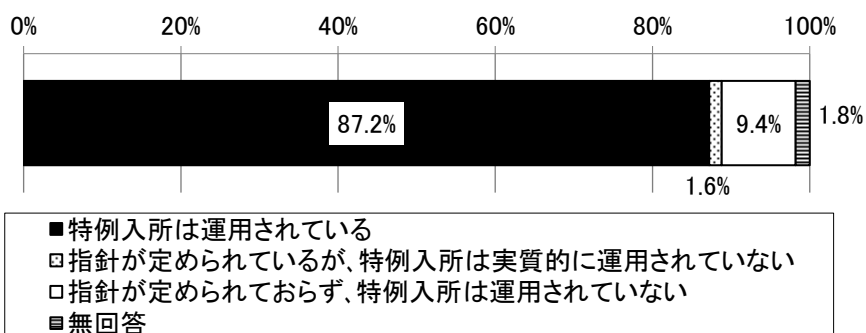
② 特例入所の制度の運用状況

特例入所の制度の運用状況は、「特例入所は運用されている」が 87.2%を占めた。

「指針が定められておらず、特例入所は運用されていない」が 9.4%であった。

町村では「指針が定められておらず、特例入所は運用されていない」が 16.5%、人口 1 万人未満の自治体では 16.5%、1 万以上 5 万人未満では 12.6%と比較的高かった。

図表 4-29 特例入所の制度の運用状況(n=1,018) (問5③)



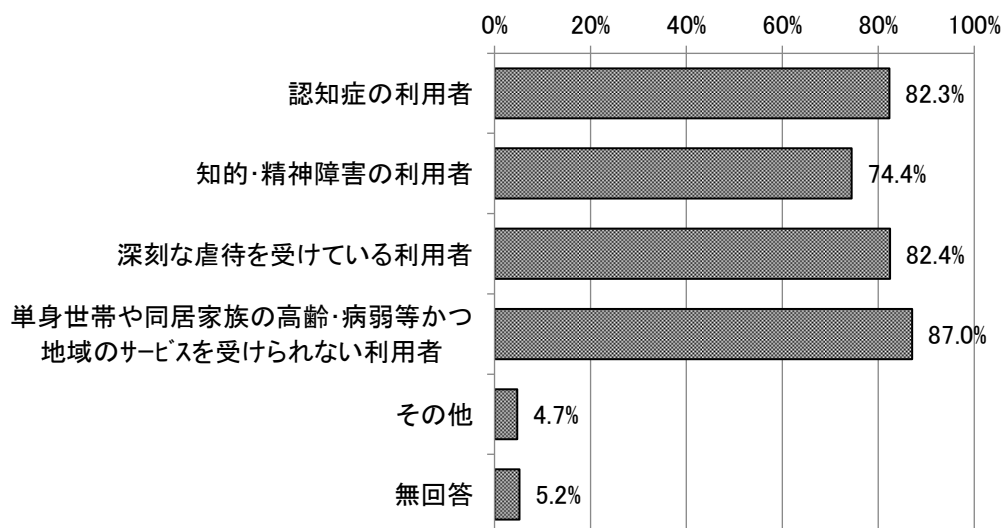
		合計	Q5(3) 特例入所の制度の運用状況			
			特例入所は運用されている	指針が定められているが、特例入所は実質的に運用されていない	指針が定められておらず、特例入所は運用されていない	無回答
全体		1,018 100.0%	888 87.2%	16 1.6%	96 9.4%	18 1.8%
Q1 (2) 自治体区分	特別区	21 100.0%	21 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	政令指定都市	16 100.0%	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	中核市	54 100.0%	54 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他の市	497 100.0%	464 93.4%	5 1.0%	25 5.0%	3 0.6%
	町村	430 100.0%	333 77.4%	11 2.6%	71 16.5%	15 3.5%
Q1 (4)1 人口	50 万人以上	29 100.0%	29 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	20 万人以上～ 50 万人未満	77 100.0%	76 98.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.3%
	10 万人以上～ 20 万人未満	114 100.0%	112 98.2%	0 0.0%	1 0.9%	1 0.9%
	5 万人以上～ 10 万人未満	174 100.0%	163 93.7%	2 1.1%	9 5.2%	0 0.0%
	1 万人以上～ 5 万人未満	414 100.0%	349 84.3%	7 1.7%	52 12.6%	6 1.4%
	1 万人未満	194 100.0%	146 75.3%	6 3.1%	32 16.5%	10 5.2%

1) (運用されている場合) 対象者

対象者は、「単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者」が 87.0%で最も多かった。次いで、「深刻な虐待を受けている利用者」が 82.4%であった。

その他の内容としては「居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があると認められる利用者」「居宅において日常生活を営むことが困難だと認められた利用者」「主たる介護者が対象の要介護者以外の育児、看護、介護により十分な介護、支援を受けられない利用者」「施設からの申し出により許可をしている」「市長が認めた場合」「町長が特に認めた場合」等があった。

図表 4-30 対象者(n=888) (問5③) (複数回答)

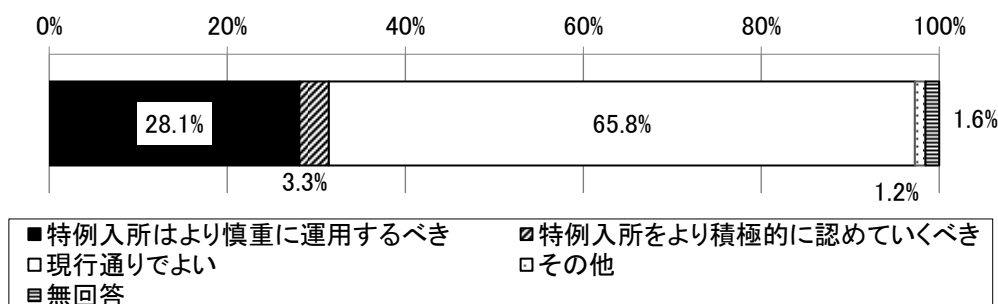


		合計	Q5(3) sq 特例入所の制度が運用されている対象者について						
			認知症の利用者	知的・精神障害の利用者	深刻な虐待を受けている利用者	単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者	その他	無回答	非該当
全体		888 100.0%	731 82.3%	661 74.4%	732 82.4%	773 87.0%	42 4.7%	46 5.2%	130
Q1(2) 自治体 区分	特別区	21 100.0%	20 95.2%	20 95.2%	16 76.2%	17 81.0%	1 4.8%	1 4.8%	0
	政令指定都市	16 100.0%	16 100.0%	16 100.0%	16 100.0%	16 100.0%	6 37.5%	0 0.0%	0
	中核市	54 100.0%	48 88.9%	47 87.0%	46 85.2%	48 88.9%	6 11.1%	3 5.6%	0
	その他の市	464 100.0%	390 84.1%	364 78.4%	398 85.8%	407 87.7%	20 4.3%	24 5.2%	33
	町村	333 100.0%	257 77.2%	214 64.3%	256 76.9%	285 85.6%	9 2.7%	18 5.4%	97
Q1(4)1 人口	50万人以上	29 100.0%	28 96.6%	28 96.6%	26 89.7%	27 93.1%	7 24.1%	1 3.4%	0
	20万人以上～ 50万人未満	76 100.0%	68 89.5%	66 86.8%	63 82.9%	66 86.8%	5 6.6%	5 6.6%	1
	10万人以上～ 20万人未満	112 100.0%	97 86.6%	93 83.0%	98 87.5%	97 86.6%	7 6.3%	5 4.5%	2
	5万人以上～ 10万人未満	163 100.0%	136 83.4%	129 79.1%	143 87.7%	141 86.5%	4 2.5%	9 5.5%	11
	1万人以上～ 5万人未満	349 100.0%	280 80.2%	245 70.2%	286 81.9%	306 87.7%	18 5.2%	15 4.3%	65
	1万人未満	146 100.0%	112 76.7%	89 61.0%	105 71.9%	124 84.9%	1 0.7%	10 6.8%	48

③ 特例入所についての市町村の考え方

特例入所についての市町村の考え方は、「現行通りでよい」が65.8%であった。
「特例入所はより慎重に運用するべき」が28.1%であった。

図表 4-31 特例入所についての市町村の考え方 (n=1,018) (問5④)



「その他」の主な回答内容

- ・広域で検討、対応
- ・報酬についての見直しが必要

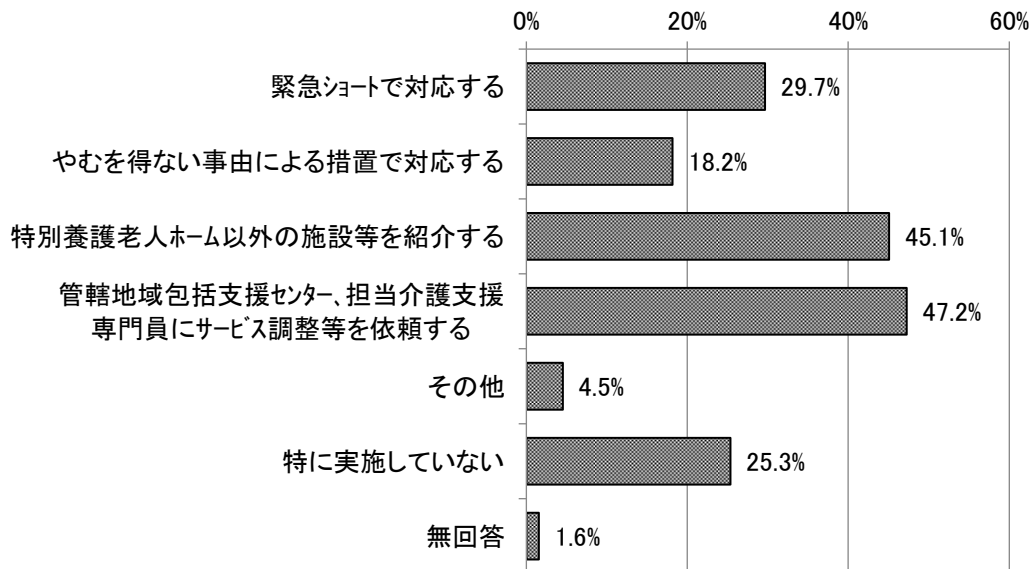
		合計	Q5(4) 特例入所について市町村の考え方				無回答
			特例入所はより慎重に運用するべき	特例入所をより積極的に認めていくべき	現行通りでよい	その他	
	全体	1,018	286	34	670	12	16
		100.0%	28.1%	3.3%	65.8%	1.2%	1.6%
Q1(2) 自治体区分	特別区	21	4	0	16	1	0
		100.0%	19.0%	0.0%	76.2%	4.8%	0.0%
	政令指定都市	16	4	1	11	0	0
		100.0%	25.0%	6.3%	68.8%	0.0%	0.0%
	中核市	54	8	0	44	2	0
	100.0%	14.8%	0.0%	81.5%	3.7%	0.0%	
	その他の市	497	130	7	352	4	4
		100.0%	26.2%	1.4%	70.8%	0.8%	0.8%
	町村	430	140	26	247	5	12
		100.0%	32.6%	6.0%	57.4%	1.2%	2.8%
Q1(4) 人口	50万人以上	29	3	1	25	0	0
		100.0%	10.3%	3.4%	86.2%	0.0%	0.0%
	20万人以上～50万人未満	77	11	1	62	3	0
		100.0%	14.3%	1.3%	80.5%	3.9%	0.0%
	10万人以上～20万人未満	114	35	1	76	1	1
		100.0%	30.7%	0.9%	66.7%	0.9%	0.9%
	5万人以上～10万人未満	174	44	2	124	3	1
	100.0%	25.3%	1.1%	71.3%	1.7%	0.6%	
	1万人以上～5万人未満	414	122	11	273	3	5
	100.0%	29.5%	2.7%	65.9%	0.7%	1.2%	
	1万人未満	194	69	17	97	2	9
		100.0%	35.6%	8.8%	50.0%	1.0%	4.6%

(4) 特別養護老人ホームへの入所がすぐには困難な申込者への支援の実施状況や内容

「管轄地域包括支援センター、担当介護支援専門員にサービス調整等を依頼する」が47.2%で最も多かった。次いで、「特別養護老人ホーム以外の施設等を紹介する」が45.1%であった。

「特に実施していない」が25.3%であった。

図表 4-32 特別養護老人ホームへの入所がすぐには困難な申込者への支援の実施状況や内容
(n=1,018) (問6) (複数回答)



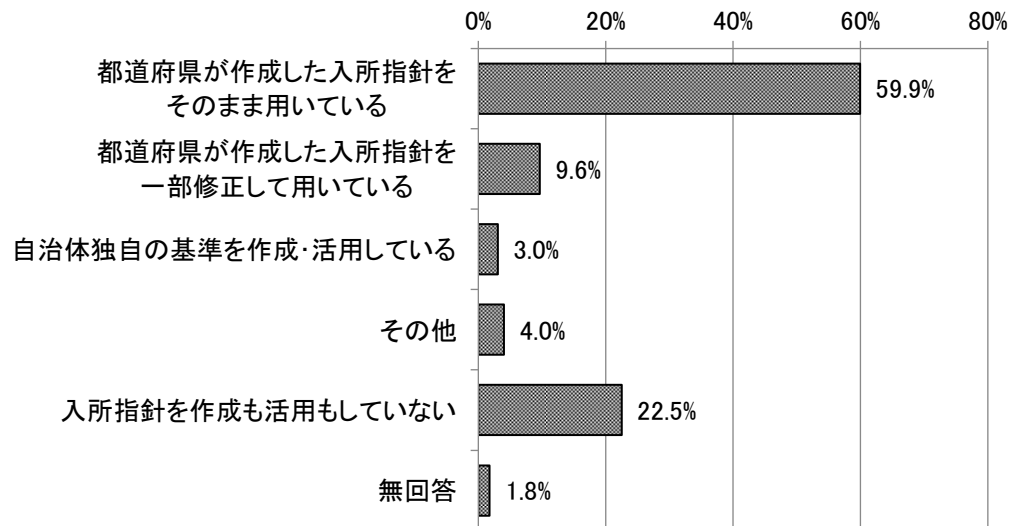
「その他」の主な回答内容

- ・通常のショートステイで対応
- ・ショートステイの長期利用を認める
- ・近隣市町の複数の施設への入所申込を勧奨する
- ・市独自の生活管理短期宿泊事業等
- ・独自の特別養護老人ホーム待機者解消対策事業（介護付有料老人ホーム居住費補助）
- ・在宅の継続が困難となった場合、緊急入所判定委員会を開き、緊急入所の斡旋を行う

(5) 特別養護老人ホームの入所指針の作成・活用状況

特別養護老人ホームの入所指針の作成・活用状況は、「都道府県が作成した入所指針をそのまま用いている」が59.9%で最も多かった。次いで、「入所指針を作成も活用もしていない」が22.5%であった。

図表 4-33 特別養護老人ホームの入所指針の作成・活用状況 (n=1,018) (問7) (複数回答)



「その他」の主な回答内容

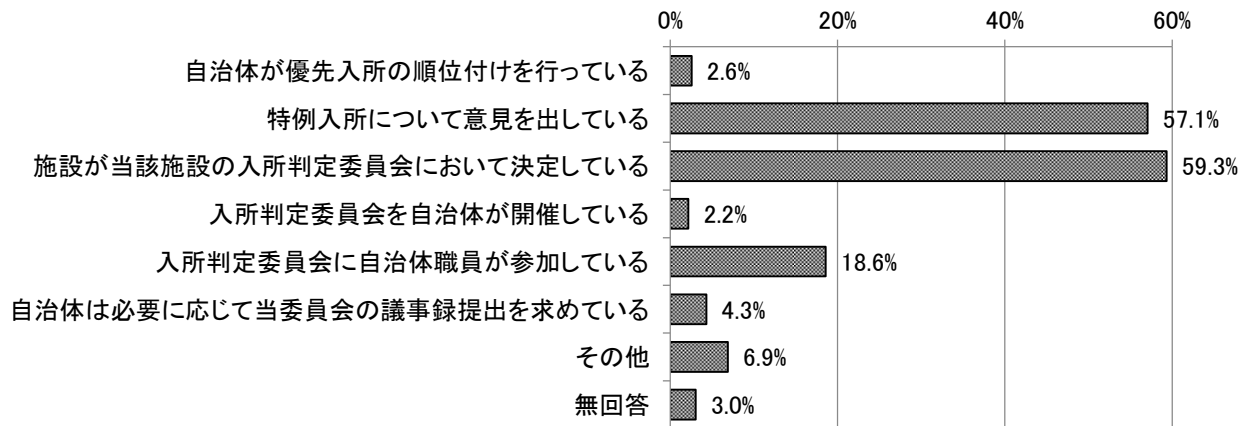
- ・ 県や本市を含む関係自治体との協議を経て策定した指針を活用している。
- ・ 広域連合で作成
- ・ 他市町村の入所指針を参考に作成
- ・ 施設と共同で作成
- ・ 施設が作成

(6) 特別養護老人ホームの入所決定に関する自治体の関与の状況

「施設が当該施設の入所判定委員会において決定している」が 59.3%で最も多かった。次いで、「特例入所について意見を出している」が 57.1%であった。

図表 4-34 特別養護老人ホームの入所決定に関する自治体の関与の状況 (n=1,018) (問 8)

(複数回答)



「その他」の主な回答内容

- ・ 関与していない
- ・ 市営の施設は委員になっているが、民間事業者の施設には関与していない
- ・ 市で一次評価を行った後、各施設で二次評価及び入所判定委員会を開催している
- ・ 特例的な場合の入所のみ理由書等の提出を求める
- ・ 施設から意見を求められた場合に限り、意見を提出している

(7) 実質的に入所可能な入所申込登録者の規模の把握状況

以下のとおりの質問をした。

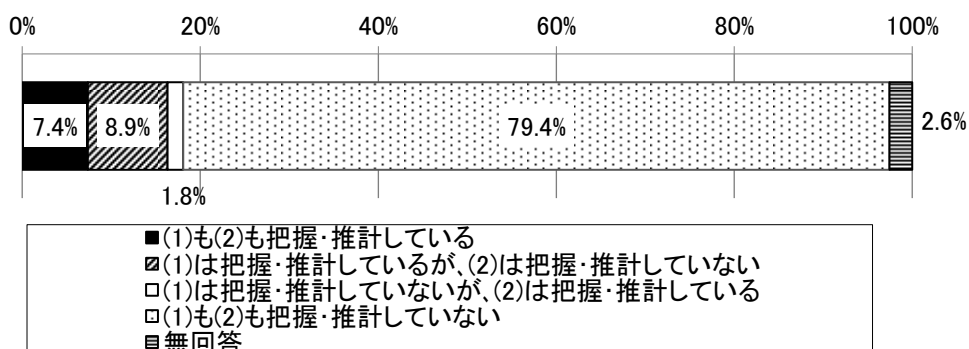
(質問文)

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）の入所申込登録者は、(1)複数施設へ登録したり、すぐに入所する意思や条件が整わない段階で事前に登録している者が含まれていたり、(2)登録されているものの施設側で体制が整わないために実際上受け入れが困難な医療的ケアが必要な者などが含まれているため、実質的に入所可能な者よりも多く計上される場合があります。貴市町村においては、入所申込登録者のうち、それらの(1)登録者側の事情や、(2)施設側の事情に該当する者を除いた実質的に入所可能な入所申込登録者の規模を把握していますか。

市区町村では、「(1)も(2)も把握・推計していない」が79.4%を占めた。「(1)は把握・推計しているが、(2)は把握・推計していない」が8.9%であった。

(1)を把握している市区町村は16.3%、(2)を把握している市区町村は9.2%であった。

図表 4-35 実質的に入所可能な入所申込登録者の規模の把握状況(n=1,018)（問9）

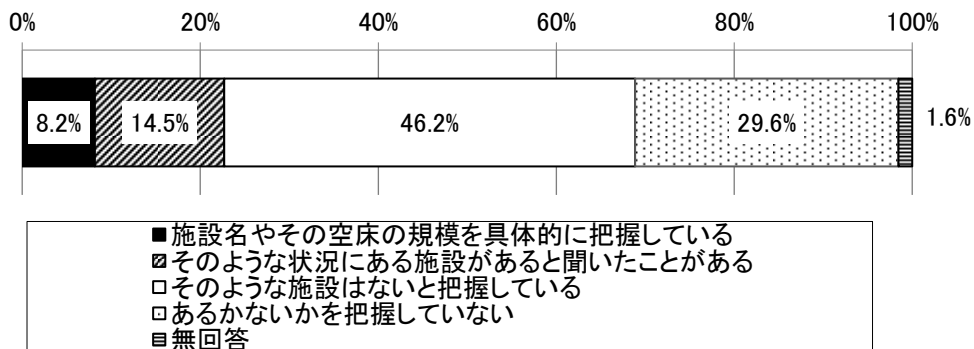


(8) 職員の人材確保ができないために空床がある施設について

職員の人材確保ができないために空床を埋められない状況の把握は、「そのような施設はないと把握している」が46.2%で最も多かった。次いで、「あるかないかを把握していない」が29.6%であった。「施設名やその空床の規模を具体的に把握している」は8.2%、「そのような状況にある施設があると聞いたことがある」が14.5%であった。

図表 4-36 職員の人材確保ができないために空床を埋められない状況の把握 (n=1,018)

(問 10)



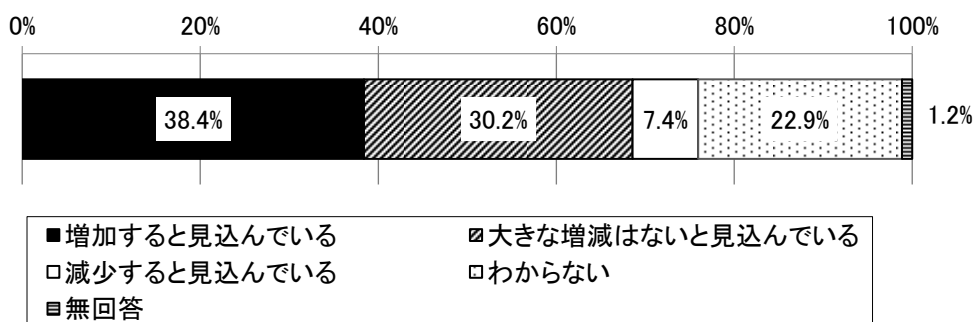
		合計	Q10 職員の人材確保ができないために空床を埋められない状況の把握				
			施設名やその空床の規模を具体的に把握している	そのような状況にある施設があると聞いたことがある	そのような施設はないと把握している	あるかないかを把握していない	無回答
全体		1,018 100.0%	83 8.2%	148 14.5%	470 46.2%	301 29.6%	16 1.6%
Q1 (2) 自治体区分	特別区	21 100.0%	3 14.3%	7 33.3%	6 28.6%	5 23.8%	0 0.0%
	政令指定都市	16 100.0%	5 31.3%	7 43.8%	1 6.3%	2 12.5%	1 6.3%
	中核市	54 100.0%	7 13.0%	14 25.9%	16 29.6%	17 31.5%	0 0.0%
	その他の市	497 100.0%	44 8.9%	72 14.5%	194 39.0%	184 37.0%	3 0.6%
	町村	430 100.0%	24 5.6%	48 11.2%	253 58.8%	93 21.6%	12 2.8%
Q1 (4) 1人口	50万人以上	29 100.0%	6 20.7%	11 37.9%	6 20.7%	5 17.2%	1 3.4%
	20万人以上～50万人未満	77 100.0%	13 16.9%	17 22.1%	19 24.7%	28 36.4%	0 0.0%
	10万人以上～20万人未満	114 100.0%	11 9.6%	22 19.3%	35 30.7%	46 40.4%	0 0.0%
	5万人以上～10万人未満	174 100.0%	17 9.8%	29 16.7%	60 34.5%	67 38.5%	1 0.6%
	1万人以上～5万人未満	414 100.0%	23 5.6%	49 11.8%	214 51.7%	124 30.0%	4 1.0%
	1万人未満	194 100.0%	13 6.7%	19 9.8%	125 64.4%	27 13.9%	10 5.2%

(9) 今後（5～10年後）の特別養護老人ホームにおける入所申込登録者の増減見込みとその対応についての考え方

① 入所申込登録者の増減見込み

入所申込登録者の増減見込みは、「増加すると見込んでいる」が38.4%で最も多かった。次いで、「大きな増減はないと見込んでいる」が30.2%であった。

図表 4-37 入所申込登録者の増減見込み (n=1,018) (問 11 (1))



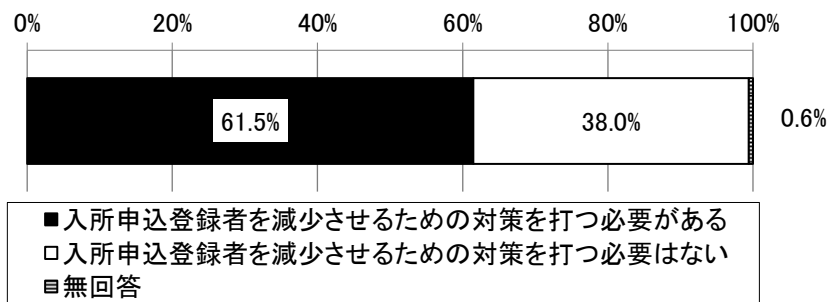
	合計	Q11(1) 今後の特別養護老人ホームにおける入所申込登録者の増減見込み					
		増加すると見込んでいる	大きな増減はないと見込んでいる	減少すると見込んでいる	わからない	無回答	
全体	1,018 100.0%	391 38.4%	307 30.2%	75 7.4%	233 22.9%	12 1.2%	
Q1(2) 自治体区分	特別区	21 100.0%	9 42.9%	9 42.9%	0 0.0%	3 14.3%	0 0.0%
	政令指定都市	16 100.0%	4 25.0%	5 31.3%	1 6.3%	6 37.5%	0 0.0%
	中核市	54 100.0%	21 38.9%	11 20.4%	7 13.0%	15 27.8%	0 0.0%
	その他の市	497 100.0%	206 41.4%	127 25.6%	32 6.4%	131 26.4%	1 0.2%
	町村	430 100.0%	151 35.1%	155 36.0%	35 8.1%	78 18.1%	11 2.6%
Q1(4)1 人口	50万人以上	29 100.0%	11 37.9%	9 31.0%	2 6.9%	7 24.1%	0 0.0%
	20万人以上～50万人未満	77 100.0%	33 42.9%	17 22.1%	6 7.8%	21 27.3%	0 0.0%
	10万人以上～20万人未満	114 100.0%	52 45.6%	22 19.3%	8 7.0%	32 28.1%	0 0.0%
	5万人以上～10万人未満	174 100.0%	88 50.6%	37 21.3%	8 4.6%	41 23.6%	0 0.0%
	1万人以上～5万人未満	414 100.0%	145 35.0%	139 33.6%	26 6.3%	100 24.2%	4 1.0%
	1万人未満	194 100.0%	52 26.8%	81 41.8%	25 12.9%	28 14.4%	8 4.1%

②（増加また大きな増減なし）入所申込登録者を減少させるための対策の必要性の有無

1) 必要性の有無

今後（5～10年後）の特別養護老人ホームにおける入所申込登録者について、増加または大きな増減なしを見込んでいる市区町村において、入所申込登録者を減少させるための対策の必要性の有無は、「入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要がある」が61.5%、「入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要はない」が38.0%であった。

図表4-38 入所申込登録者を減少させるための対策の必要性の有無(n=698)
(問11(2))



		合計	Q11(2) 現在の入所申込登録者を減少させるための対策の必要性		
			入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要がある	入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要はない	無回答
全体		698 100.0%	429 61.5%	265 38.0%	4 0.6%
Q1(2) 自治体 区分	特別区	18 100.0%	14 77.8%	4 22.2%	0 0.0%
	政令指定都市	9 100.0%	8 88.9%	1 11.1%	0 0.0%
	中核市	32 100.0%	24 75.0%	8 25.0%	0 0.0%
	その他の市	333 100.0%	232 69.7%	99 29.7%	2 0.6%
	町村	306 100.0%	151 49.3%	153 50.0%	2 0.7%

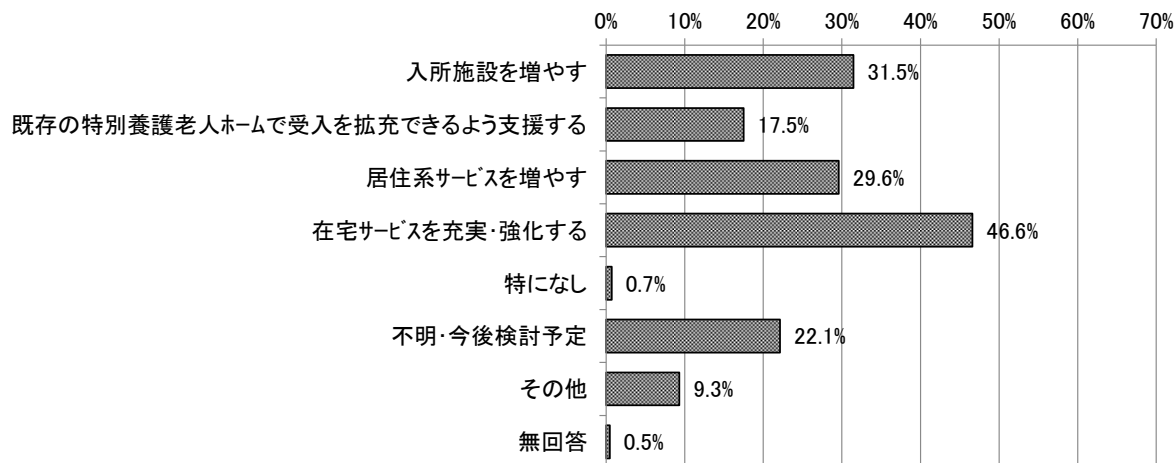
(続き)

		合計	入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要がある	入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要はない	無回答
Q1(4)1 人口	50万人以上	20 100.0%	16 80.0%	4 20.0%	0 0.0%
	20万人以上～ 50万人未満	50 100.0%	41 82.0%	9 18.0%	0 0.0%
	10万人以上～ 20万人未満	74 100.0%	57 77.0%	17 23.0%	0 0.0%
	5万人以上～ 10万人未満	125 100.0%	88 70.4%	36 28.8%	1 0.8%
	1万人以上～ 5万人未満	284 100.0%	164 57.7%	119 41.9%	1 0.4%
	1万人未満	133 100.0%	52 39.1%	79 59.4%	2 1.5%

2) (有の場合) 対策

対策は、「在宅サービスを充実・強化する」が46.6%で最も多かった。次いで、「入所施設を増やす」が31.5%、「居住系サービスを増やす」が29.6%であった。

図表 4-39 対策 (n=429) (問 11 (3)) (複数回答)



「その他」の主な回答内容

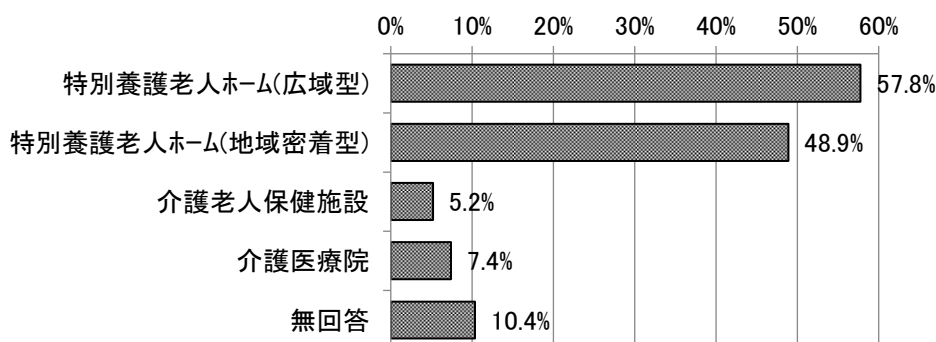
- ・介護状態にならないよう予防の重点を置く。介護予防、重度化防止対策
- ・ショートの特養への転換
- ・既存の特養の増床
- ・近隣市町にある施設を含めた広域的な申込の周知
- ・小多機多機能型居宅介護+住宅でも特養に似た形がつけられると思う
- ・必要時に介護や医療サービスを一体的に提供することができる定期巡回随時対応型訪問介護看護や(看護)小規模多機能型居宅介護事業所のような市民が求める地域密着型サービスを増やし、住み慣れた地域での暮らしを継続することができる体制を強化したい
- ・短いサイクルで申請を更新させる
- ・料金が高く希望が少ないユニット型個室への入居希望を増やす
- ・緊急性がない申込者に辞退をうながす
- ・別施設へ入所している者について名簿を整理するよう施設に情報を提供している

		合計	Q11(3) 入所申込登録者について減少させるための対策							無回答
			入所施設を増やす	既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する	居住系サービスを増やす	在宅サービスを充実・強化する	特になし	不明・今後検討予定	その他	
全体		429 100.0%	135 31.5%	75 17.5%	127 29.6%	200 46.6%	3 0.7%	95 22.1%	40 9.3%	2 0.5%
Q1 (2) 自治体区分	特別区	14 100.0%	10 71.4%	5 35.7%	8 57.1%	5 35.7%	1 7.1%	2 14.3%	1 7.1%	0 0.0%
	政令指定都市	8 100.0%	5 62.5%	5 62.5%	4 50.0%	5 62.5%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
	中核市	24 100.0%	14 58.3%	8 33.3%	16 66.7%	11 45.8%	0 0.0%	3 12.5%	1 4.2%	0 0.0%
	その他の市	232 100.0%	84 36.2%	32 13.8%	64 27.6%	103 44.4%	1 0.4%	50 21.6%	23 9.9%	0 0.0%
	町村	151 100.0%	22 14.6%	25 16.6%	35 23.2%	76 50.3%	1 0.7%	38 25.2%	15 9.9%	2 1.3%
Q1 (4) 1人口	50万人以上	16 100.0%	12 75.0%	8 50.0%	8 50.0%	9 56.3%	0 0.0%	3 18.8%	1 6.3%	0 0.0%
	20万人以上～50万人未満	41 100.0%	23 56.1%	13 31.7%	19 46.3%	18 43.9%	0 0.0%	8 19.5%	4 9.8%	0 0.0%
	10万人以上～20万人未満	57 100.0%	25 43.9%	6 10.5%	22 38.6%	19 33.3%	1 1.8%	16 28.1%	4 7.0%	0 0.0%
	5万人以上～10万人未満	88 100.0%	33 37.5%	11 12.5%	23 26.1%	37 42.0%	0 0.0%	17 19.3%	9 10.2%	0 0.0%
	1万人以上～5万人未満	164 100.0%	30 18.3%	24 14.6%	34 20.7%	85 51.8%	1 0.6%	38 23.2%	16 9.8%	2 1.2%
	1万人未満	52 100.0%	4 7.7%	12 23.1%	13 25.0%	32 61.5%	0 0.0%	13 25.0%	5 9.6%	0 0.0%

i) (入所施設を増やす場合) 増やす施設

入所施設を増やす場合、「特別養護老人ホーム(広域型)」が57.8%で最も多かった。次いで、「特別養護老人ホーム(地域密着型)」が48.9%であった。

図表4-40 増やす施設(n=135)(問11(3)1)(複数回答)

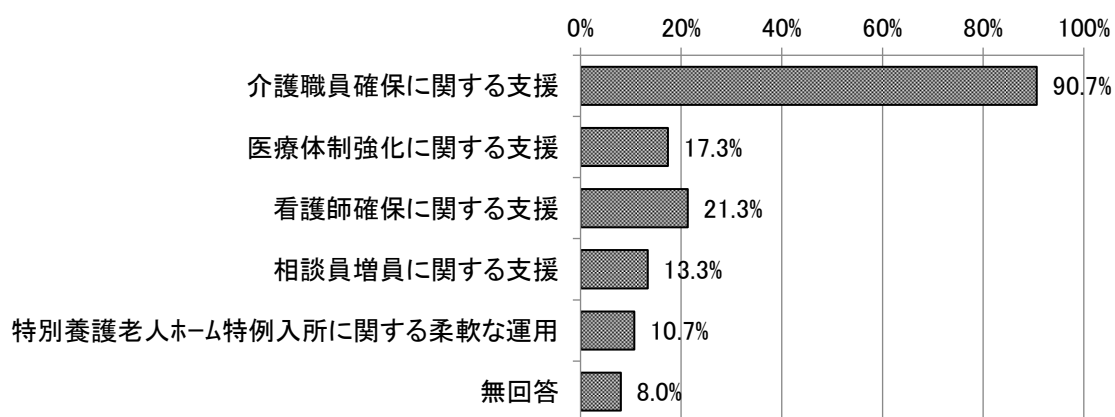


		合計	Q11(3)1 入所施設を増やす				
			特別養護老人ホーム(広域型)	特別養護老人ホーム(地域密着型)	介護老人保健施設	介護医療院	無回答
全体		135 100.0%	78 57.8%	66 48.9%	7 5.2%	10 7.4%	14 10.4%
Q1(2) 自治体区分	特別区	10 100.0%	9 90.0%	1 10.0%	1 10.0%	1 10.0%	1 10.0%
	政令指定都市	5 100.0%	5 100.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	中核市	14 100.0%	6 42.9%	10 71.4%	2 14.3%	2 14.3%	2 14.3%
	その他の市	84 100.0%	48 57.1%	42 50.0%	3 3.6%	5 6.0%	7 8.3%
	町村	22 100.0%	10 45.5%	10 45.5%	1 4.5%	2 9.1%	4 18.2%
Q1(4)1 人口	50万人以上	12 100.0%	11 91.7%	5 41.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%
	20万人以上～50万人未満	23 100.0%	15 65.2%	10 43.5%	3 13.0%	3 13.0%	3 13.0%
	10万人以上～20万人未満	25 100.0%	18 72.0%	11 44.0%	2 8.0%	2 8.0%	2 8.0%
	5万人以上～10万人未満	33 100.0%	17 51.5%	16 48.5%	0 0.0%	2 6.1%	4 12.1%
	1万人以上～5万人未満	30 100.0%	15 50.0%	16 53.3%	1 3.3%	1 3.3%	3 10.0%
	1万人未満	4 100.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%

ii) (既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する場合) 支援策

「介護職員確保に関する支援」が 90.7%で最も多かった。次いで、「看護師確保に関する支援」が 21.3%であった。

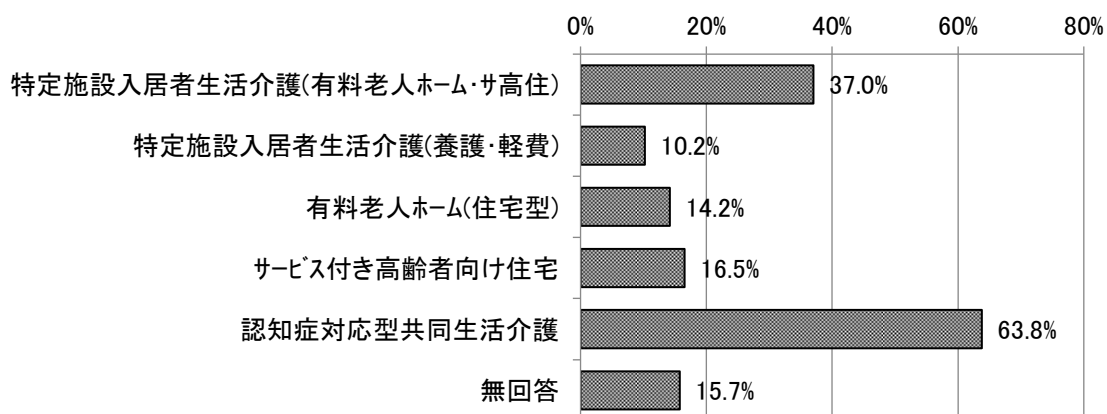
図表 4-41 (既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する場合) 支援策
(n=75) (問 11 (3) 2) (複数回答)



iii) (居住系サービスを増やす場合) 増やすサービス

「認知症対応型共同生活介護」が 63.8%で最も多かった。次いで、「特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅)」が 37.0%であった。

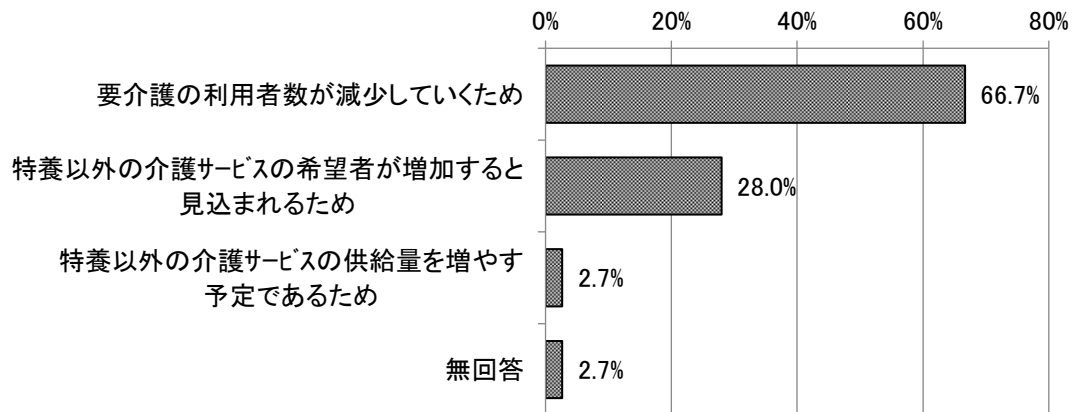
図表 4-42 (居住系サービスを増やす場合) 増やすサービス (n=127)
(問 11 (3) 3) (複数回答)



③（減少の場合）減少の主な理由

減少の主な理由は、「要介護の利用者数が減少していくため」が66.7%で最も多かった。次いで、「特養以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため」が28.0%であった。

図表 4-43 減少の主な理由 (n=75) (問 11 (4))



		合計	Q11(4) 入所申込登録者の減少の主な理由			
			要介護の利用者数が減少していくため	特養以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため	特養以外の介護サービスの供給量を増やす予定であるため	無回答
全体		75 100.0%	50 66.7%	21 28.0%	2 2.7%	2 2.7%
Q1(2) 自治体区分	特別区	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	政令指定都市	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	中核市	7 100.0%	2 28.6%	5 71.4%	0 0.0%	0 0.0%
	その他の市	32 100.0%	19 59.4%	9 28.1%	2 6.3%	2 6.3%
	町村	35 100.0%	29 82.9%	6 17.1%	0 0.0%	0 0.0%
Q1(4)1 人口	50万人以上	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	20万人以上～50万人未満	6 100.0%	1 16.7%	5 83.3%	0 0.0%	0 0.0%
	10万人以上～20万人未満	8 100.0%	3 37.5%	4 50.0%	0 0.0%	1 12.5%
	5万人以上～10万人未満	8 100.0%	2 25.0%	3 37.5%	2 25.0%	1 12.5%
	1万人以上～5万人未満	26 100.0%	23 88.5%	3 11.5%	0 0.0%	0 0.0%
	1万人未満	25 100.0%	21 84.0%	4 16.0%	0 0.0%	0 0.0%

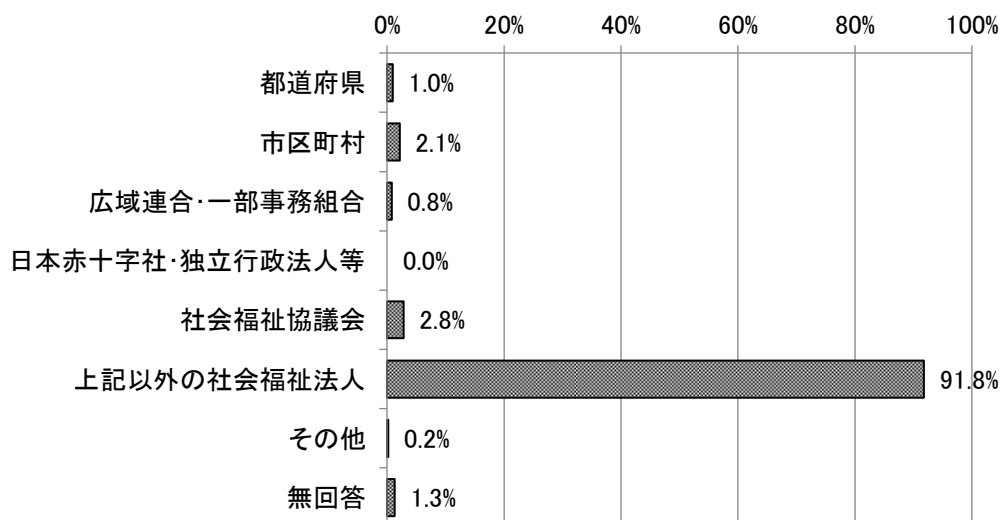
第5章 特別養護老人ホーム調査の結果

1. 回答施設の概要

① 経営主体

経営主体は、「上記以外（社会福祉協議会以外）の社会福祉法人」が91.8%を占めた。

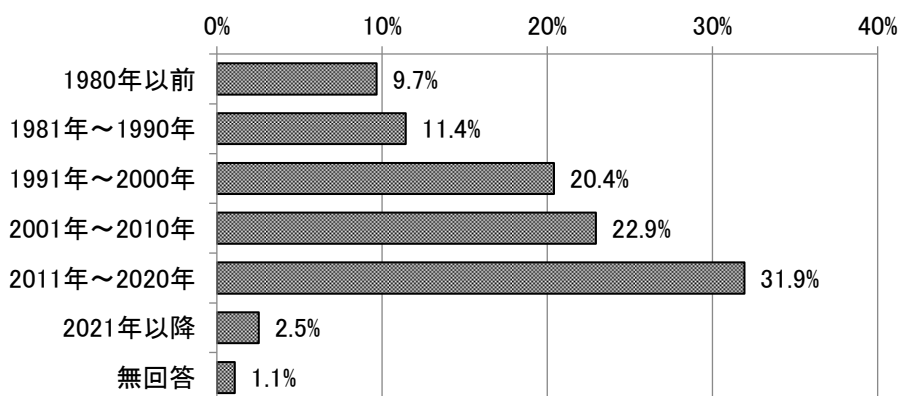
図表5-1 経営主体(n=1,024) (問1(2))



② 開設年

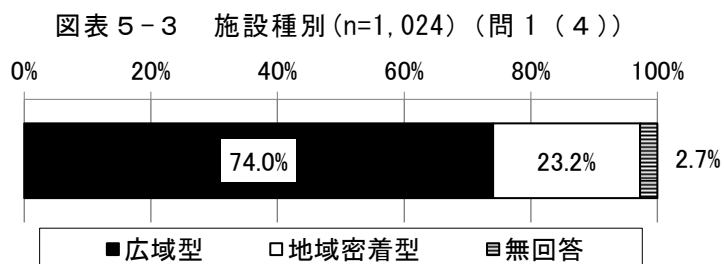
開設年は、「2011年～2020年」が31.9%であった。

図表5-2 開設年(n=1,024) (問1(3))



③ 施設種別

施設種別は、「広域型」が74.0%、「地域密着型」が23.2%であった。



④ 定員

定員は平均 62.3 人、多床室の定員は平均 27.7 人、従来型個室の定員は平均 4.4 人、ユニット型の定員は平均 30.2 人であった。

図表 5-4 定員 (問 2 (1)) (単位: 人)

	n	平均値	中央値
Q2(1)1 施設の定員数:合計	1,020	62.3	55.0
Q2(1)2 施設の定員数:多床室	1,004	27.7	0.0
Q2(1)3 施設の定員数:従来型個室	1,004	4.4	0.0
Q2(1)4 施設の定員数:ユニット型	1,004	30.2	29.0

【0 の場合を除いての集計】

	n	平均値	中央値
Q2(1)2 施設の定員数:多床室	493	56.4	50.0
Q2(1)3 施設の定員数:従来型個室	321	13.7	10.0
Q2(1)4 施設の定員数:ユニット型	571	53.0	40.0

⑤ 在所者数

在所者数は平均 59.4 人、多床室の在所者数は平均 26.6 人、従来型個室の在所者数の平均は 4.2 人、ユニット型の在所者数の平均は 28.6 人であった。

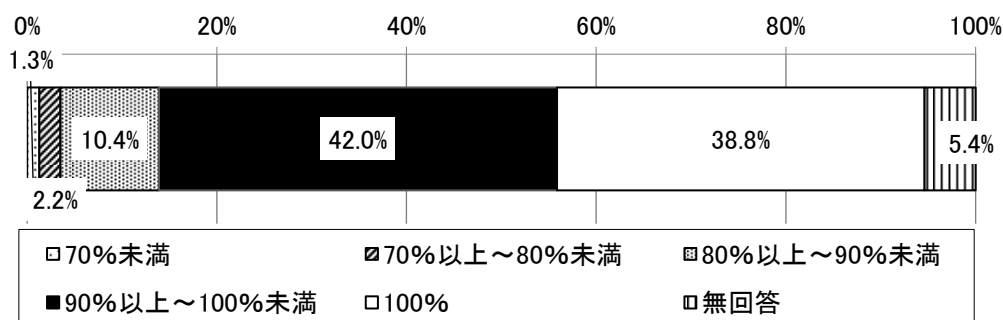
図表 5-5 在所者数 (問 2 (2)) (単位: 人)

	n	平均値	中央値
Q2(2)1 施設の在所者数:合計	969	59.4	52.0
Q2(2)2 施設の在所者数:多床室	961	26.6	0.0
Q2(2)3 施設の在所者数:従来型個室	961	4.2	0.0
Q2(2)4 施設の在所者数:ユニット型	961	28.6	24.0

【0 の場合を除いての集計】

	n	平均値	中央値
Q2(2)2 施設の在り者数:多床室	478	53.5	49.0
Q2(2)3 施設の在り者数:従来型個室	311	12.8	9.0
Q2(2)4 施設の在り者数:ユニット型	540	50.9	40.0

図表 5-6 定員に対する在り者の割合の分布 (n=1,024)



図表 5-7 定員に対する在り者の割合 (単位: %)

		n	平均	中央値
全体		969	95.3	98.0
Q1(4) 施設種別	広域型	718	95.1	97.8
	地域密着型	223	95.9	100.0
Q1(5) 施設所在地 (市区町村区分)	特別区	30	95.5	98.0
	政令指定都市	140	95.2	97.4
	中核市	154	95.9	98.3
	その他の市	502	95.4	98.0
	町村	143	94.6	98.0

(多床室)

		n	平均	中央値
全体		474	95.7	98.2
Q1(4) 施設種別	広域型	436	95.4	98.0
	地域密着型	18	98.6	100.0
Q1(5) 施設所在地 (市区町村区分)	特別区	15	98.0	98.8
	政令指定都市	57	94.8	96.7
	中核市	59	96.0	98.7
	その他の市	262	95.5	98.1
	町村	81	96.0	99.0

(従来型個室)

		n	平均	中央値
全体		307	92.8	100.0
Q1(4) 施設種別	広域型	280	92.4	100.0
	地域密着型	16	96.0	100.0
Q1(5) 施設所在地 (市区町村区分)	特別区	11	97.3	100.0
	政令指定都市	41	96.9	100.0
	中核市	40	88.8	100.0
	その他の市	157	91.8	100.0
	町村	58	94.8	100.0

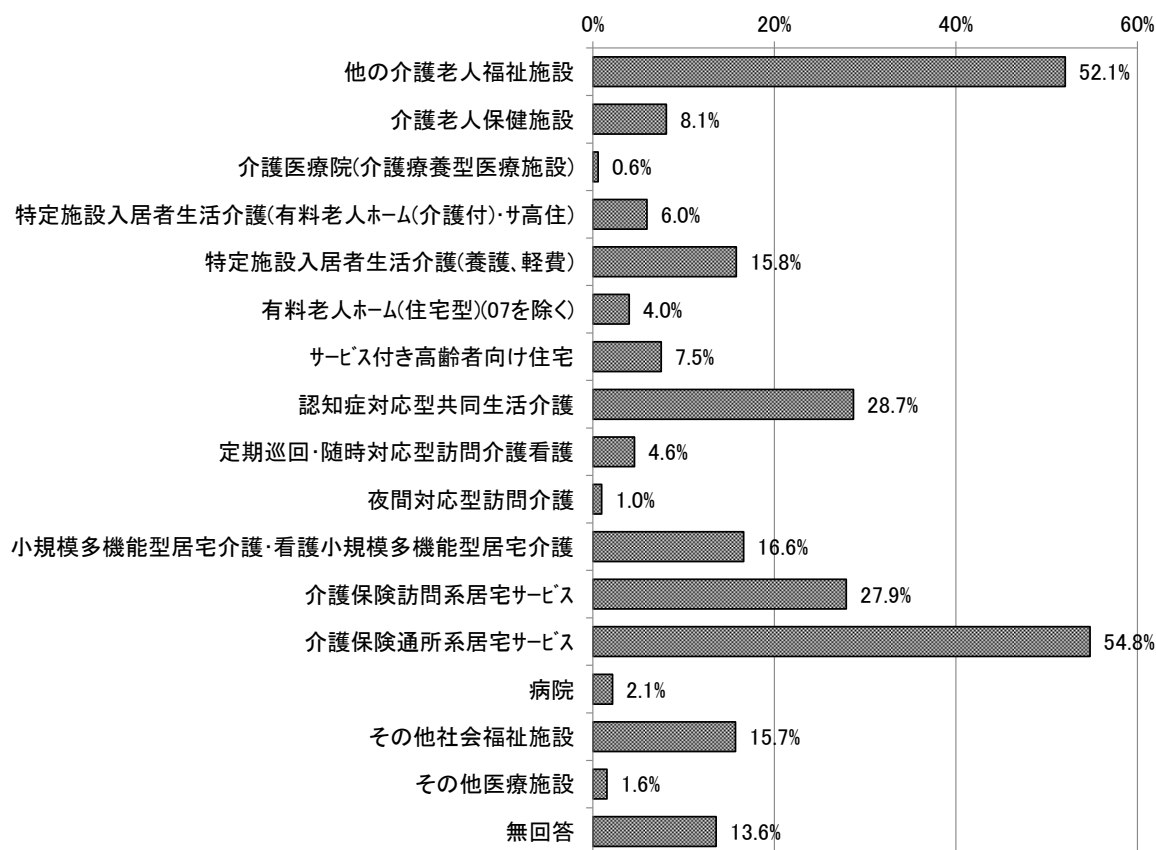
(ユニット型)

		n	平均	中央値
全体		538	95.5	98.8
Q1(4) 施設種別	広域型	324	95.3	98.0
	地域密着型	201	95.8	100.0
Q1(5) 施設所在地 (市区町村区分)	特別区	15	93.5	96.7
	政令指定都市	81	95.5	98.0
	中核市	101	96.3	98.3
	その他の市	273	95.7	100.0
	町村	68	93.9	98.3

⑥ 他に実施しているサービス

他に実施しているサービスは、「介護保険通所系居宅サービス」が54.8%で最も多かった。次いで、「他の介護老人福祉施設」が52.1%であった。

図表 5-8 法人が他に実施しているサービス (n=1,024) (問3) (複数回答)



2. 入所申込登録者等の状況

(1) 入所申込登録者の状況

※「入所申込登録者」とは「特別養護老人ホームに入所の申込をして登録した者のうち、令和4年10月1日現在で、本人・家族からの入所辞退や登録期限満了によって登録抹消となった者及び入所した者を除いた、入所申込登録が有効である者」とした。

① 入所申込登録者数（令和4年10月1日時点）

令和4年10月1日時点の入所申込登録者数は1施設あたり平均87.9人（中央値53.0人）であった。

令和3年度の新規入所者数に対する倍率をみたところ、平均6.1倍であった。

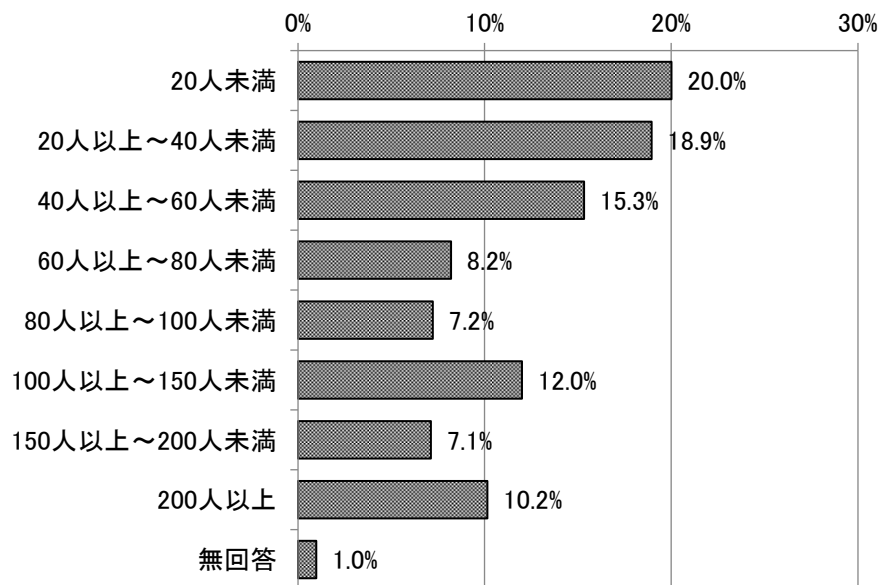
図表5-9 入所申込登録者数（問4（1））（単位：人）

	n	合計値 (回答施設での総数)	平均値	中央値
Q4(1) 令和4年10月1日時点の入所申込登録者数	1,014	89,137	87.9	53.0

		n	合計値	平均値	中央値
Q1(5) 施設所在地 (8地域)	北海道	52	2,468	47.5	28.5
	東北	98	10,263	104.7	68.5
	関東信越	337	33,334	98.9	57.0
	東海北陸	95	8,672	91.3	50.0
	近畿	159	15,487	97.4	58.0
	中国	83	7,629	91.9	75.0
	四国	46	3,655	79.5	50.0
	九州	144	7,629	53.0	30.0
Q1(5) 施設所在地 (市区町村区分)	特別区	30	5,709	190.3	147.5
	政令指定都市	148	15,028	101.5	53.0
	中核市	165	13,016	78.9	45.0
	その他の市	520	47,804	91.9	58.0
	町村	151	7,580	50.2	38.0
Q1(4) 施設種別	広域型	750	77,191	102.9	64.0
	地域密着型	236	9,504	40.3	25.0
Q2(1)1 施設の定員数:合計	29人以下	236	9,504	40.3	25.0
	30人～59人	286	23,589	82.5	54.0
	60人～89人	271	27,725	102.3	65.0
	90人以上	218	27,917	128.1	89.5
Q2(1) 施設分類	従来型のみ	427	44,503	104.2	76.0
	ユニット型のみ	496	33,930	68.4	36.0
	従来型とユニット型の両方	72	8,278	115.0	80.0

		n	合計値	平均値	中央値
施設分類×施設所在地	特別区	30	5,709	190.3	147.5
	→ 従来型のみ	14	3,026	216.1	187.0
	→ ユニット型のみ	15	2,228	148.5	120.0
	→ 従来型とユニット型の両方	1	455	455.0	455.0
	政令指定都市	148	15,028	101.5	53.0
	→ 従来型のみ	56	7,768	138.7	103.0
	→ ユニット型のみ	78	5,385	69.0	34.0
	→ 従来型とユニット型の両方	8	1,565	195.6	208.5
	中核市	165	13,016	78.9	45.0
	→ 従来型のみ	55	5,287	96.1	72.0
	→ ユニット型のみ	98	6,049	61.7	35.5
	→ 従来型とユニット型の両方	10	878	87.8	40.5
	その他の市	520	47,804	91.9	58.0
	→ 従来型のみ	227	24,167	106.5	78.0
	→ ユニット型のみ	242	17,791	73.5	37.0
	→ 従来型とユニット型の両方	44	4,817	109.5	80.0
	町村	151	7,580	50.2	38.0
	→ 従来型のみ	75	4,255	56.7	43.0
	→ ユニット型のみ	63	2,477	39.3	29.0
→ 従来型とユニット型の両方	9	563	62.6	59.0	

図表 5-10 入所申込登録者数の分布 (n=1,024) (問 4 (1))



図表 5-11 令和 3 年度の新規入所者数に対する倍率 (単位:倍)

	n	平均値	中央値
新規入所者数に対する倍数	989	6.1	3.4

注) 以下の②～⑧の回答は内訳についての質問であるが、一部、無回答の施設があったり、合計と内訳が整合していない回答があったりしたため、回答施設数、入所申込者登録者の総数が設問により異なっている。

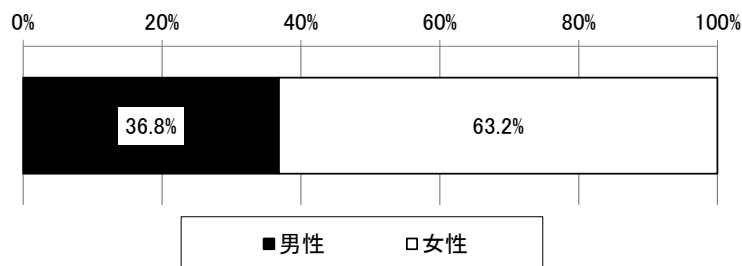
② 性別

入所申込登録者の性別は、男性が 36.8%、女性が 63.2%であった。

図表 5-12 性別 (問 4 (2) ①) (単位:人)

	n	平均値	中央値
Q4(2)①1 登録者内訳:性別_男性	1,006	32.0	18.0
Q4(2)①2 登録者内訳:性別_女性	1,006	54.9	34.0

図表 5-13 性別 (n=87,476) (回答施設数 1,006 施設) (問 4 (2) ①)



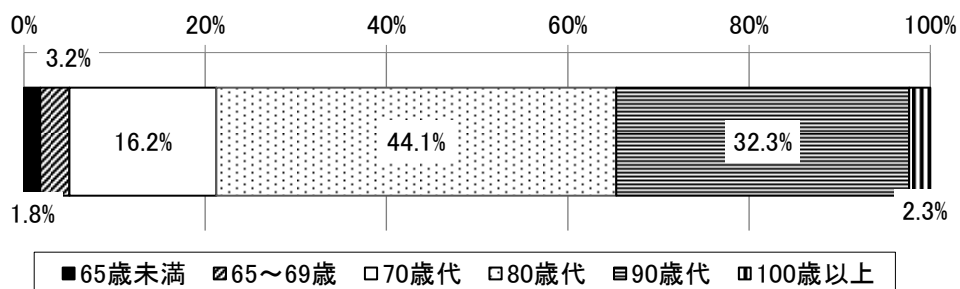
③ 年代

入所申込登録者の年代は 80 歳代が 44.1%、90 歳代が 32.3%で、80 歳代以上が 78.7%であった。

図表 5-14 年代 (問 4 (2) ②) (単位:人)

	n	平均値	中央値
Q4(2)②1 登録者内訳:年代_65 歳未満	980	1.5	0.0
Q4(2)②2 登録者内訳:年代_65～69 歳	980	2.7	1.0
Q4(2)②3 登録者内訳:年代_70 歳代	980	13.7	8.0
Q4(2)②4 登録者内訳:年代_80 歳代	980	37.4	23.0
Q4(2)②5 登録者内訳:年代_90 歳代	980	27.4	16.0
Q4(2)②6 登録者内訳:年代_100 歳以上	980	2.0	0.0

図表 5-15 年代 (n=83,014) (回答施設 980 施設) (問 4 (2) ②)



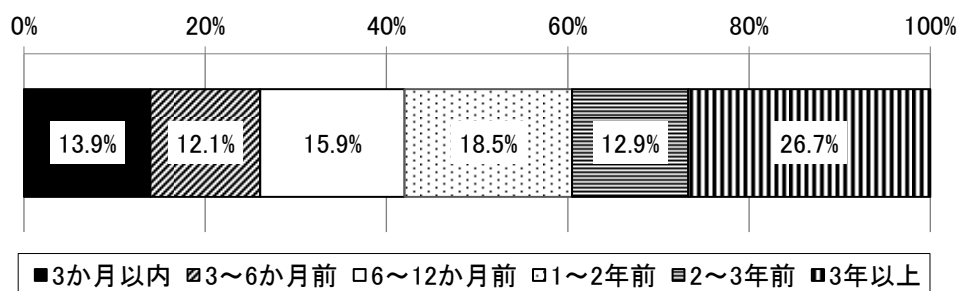
④ 申込時期

入所申込登録者の申込時期は「3年以上前」が26.7%、「1～2年前」が18.5%であった。

図表5-16 申込時期（問4（2）③）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q4(2)③1 登録者内訳：申込時期_3か月以内	987	12.1	9.0
Q4(2)③2 登録者内訳：申込時期_3～6か月前	987	10.6	7.0
Q4(2)③3 登録者内訳：申込時期_6～12か月前	987	13.9	8.0
Q4(2)③4 登録者内訳：申込時期_1～2年前	987	16.1	9.0
Q4(2)③5 登録者内訳：申込時期_2～3年前	987	11.2	5.0
Q4(2)③6 登録者内訳：申込時期_3年以上前	987	23.2	7.0

図表5-17 申込時期(n=85,840)（回答施設987施設）（問4（2）③）



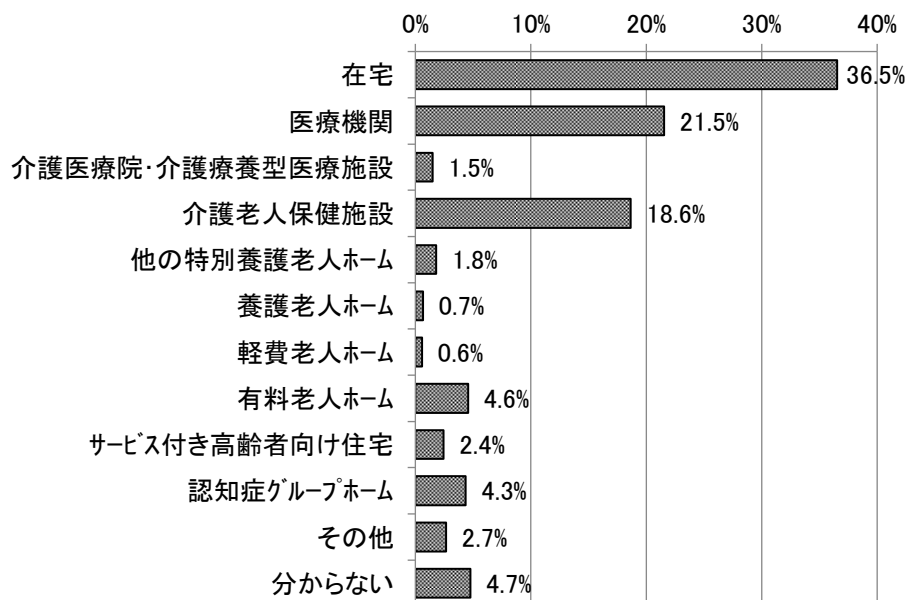
⑤ 居所

入所申込登録者の居所が「在宅」は36.5%で最も多く、次いで、「医療機関」が21.5%、「介護老人保健施設」が18.6%であった。

図表5-18 居所（問4（2）④）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q4(2)④1 登録者内訳:居所_在宅	970	30.3	17.0
Q4(2)④2 登録者内訳:居所_医療機関	970	17.9	10.0
Q4(2)④3 登録者内訳:居所_介護医療院・介護療養型医療施設	970	1.2	0.0
Q4(2)④4 登録者内訳:居所_介護老人保健施設	970	15.5	8.0
Q4(2)④5 登録者内訳:居所_他の特別養護老人ホーム	970	1.5	0.0
Q4(2)④6 登録者内訳:居所_養護老人ホーム	970	0.5	0.0
Q4(2)④7 登録者内訳:居所_軽費老人ホーム	970	0.5	0.0
Q4(2)④8 登録者内訳:居所_有料老人ホーム	970	3.8	1.0
Q4(2)④9 登録者内訳:居所_サービス付き高齢者向け住宅	970	2.0	0.0
Q4(2)④10 登録者内訳:居所_認知症グループホーム	970	3.6	2.0
Q4(2)④11 登録者内訳:居所_その他	970	2.2	0.0
Q4(2)④12 登録者内訳:居所_分からない	970	3.9	0.0

図表5-19 居所(n=80,529)（回答施設970施設）（問4（2）④）



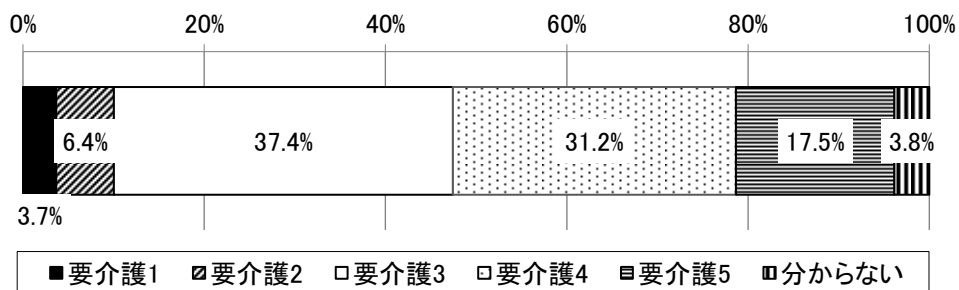
⑥ 要介護度

入所申込登録者の要介護度は「要介護3」が37.4%、「要介護4」が31.2%であった。

図表5-20 要介護度（問4（2）⑤）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q4(2)⑤1 登録者内訳：要介護度_要介護1	1,000	3.1	1.0
Q4(2)⑤2 登録者内訳：要介護度_要介護2	1,000	5.4	2.0
Q4(2)⑤3 登録者内訳：要介護度_要介護3	1,000	32.0	20.0
Q4(2)⑤4 登録者内訳：要介護度_要介護4	1,000	26.7	17.0
Q4(2)⑤5 登録者内訳：要介護度_要介護5	1,000	15.0	8.0
Q4(2)⑤6 登録者内訳：要介護度_分からない	1,000	3.3	0.0

図表5-21 要介護度(n=85,590)（回答施設1,000施設）（問4（2）⑤）



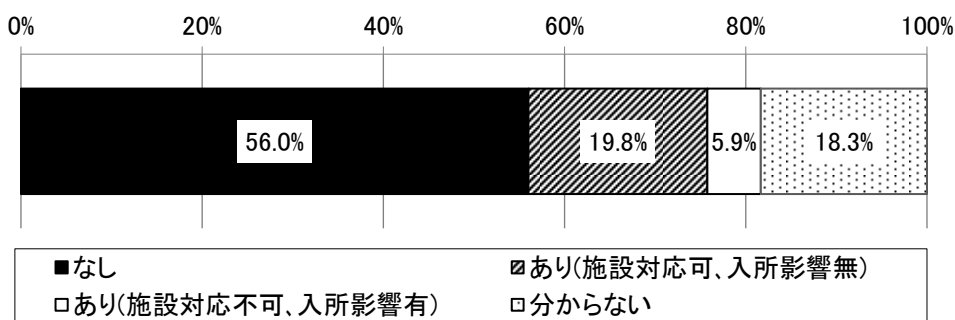
⑦ 医療的ケアの必要性

入所申込登録者の医療的ケアの必要性は「なし」が 56.0%、「あり（施設対応可、入所影響なし）」が 19.8%、「あり（施設対応不可、入所影響あり）」が 5.9%であった。

図表 5-22 医療的ケアの必要性（問 4（2）⑥）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q4(2)⑥1 登録者内訳:医療的ケアの必要性_なし	939	43.2	18.0
Q4(2)⑥2 登録者内訳:医療的ケアの必要性_あり(施設対応可、入所影響無)	939	15.2	4.0
Q4(2)⑥3 登録者内訳:医療的ケアの必要性_あり(施設対応不可、入所影響有)	939	4.6	1.0
Q4(2)⑥4 登録者内訳:医療的ケアの必要性_分からない	939	14.1	0.0

図表 5-23 医療的ケアの必要性(n=72,435)（回答施設 939 施設）（問 4（2）⑥）



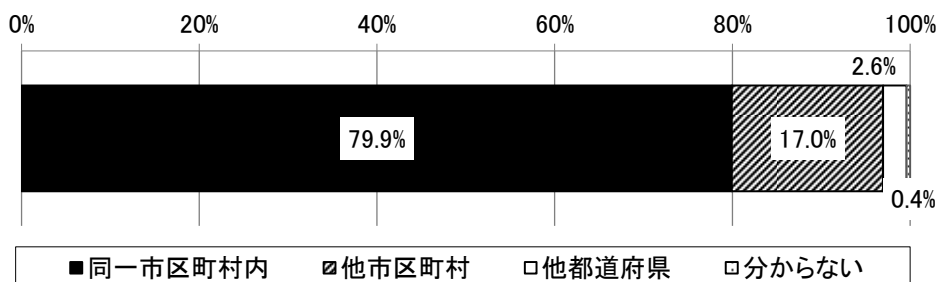
⑧ 住所地

入所申込登録者の住所地が「同一市区町村内」は 79.9%、「他市区町村」が 17.0%、「他都道府県」は 2.6%であった。

図表 5-24 住所地（問 4（2）⑦）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q4(2)⑦1 登録者内訳:住所地_同一市区町村内	995	68.5	41.0
Q4(2)⑦2 登録者内訳:住所地_他市区町村	995	14.6	5.0
Q4(2)⑦3 登録者内訳:住所地_他都道府県	995	2.3	0.0
Q4(2)⑦4 登録者内訳:住所地_分からない	995	0.4	0.0

図表 5-25 住所地(n=85,271)（回答施設 995 施設）（問 4（2）⑦）



(2) 新規入所申込者の状況

※ここでは、入所申込時に本人・家族と施設側の相談によって正式な入所申込登録に至らなかった者は除いた。その後入所したり、辞退した人全てを含む。

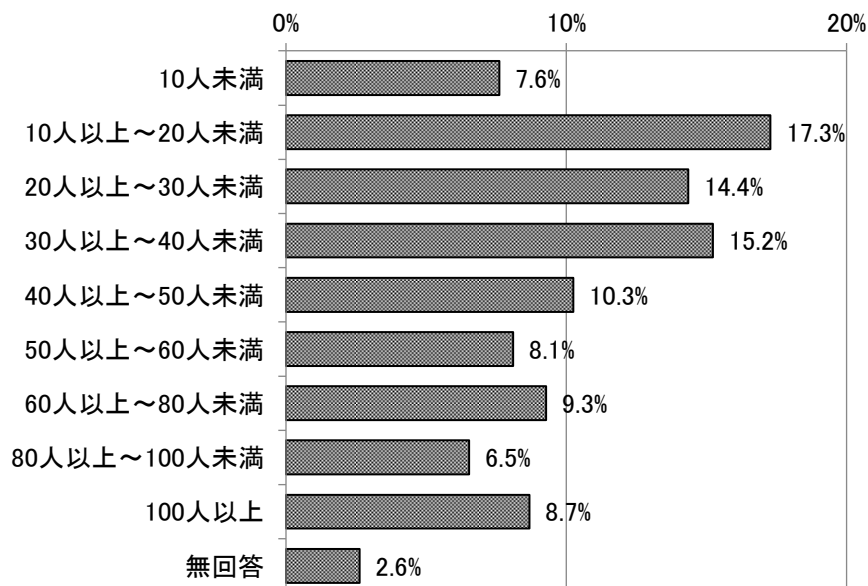
① 新規入所申込者（令和3年度）

令和3年度の新規入所申込者数は平均 48.6 人（中央値 35.0 人）であった。

図表 5-26 新規入所申込者（問 5 ①）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q5(1) 令和3年度の新規入所申込者の総数	997	48.6	35.0

図表 5-27 新規入所申込者の分布（n=1,024）（問 5 ①）



② 新規入所申込者の状況

新規入所申込者の状況について「一人暮らしである」は「2～3割程度」が 43.9%であった。

「介護者が高齢、障害、疾病、要介護状態等の理由により十分な介護が困難」は「4～6割程度」が 30.8%であった。「9割以上」が 15.3%であった。

「介護者が就労しており、十分な介護が困難」は「7～8割程度」が 32.2%であった。「9割以上」が 13.3%であった。

「入所申込者の他に、育児、介護、看護を必要とする者がいる」は「2～3割程度」が 34.1%であった。

「介護者の介護負担が大きい」は「9割以上」が 40.7%であった。

「医療機関・施設からの退院・退所にあたり、戻れる家がない」は「2～3割程度」が25.6%であった。

「認知症や精神疾患等により、入所前の居所での生活が困難」は「4～6割程度」が28.4%であった。

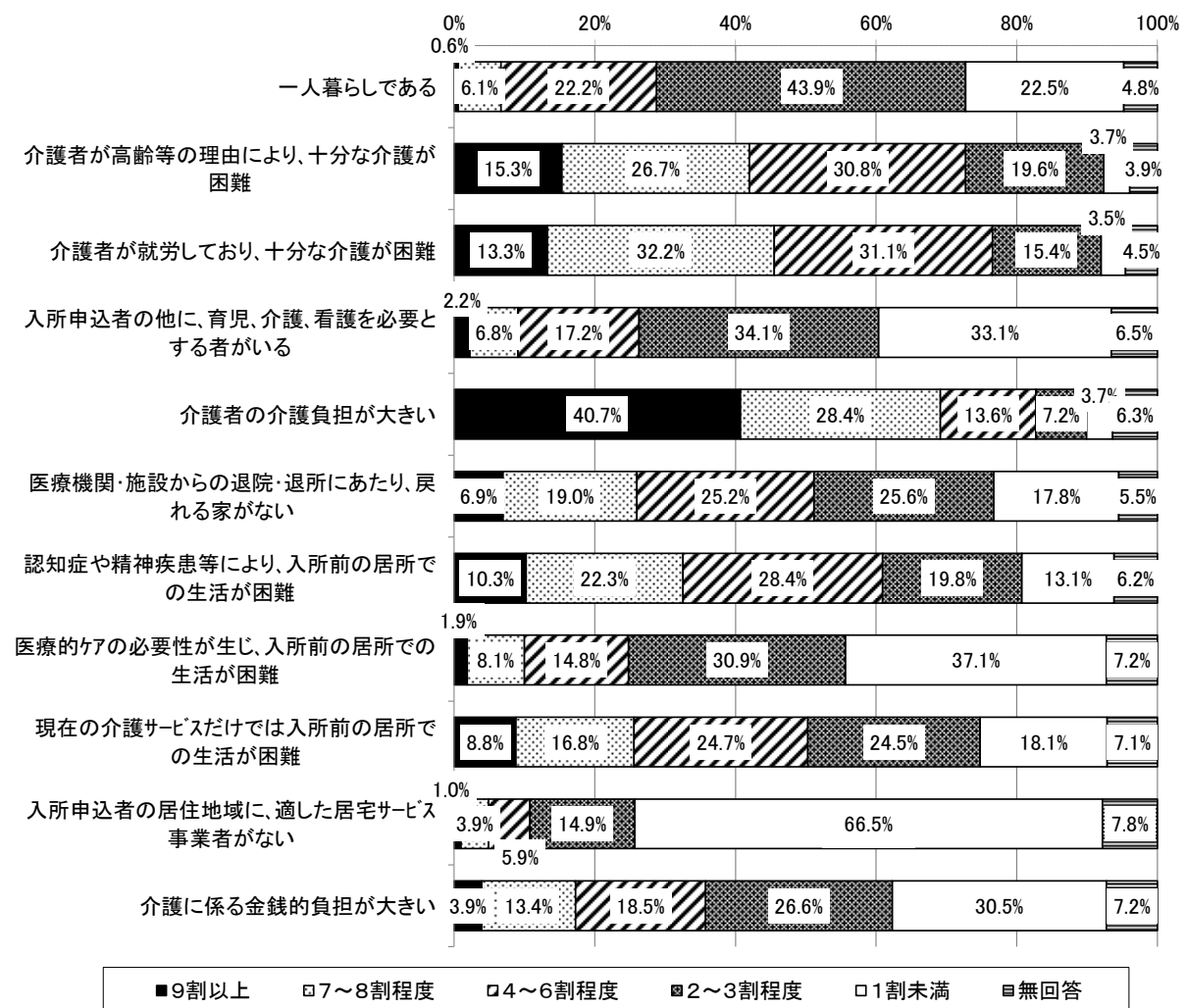
「医療的ケアの必要性が生じ（増し）、入所前の居所での生活が困難」は「1割未満」が37.1%であった。

「現在利用している介護サービスの利用だけでは入所前の居所での生活が困難」は「4～6割程度」が24.7%であった。

「入所申込者の居住地域に、本人の状態に適した居宅サービス事業者がない（少ない）」は「1割未満」が66.5%であった。

「介護に係る金銭的負担が大きい」は「1割未満」が30.5%であった。
その他の主な理由としては、「虐待」が挙げられた。

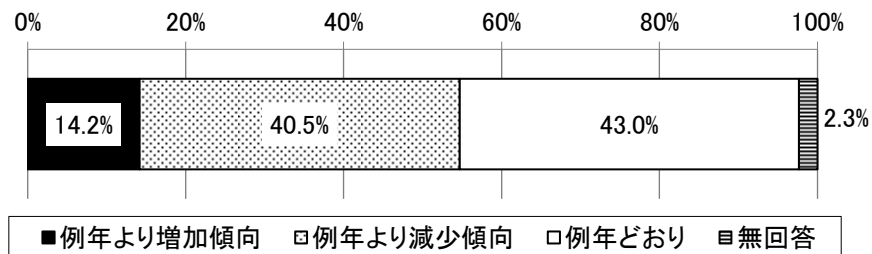
図表5-28 新規入所申込者の状況(n=1,024) (問5②)



③ 令和4年4月～9月の新規入所申込者の傾向

令和4年4月～9月の新規入所申込者の傾向は、「例年どおり」が43.0%、「例年より減少傾向」が40.5%であった。

図表5-29 令和4年4月～9月の新規入所申込者の傾向 (n=1,024) (問5③)



(3) 入所辞退者の状況

※本人・家族により入所辞退した者。その後、施設で登録抹消したか、登録継続かは問わない。入所申込時期は令和3年度以前の場合を含む。

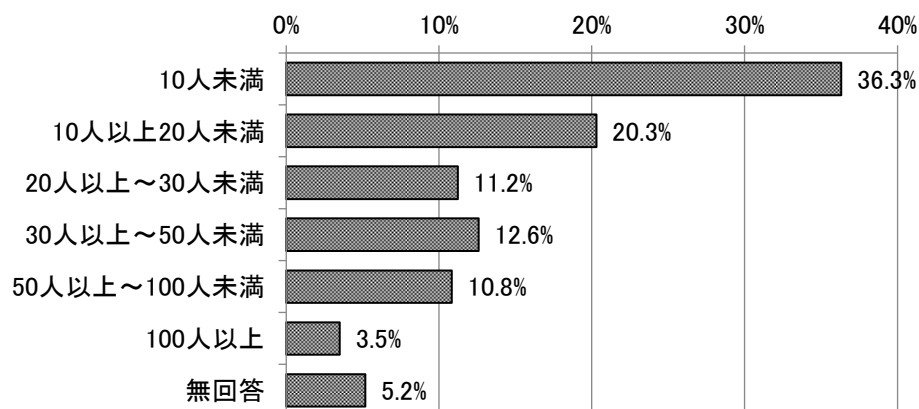
① 入所辞退者（令和3年度）

令和3年度の入所辞退者数は平均25.8人（中央値13.0人）であった。

図表5-30 入所辞退者数（問6①）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q6(1) R3: 入所辞退者数	971	25.8	13.0

図表5-31 入所辞退者数の分布 (n=1,024) (問6①)

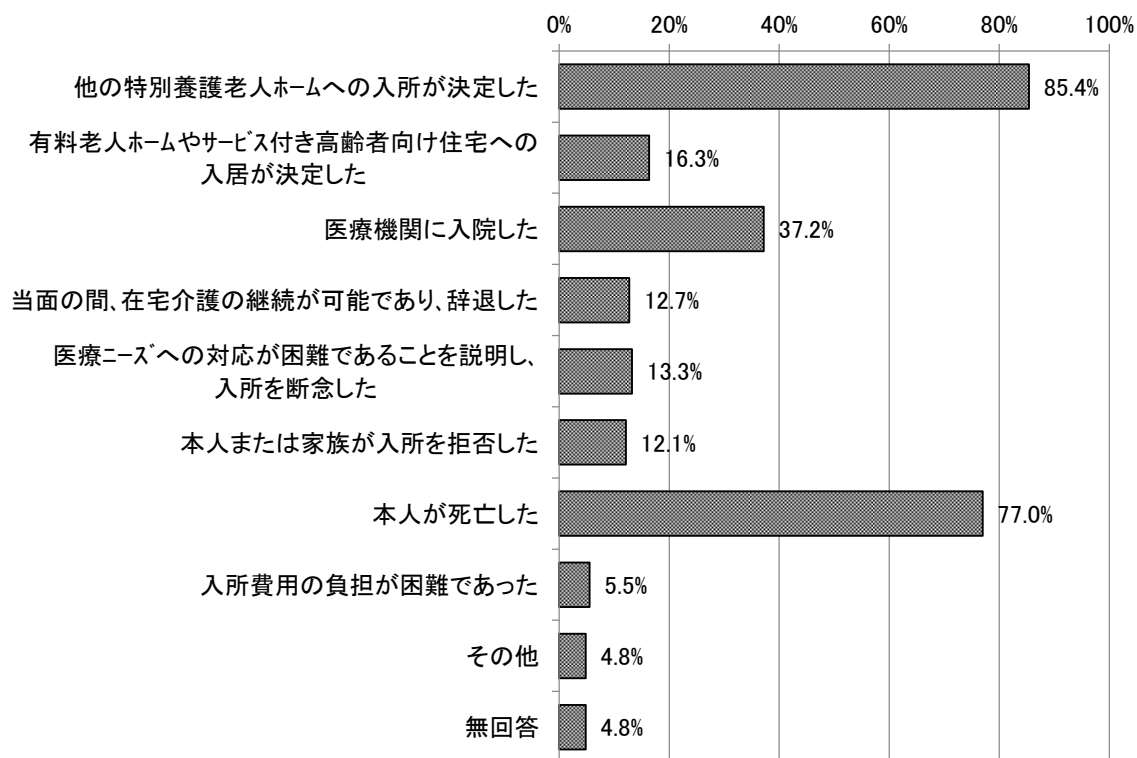


② 辞退理由

辞退理由について、施設に上位3つまでの理由をたずねたところ、「他の特別養護老人ホームへの入所が決定した」が85.4%で最も多かった。

次いで、「本人が死亡した」が77.0%、「医療機関に入院した」が37.2%であった。

図表5-32 辞退理由(n=973)(問6②)(複数回答、上位3つまで)



「その他」の主な回答内容

- ・介護度が軽くなった
- ・体調不良
- ・老人保健施設入所・老人保健施設の利用継続
- ・場所が遠いため
- ・不明

(4) 入所手続きが先送りになっている人

※令和4年10月1日現在の入所申込登録者のうち、施設側で、実質的に入所させることが困難であるため、入所手続きが先送りとなっている者

① 実質的に入所させることが困難であるため入所手続きが先送りになっている人数（令和4年10月1日時点）

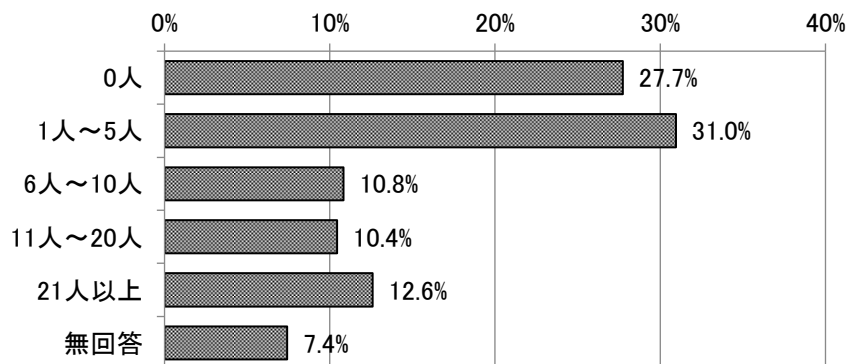
令和4年10月1日時点で、入所手続きが先送りになっている人数は平均10.1人（中央値3.0人）であった。

令和4年10月1日現在の入所申込登録者数に対して、入所手続きが先送りになっている割合は、平均15.3%であった。

図表5-33 入所手続きが先送りになっている人数（問7①）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q7(1) 令和4年10月1日現在、入所手続きが先送りとなっている人数	948	10.1	3.0

図表5-34 入所手続きが先送りになっている人数の分布（n=1,024）（問7①）



図表5-35 令和4年10月1日現在の入所申込登録者数に対して、入所手続きが先送りになっている割合（単位：%）

	n	平均値	中央値
Q7(1) 令和4年10月1日現在、入所手続きが先送りとなっている割合	934	15.3	7.0

② 実質的に入所させることが困難であるため、入所手続きを先送りしている理由

入所手続きを先送りしている理由は、「認知症（周辺症状を含む）が重度であるため現行の職員体制で対応しきれない」が平均 1.7 人であった。

「精神疾患等(認知症を含まず) に対して現行の職員体制で対応しきれない」が平均 0.8 人であった。

「医療的ケアの必要性が高く現行の職員体制で対応しきれない」が平均 3.0 人であった。

「看取り希望に対して現行の職員体制で対応しきれない」が平均 0.1 人であった。

「身元保証人や身寄りがなくその諸手続きについて現行の相談員の体制で対応しきれない」が平均 0.5 人であった。

「年金等の収入が低く利用料の支払い能力がない」が平均 0.4 人であった。

「要介護度 3 未満である等、特別養護老人ホームの入所要件を満たさない」が平均 3.6 人であった。

図表 5-36 入所手続きを先送りしている理由（問 7 ②）（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q7(2)1 認知症（周辺症状を含む）が重度であるため現行の職員体制で対応しきれない	974	1.7	0.0
Q7(2)2 精神疾患等(認知症を含まず) に対して現行の職員体制で対応しきれない	974	0.8	0.0
Q7(2)3 医療的ケアの必要性が高く現行の職員体制で対応しきれない	974	3.0	1.0
Q7(2)4 看取り希望に対して現行の職員体制で対応しきれない	974	0.1	0.0
Q7(2)5 身元保証人や身寄りがなくその諸手続きについて現行の相談員の体制で対応しきれない	974	0.5	0.0
Q7(2)6 年金等の収入が低く利用料の支払い能力がない	974	0.4	0.0
Q7(2)7 要介護度 3 未満である等、特別養護老人ホームの入所要件を満たさない	974	3.6	0.0

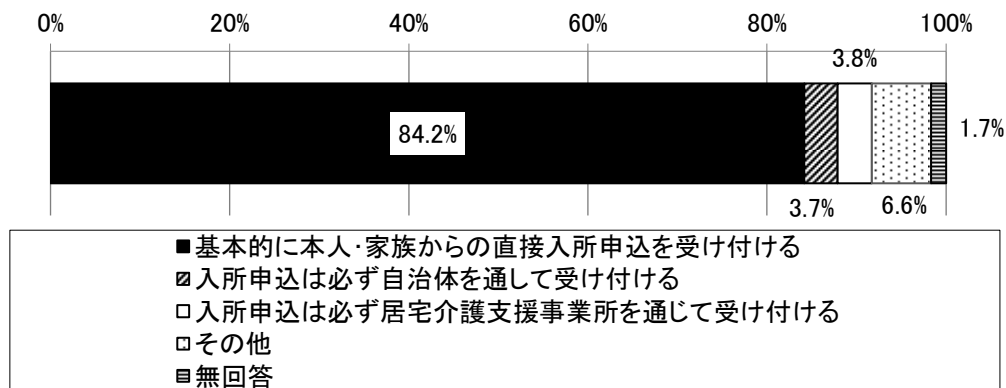
3. 入所申込の受付や入所の検討、特例入所等について

(1) 入所申込の受付等

① 入所申込のルール

入所申込のルールは、「基本的に本人・家族からの直接入所申込を受け付ける」が84.2%を占めた。

図表 5-37 入所申込のルール (n=1,024) (問 8 ①)



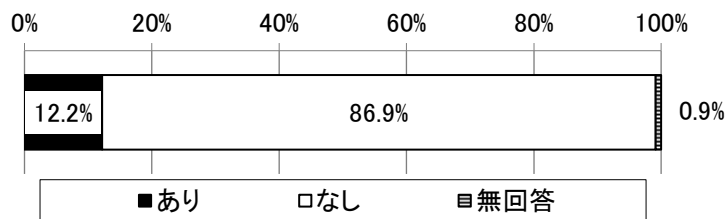
「その他」の主な回答内容

- ・複数の対応可能（選択肢 1 と 3、選択肢 1～3 いずれでも）
- ・特にルールなし
- ・病院、医療ソーシャルワーカー

② 入所申込の有効期限

入所申込の有効期限は「あり」が12.2%、「なし」が86.9%であった。「あり」の場合の入所申込の有効期限の平均値は18.7か月であった。

図表 5-38 入所申込の有効期限の有無 (n=1,024) (問 8 ②)



図表 5-39 入所申込の有効期限 (問 8 ②) (単位: 月)

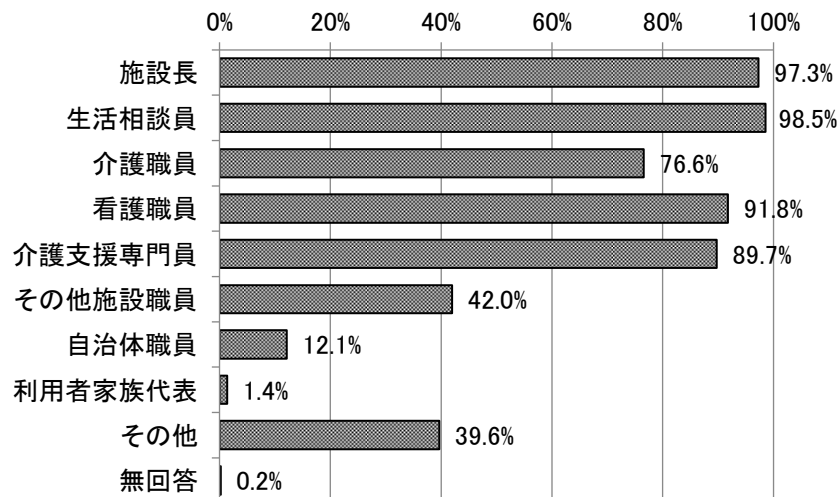
	n	平均値	中央値
Q8(2) sq2 入所申込の有効期限:月換算	104	18.7	12.0

(2) 入所検討委員会

① 入所検討委員会の構成員

入所検討委員会の構成員は、「生活相談員」が98.5%で最も多かった。次いで、「施設長」が97.3%、「看護職員」が91.8%、「介護支援専門員」が89.7%であった。

図表 5-40 入所検討委員会の構成員(n=1,024) (問9①) (複数回答)



「その他施設職員」の主な回答内容

- ・ 嘱託医師
- ・ 管理栄養士・栄養士
- ・ 機能訓練指導員・リハビリ職員
- ・ 副施設長
- ・ 事務長、事務員
- ・ 法人部長、法人本部職員
- ・ 理事長・役員

「その他」の主な回答内容

- ・ 第三者委員
- ・ 民生委員
- ・ 地域住民、地域代表
- ・ 学識者
- ・ 監事、評議員
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 居宅の介護支援専門員
- ・ 居宅職員
- ・ 主治医、医師
- ・ 他施設、他法人の施設長
- ・ 社会福祉協議会

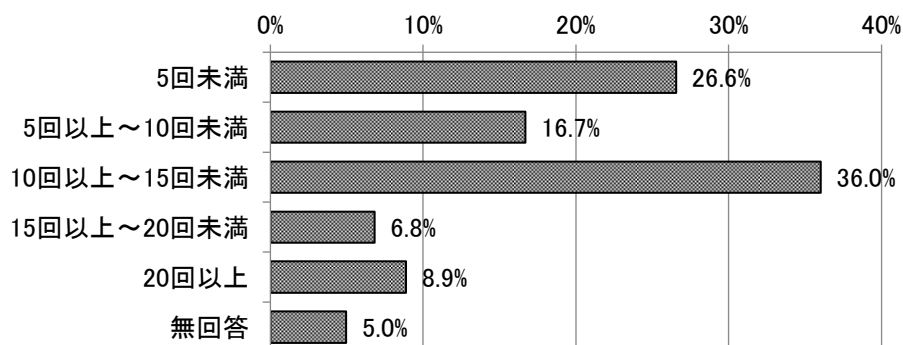
② 入所検討委員会の開催実績

令和3年度における入所検討委員会の開催実績は平均10.4回であった。

図表5-41 入所検討委員会の開催実績（問9②）（単位：回）

	n	平均値	中央値
Q9(2) 令和3年度における入所検討委員会の開催実績	973	10.4	11.0

図表5-42 入所検討委員会の開催実績の分布（n=1,024）（問9②）

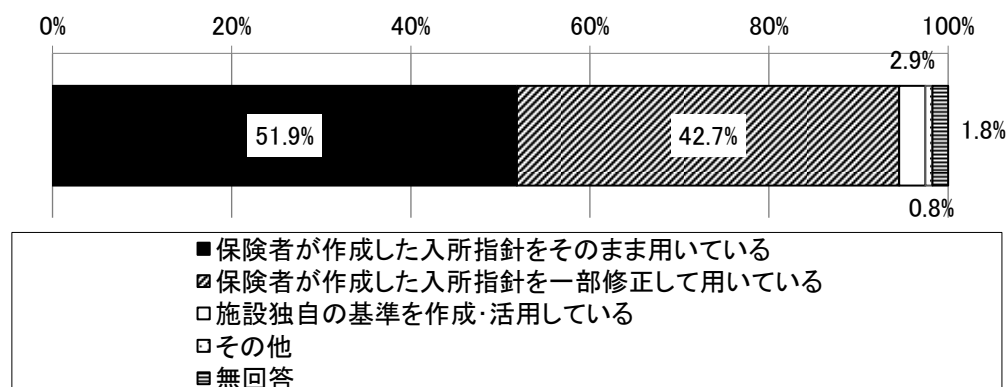


(3) 入所指針・入所評価項目等

① 施設の入所指針と自治体が定める入所指針との関係

施設の入所指針と自治体が定める入所指針との関係をたずねたところ、「保険者が作成した入所指針をそのまま用いている」が51.9%で最も多かった。次いで、「保険者が作成した入所指針を一部修正して用いている」が42.7%であった。

図表5-43 施設の入所指針と自治体が定める入所指針との関係（n=1,024）（問10（1））



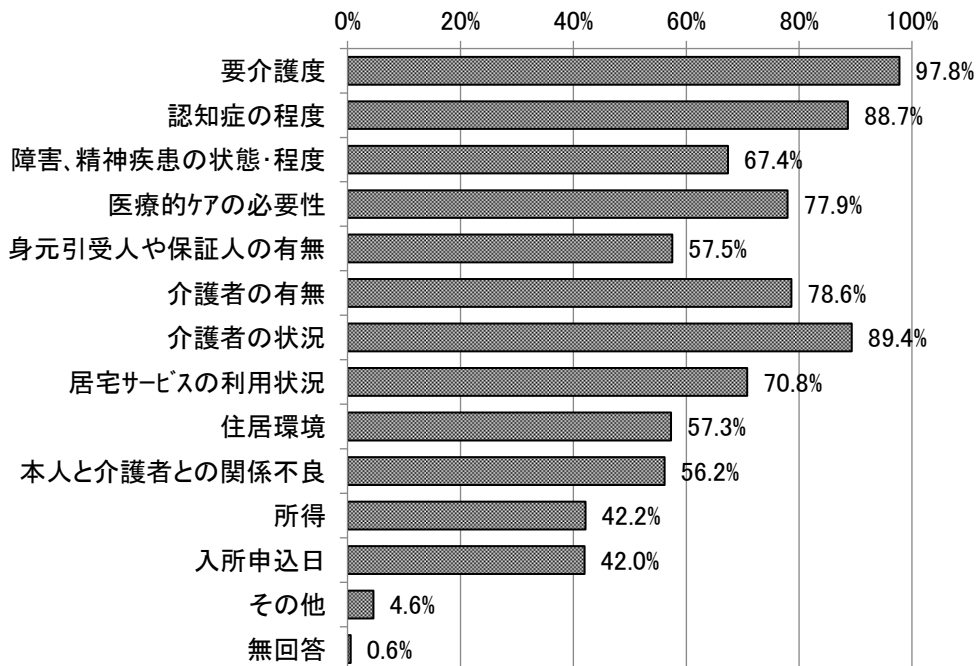
「その他」の主な回答内容

- ・全国老協の指針をそのまま用いている
- ・入所指針は保険者のものを使用し、別途選考規程を作成している

② 入所評価項目

入所評価項目は、「要介護度」が97.8%で最も多かった。次いで、「介護者の状況」が89.4%、「認知症の程度」が88.7%であった。

図表 5-44 入所評価項目 (n=1,024) (問 10 (2)) (複数回答)



「その他」の主な回答内容

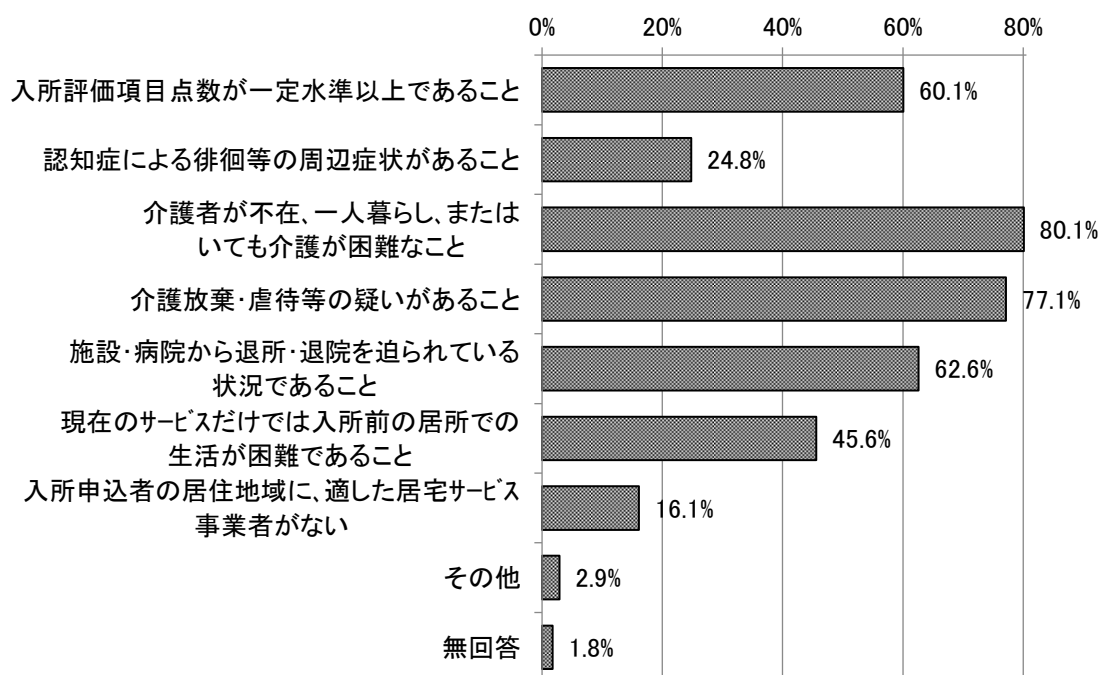
- ・ 緊急性
- ・ 特段の理由
- ・ 近隣在住、居住地域
- ・ 寝たきり度
- ・ 年齢
- ・ 収入状況
- ・ 病院、老健等の退院、退所時期
- ・ 介護が必要となつてからの期間
- ・ 行政の要請
- ・ 介護支援専門員等の意見

③ 入所申込者の中で「優先して入所させるべき」と考える人の条件等

1) 条件

「優先して入所させるべき」と考える人の条件は、「介護者が不在、一人暮らし、またはいても介護が困難なこと」が 80.1%で最も多かった。次いで、「介護放棄・虐待等の疑いがあること」が 77.1%であった。

図表 5-45 条件 (n=1,024) (問 10 (3) ①) (複数回答)



「その他」の主な回答内容

- ・ 生命の危険
- ・ 入所希望者や介護者の心身状況の急激な悪化
- ・ 在宅における急激な状態悪化
- ・ 身体状況が悪く、急変の可能性のある方
- ・ 年金額が少なく、在宅・施設・入院生活で本人や介護者が経済的に困窮している方
- ・ 低所得者で、居宅サービスを使うより、入所した方が費用負担が軽くなる人
- ・ 特に高齢の人（100歳以上）
- ・ 看取りの状態に近いが行き先がない
- ・ 災害にあわれた方々
- ・ 施設近隣の人
- ・ 当施設におけるボランティア経験者
- ・ 再入所の人
- ・ 当施設のサービス利用者

2) 優先して入所させるべきと考えるべき人に該当する者の人数

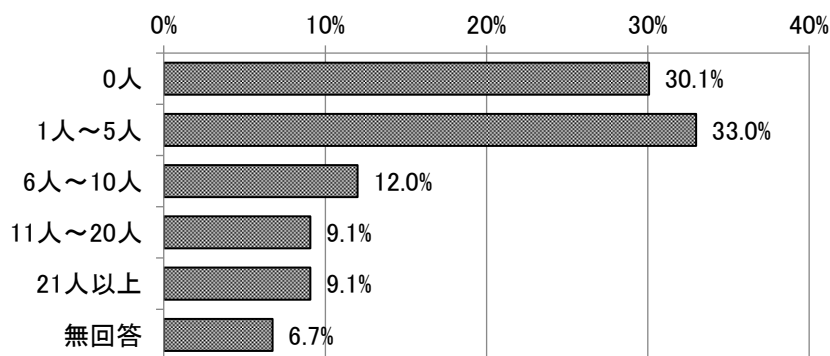
令和3年度の新規入所申込者のうち、優先して入所させるべきと考える人に該当する者の人数は平均 9.5 人であった。

入所申込者に対する割合は平均 12.9%であった。

図表 5-46 令和3年度の新規入所申込者のうち、優先して入所させるべきと考える人に該当する者の人数（問 10（3）②）（単位：人）

	回答 件数	平均値	中央値
Q10(3)② 優先して入所させるべきと考える人に該当する者の人数	955	9.5	3.0

図表 5-47 優先して入所させるべきと考える人に該当する者の人数の分布 (n=1,024)（問 10（3）②）



図表 5-48 優先して入所させるべきと考える人の入所申込者に対する割合（単位：%）

		件数	平均	中央値
全体		940	12.9	5.9
Q1(5) 施設所在地 (市区町村区分)	特別区	22	23.0	11.9
	政令指定都市	130	15.6	7.1
	中核市	152	14.7	7.9
	その他の市	490	11.8	5.2
	町村	146	10.5	6.2
Q1(4) 施設種別	広域型	698	12.6	5.9
	地域密着型	218	13.9	6.8

		合計	Q10(3)② 優先して入所させるべきと考える人に該当する者の割合							
			0%	0%超～5%以下	5%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超～30%以下	30%超～50%以下	50%超	無回答
全体		1,024 100.0%	297 29.0%	137 13.4%	149 14.6%	172 16.8%	76 7.4%	59 5.8%	50 4.9%	84 8.2%
Q1(5) 施設 所在地(市 区町 村区 分)	特別区	32 100.0%	2 6.3%	6 18.8%	3 9.4%	4 12.5%	2 6.3%	1 3.1%	4 12.5%	10 31.3%
	政令指 定都市	149 100.0%	33 22.1%	27 18.1%	11 7.4%	22 14.8%	16 10.7%	12 8.1%	9 6.0%	19 12.8%
	中核市	165 100.0%	42 25.5%	20 12.1%	24 14.5%	32 19.4%	11 6.7%	15 9.1%	8 4.8%	13 7.9%
	その他 の市	527 100.0%	165 31.3%	75 14.2%	81 15.4%	84 15.9%	35 6.6%	26 4.9%	24 4.6%	37 7.0%
	町村	151 100.0%	55 36.4%	9 6.0%	30 19.9%	30 19.9%	12 7.9%	5 3.3%	5 3.3%	5 3.3%

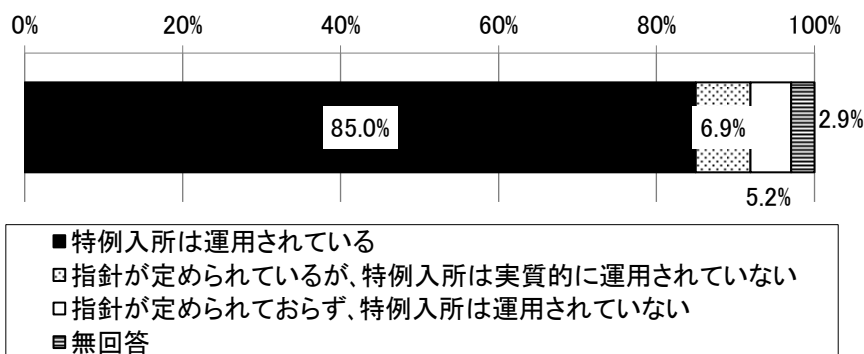
		合計	Q10(3)② 優先して入所させるべきと考える人に該当する者の割合							
			0%	0%超～5%以下	5%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超～30%以下	30%超～50%以下	50%超	無回答
全体		1,024 100.0%	297 29.0%	137 13.4%	149 14.6%	172 16.8%	76 7.4%	59 5.8%	50 4.9%	84 8.2%
Q1(4) 施設 種別	広域型	758 100.0%	212 28.0%	115 15.2%	111 14.6%	124 16.4%	57 7.5%	42 5.5%	37 4.9%	60 7.9%
	地域密 着型	238 100.0%	76 31.9%	19 8.0%	35 14.7%	44 18.5%	16 6.7%	16 6.7%	12 5.0%	20 8.4%

(4) 特例入所について

① 特例入所の制度の運用状況

特例入所の制度の運用状況は、「特例入所は運用されている」が 85.0%を占め、「特例入所に係る関係団体と協議に基づく指針が定められているが、周知されていなかったり行政指導などにより、特例入所は実質的に運用されていない」が 6.9%、「特例入所に係る関係団体と協議に基づく指針が定められておらず（または定められているかどうかかわからず）、特例入所は運用されていない」が 5.2%であった。

図表 5-49 特例入所の制度の運用状況 (n=1,024) (問 11①)



		合計	Q11(1) 自治体内での特例入所の制度の運用状況			
			特例入所は運用されている	指針が定められているが、特例入所は実質的に運用されていない	指針が定められておらず、特例入所は運用されていない	無回答
全体		1,024 100.0%	870 85.0%	71 6.9%	53 5.2%	30 2.9%
Q1(5) 施設所在地(市区町村区分)	特別区	32 100.0%	26 81.3%	4 12.5%	1 3.1%	1 3.1%
	政令指定都市	149 100.0%	135 90.6%	8 5.4%	3 2.0%	3 2.0%
	中核市	165 100.0%	136 82.4%	11 6.7%	13 7.9%	5 3.0%
	その他の市	527 100.0%	447 84.8%	39 7.4%	24 4.6%	17 3.2%
	町村	151 100.0%	126 83.4%	9 6.0%	12 7.9%	4 2.6%

		合計	Q11(1) 自治体内での特例入所の制度の運用状況			
			特例入所は運用されている	指針が定められているが、特例入所は実質的に運用されていない	指針が定められておらず、特例入所は運用されていない	無回答
全体		1,024 100.0%	870 85.0%	71 6.9%	53 5.2%	30 2.9%
Q1(5) 施設所在地(8地域)	北海道	52 100.0%	47 90.4%	3 5.8%	2 3.8%	0 0.0%
	東北	98 100.0%	83 84.7%	7 7.1%	5 5.1%	3 3.1%
	関東信越	343 100.0%	291 84.8%	32 9.3%	10 2.9%	10 2.9%
	東海北陸	96 100.0%	74 77.1%	13 13.5%	6 6.3%	3 3.1%
	近畿	161 100.0%	138 85.7%	6 3.7%	11 6.8%	6 3.7%
	中国	83 100.0%	73 88.0%	1 1.2%	5 6.0%	4 4.8%
	四国	46 100.0%	39 84.8%	2 4.3%	4 8.7%	1 2.2%
	九州	145 100.0%	125 86.2%	7 4.8%	10 6.9%	3 2.1%

		合計	Q11(1) 自治体内での特例入所の制度の運用状況			
			特例入所は運用されている	指針が定められているが、特例入所は実質的に運用されていない	指針が定められておらず、特例入所は運用されていない	無回答
全体		1,024 100.0%	870 85.0%	71 6.9%	53 5.2%	30 2.9%
Q2(1) 施設分類	従来型のみ	433 100.0%	366 84.5%	30 6.9%	23 5.3%	14 3.2%
	ユニット型のみ	499 100.0%	424 85.0%	35 7.0%	27 5.4%	13 2.6%
	従来型とユニット型の両方	72 100.0%	64 88.9%	5 6.9%	1 1.4%	2 2.8%

		合計	Q11(1) 自治体内での特例入所の制度の運用状況			
			特例入所は運用されている	指針が定められているが、特例入所は実質的に運用されていない	指針が定められておらず、特例入所は運用されていない	無回答
全体		1,024 100.0%	870 85.0%	71 6.9%	53 5.2%	30 2.9%
施設分類× 施設所在地	特別区	32 100.0%	26 81.3%	4 12.5%	1 3.1%	1 3.1%
	→ 従来型のみ	16 100.0%	14 87.5%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%
	→ ユニット型のみ	15 100.0%	11 73.3%	3 20.0%	0 0.0%	1 6.7%
	→ 従来型とユニット型の両方	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	政令指定都市	149 100.0%	135 90.6%	8 5.4%	3 2.0%	3 2.0%
	→ 従来型のみ	57 100.0%	53 93.0%	2 3.5%	0 0.0%	2 3.5%
	→ ユニット型のみ	78 100.0%	70 89.7%	5 6.4%	2 2.6%	1 1.3%
	→ 従来型とユニット型の両方	8 100.0%	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
	中核市	165 100.0%	136 82.4%	11 6.7%	13 7.9%	5 3.0%
	→ 従来型のみ	55 100.0%	41 74.5%	7 12.7%	4 7.3%	3 5.5%
	→ ユニット型のみ	98 100.0%	85 86.7%	3 3.1%	8 8.2%	2 2.0%
	→ 従来型とユニット型の両方	10 100.0%	9 90.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他の市	527 100.0%	447 84.8%	39 7.4%	24 4.6%	17 3.2%
	→ 従来型のみ	230 100.0%	196 85.2%	17 7.4%	11 4.8%	6 2.6%
	→ ユニット型のみ	245 100.0%	206 84.1%	19 7.8%	12 4.9%	8 3.3%
	→ 従来型とユニット型の両方	44 100.0%	38 86.4%	3 6.8%	1 2.3%	2 4.5%
	町村	151 100.0%	126 83.4%	9 6.0%	12 7.9%	4 2.6%
	→ 従来型のみ	75 100.0%	62 82.7%	3 4.0%	7 9.3%	3 4.0%
	→ ユニット型のみ	63 100.0%	52 82.5%	5 7.9%	5 7.9%	1 1.6%
	→ 従来型とユニット型の両方	9 100.0%	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

1) (運用されている場合) 対象者

対象者は、「深刻な虐待を受けている利用者」が71.4%で最も多かった。次いで、「単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者」が69.1%、「認知症の利用者」が64.8%であった。

その他の具体的な内容は以下のとおり。

「介護困難につき、やむを得ない事由があるとき」

「帰宅する自宅がない方、介護家族のいない方」

「緊急切迫して生命身体に危険が及んでいる、或はその恐れのある者の保護の為」

「経済的に負担が多い。生活保護、単身世帯で障害あり」

「生活困窮者」

「生活保護受給者」

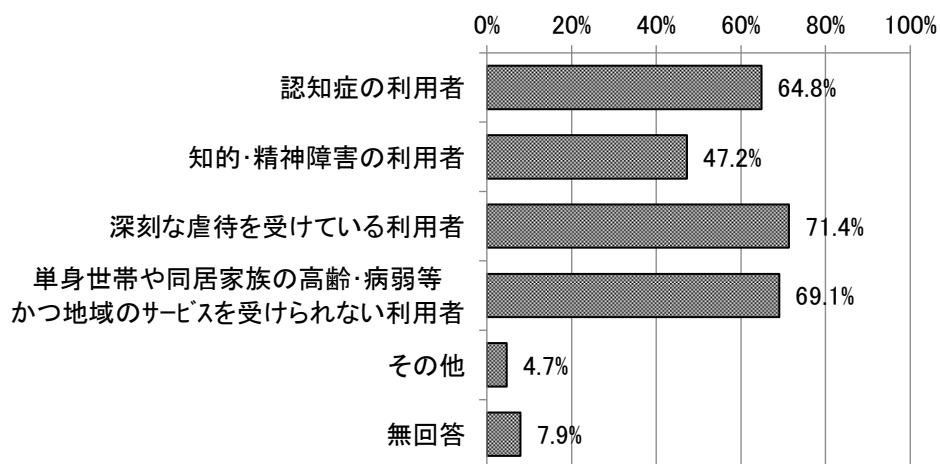
「身寄りがなく、社会福祉協議会等で後見を行っているケース」

「医療的ケア、住宅事情」

「施設が認めた者」

「自治体が認めたとき」「自治体から依頼がある方」／等

図表 5-50 対象者 (n=870) (問 11①) (複数回答)



		合計	Q11(1) sq 自治体内で運用されている特例入所制度の対象者					無回答
			認知症の利用者	知的・精神障害の利用者	深刻な虐待を受けている利用者	単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者	その他	
全体		870 100.0%	564 64.8%	411 47.2%	621 71.4%	601 69.1%	41 4.7%	69 7.9%
Q1(5) 施設 所在地(市区町村区分)	特別区	26 100.0%	19 73.1%	16 61.5%	19 73.1%	20 76.9%	3 11.5%	2 7.7%
	政令指定都市	135 100.0%	96 71.1%	75 55.6%	101 74.8%	90 66.7%	4 3.0%	11 8.1%
	中核市	136 100.0%	95 69.9%	70 51.5%	92 67.6%	87 64.0%	5 3.7%	14 10.3%
	その他の市	447 100.0%	287 64.2%	204 45.6%	323 72.3%	320 71.6%	22 4.9%	35 7.8%
	町村	126 100.0%	67 53.2%	46 36.5%	86 68.3%	84 66.7%	7 5.6%	7 5.6%

② 特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者の申込人数（令和3年度）

特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者の申込人数は平均 1.5 人であった。

令和3年度の新規入所申込者全体に対する割合は、4.0%であった。

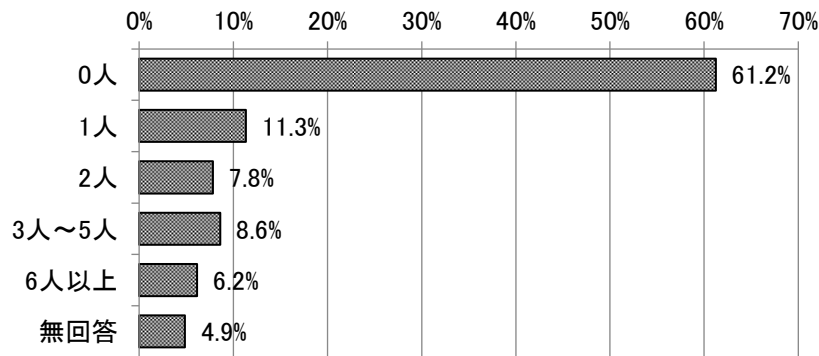
図表 5-51 特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者の申込人数（問 11②）

（単位：人）

	n	平均値	中央値
Q11(2) 令和3年度の新規入所申込者のうち、特例入所考慮事情の該当者数	974	1.5	0.0

図表 5-52 特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者の申込人数の分布 (n=1,024)

（問 11②）



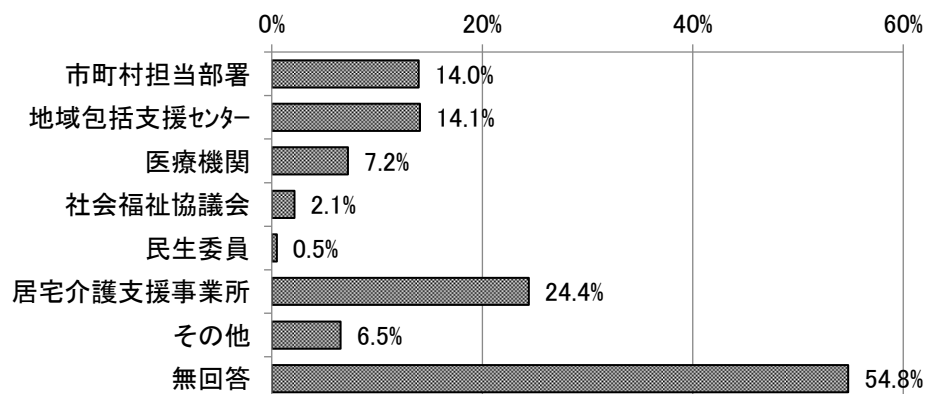
図表 5-53 特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者の申込人数の令和3年度新規入所申込者に対する割合（単位：%）

	n	平均値	中央値
Q11(2) 令和3年度の新規入所申込者のうち、特例入所考慮事情の該当者数	956	4.0	0.0

③ 特例入所申込者の申込機関

特例入所申込者の申込機関は、「居宅介護支援事業所」が 24.4%、「地域包括支援センター」が 14.1%、「市町村担当部署」が 14.0%であった。

図表 5-54 特例入所申込者の申込機関(n=1,024) (問 11③) (複数回答)

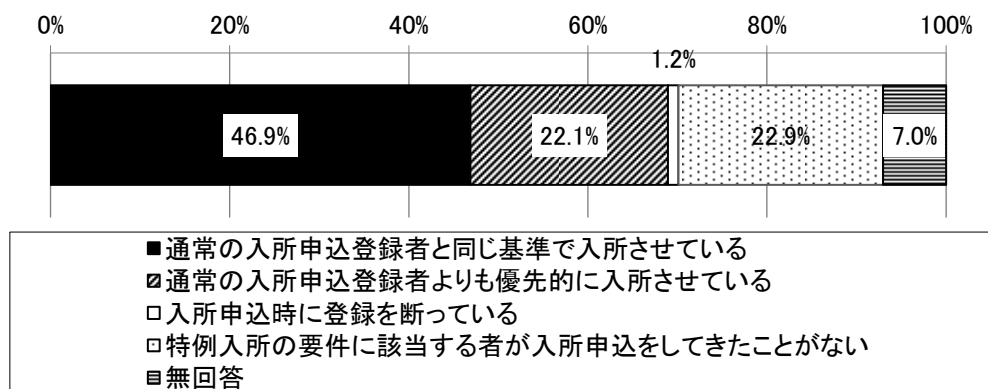


注) 質問票中、「どのような機関を介して入所されましたか」と尋ねたため、未入所の場合、無回答となったものと見込まれる。無回答を除いた場合、「市町村担当部署」が 30.9%、「地域包括支援センター」が 31.1%、「医療機関」が 16.0%、「社会福祉協議会」が 4.8%、「民生委員」が 1.1%、「居宅介護支援事業所」が 54.0%、「その他」が 14.5%であった。

④ 特例入所申込への一般的な対応

特例入所申込への一般的な対応は、「通常の入所申込登録者と同じ基準で入所させている」が46.9%で最も多かった。次いで、「特例入所の要件に該当する者が入所申込をしてきたことがない」が22.9%、「通常の入所申込登録者よりも優先的に入所させている」が22.1%であった。

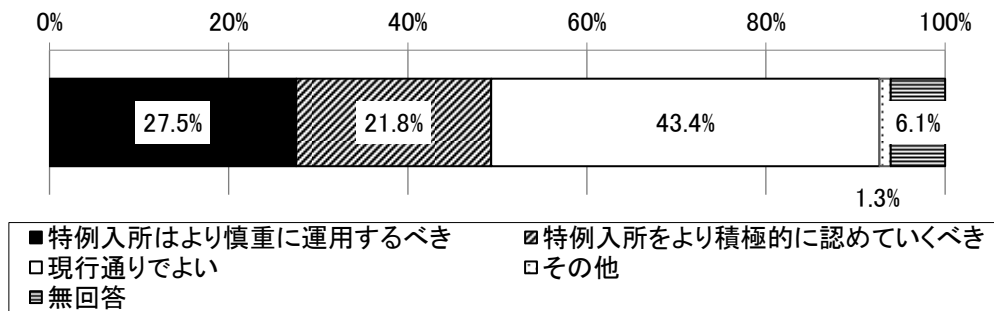
図表 5-55 特例入所申込への一般的な対応 (n=1,024) (問 11④)



⑤ 特例入所についての考え方

特例入所についての考え方は、「現行通りでよい」が43.4%で最も多かった。次いで、「特例入所はより慎重に運用するべき」が27.5%、「特例入所をより積極的に認めていくべき」が21.8%であった。

図表 5-56 特例入所についての考え方(n=1,024) (問 11⑤)



		合計	Q11(5) 特例入所についての考え方				
			特例入所はより慎重に運用するべき	特例入所をより積極的に認めていくべき	現行通りでよい	その他	無回答
全体		1,024 100.0%	282 27.5%	223 21.8%	444 43.4%	13 1.3%	62 6.1%
Q1(5) 施設所在地(市区町村区分)	特別区	32 100.0%	8 25.0%	9 28.1%	10 31.3%	1 3.1%	4 12.5%
	政令指定都市	149 100.0%	46 30.9%	34 22.8%	61 40.9%	2 1.3%	6 4.0%
	中核市	165 100.0%	52 31.5%	24 14.5%	73 44.2%	2 1.2%	14 8.5%
	その他の市	527 100.0%	129 24.5%	118 22.4%	245 46.5%	7 1.3%	28 5.3%
	町村	151 100.0%	47 31.1%	38 25.2%	55 36.4%	1 0.7%	10 6.6%
Q1(4) 施設種別	広域型	758 100.0%	196 25.9%	165 21.8%	342 45.1%	11 1.5%	44 5.8%
	地域密着型	238 100.0%	80 33.6%	50 21.0%	88 37.0%	2 0.8%	18 7.6%
Q2(1) 施設分類	従来型	433 100.0%	114 26.3%	82 18.9%	205 47.3%	6 1.4%	26 6.0%
	ユニット型のみ	499 100.0%	142 28.5%	127 25.5%	198 39.7%	5 1.0%	27 5.4%
	従来型とユニット型の両方	72 100.0%	19 26.4%	9 12.5%	36 50.0%	2 2.8%	6 8.3%

		合計	Q11(5) 特例入所についての考え方				無回答
			特例入所はより慎重に運用すべき	特例入所をより積極的に認めていくべき	現行通りでよい	その他	
全体		1,024 100.0%	282 27.5%	223 21.8%	444 43.4%	13 1.3%	62 6.1%
施設分類 ×施設所在地	特別区	32 100.0%	8 25.0%	9 28.1%	10 31.3%	1 3.1%	4 12.5%
	→ 従来型のみ	16 100.0%	5 31.3%	2 12.5%	6 37.5%	1 6.3%	2 12.5%
	→ ユニット型のみ	15 100.0%	3 20.0%	6 40.0%	4 26.7%	0 0.0%	2 13.3%
	→ 従来型とユニット型の両方	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	政令指定都市	149 100.0%	46 30.9%	34 22.8%	61 40.9%	2 1.3%	6 4.0%
	→ 従来型のみ	57 100.0%	18 31.6%	10 17.5%	26 45.6%	0 0.0%	3 5.3%
	→ ユニット型のみ	78 100.0%	22 28.2%	22 28.2%	31 39.7%	1 1.3%	2 2.6%
	→ 従来型とユニット型の両方	8 100.0%	4 50.0%	0 0.0%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%
	中核市	165 100.0%	52 31.5%	24 14.5%	73 44.2%	2 1.2%	14 8.5%
	→ 従来型のみ	55 100.0%	17 30.9%	7 12.7%	24 43.6%	1 1.8%	6 10.9%
	→ ユニット型のみ	98 100.0%	32 32.7%	17 17.3%	41 41.8%	1 1.0%	7 7.1%
	→ 従来型とユニット型の両方	10 100.0%	2 20.0%	0 0.0%	8 80.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他の市	527 100.0%	129 24.5%	118 22.4%	245 46.5%	7 1.3%	28 5.3%
	→ 従来型のみ	230 100.0%	50 21.7%	45 19.6%	123 53.5%	3 1.3%	9 3.9%
	→ ユニット型のみ	245 100.0%	66 26.9%	67 27.3%	97 39.6%	3 1.2%	12 4.9%
	→ 従来型とユニット型の両方	44 100.0%	11 25.0%	4 9.1%	23 52.3%	1 2.3%	5 11.4%
	町村	151 100.0%	47 31.1%	38 25.2%	55 36.4%	1 0.7%	10 6.6%
	→ 従来型のみ	75 100.0%	24 32.0%	18 24.0%	26 34.7%	1 1.3%	6 8.0%
	→ ユニット型のみ	63 100.0%	19 30.2%	15 23.8%	25 39.7%	0 0.0%	4 6.3%
	→ 従来型とユニット型の両方	9 100.0%	2 22.2%	4 44.4%	3 33.3%	0 0.0%	0 0.0%

		合計	Q11(5) 特例入所についての考え方				
			特例入所はより慎重に運用すべき	特例入所をより積極的に認めていくべき	現行通りでよい	その他	無回答
全体		1,024 100.0%	282 27.5%	223 21.8%	444 43.4%	13 1.3%	62 6.1%
Q12(1)3 ウ 事業 運営:令和3年度稼働率	80%未満	49 100.0%	18 36.7%	14 28.6%	15 30.6%	1 2.0%	1 2.0%
	80%以上～85%未満	29 100.0%	8 27.6%	10 34.5%	10 34.5%	0 0.0%	1 3.4%
	85%以上～90%未満	75 100.0%	21 28.0%	21 28.0%	25 33.3%	1 1.3%	7 9.3%
	90%以上～95%未満	246 100.0%	66 26.8%	50 20.3%	114 46.3%	5 2.0%	11 4.5%
	95%以上～100%未満	533 100.0%	146 27.4%	105 19.7%	245 46.0%	6 1.1%	31 5.8%
	100%以上	27 100.0%	3 11.1%	8 29.6%	14 51.9%	0 0.0%	2 7.4%
Q12(2) 介護看護職員不足による入所者受入れへの影響	エントやフロアの一部を閉鎖した	61 100.0%	20 32.8%	15 24.6%	23 37.7%	1 1.6%	2 3.3%
	介護職員の人員不足により入所案内を控えた	155 100.0%	50 32.3%	43 27.7%	51 32.9%	4 2.6%	7 4.5%
	看護職員の人員不足により入所案内を控えた	55 100.0%	14 25.5%	16 29.1%	21 38.2%	1 1.8%	3 5.5%
	特に影響は出ていない	730 100.0%	197 27.0%	145 19.9%	335 45.9%	7 1.0%	46 6.3%
	その他	72 100.0%	15 20.8%	20 27.8%	34 47.2%	2 2.8%	1 1.4%

4. 施設運営

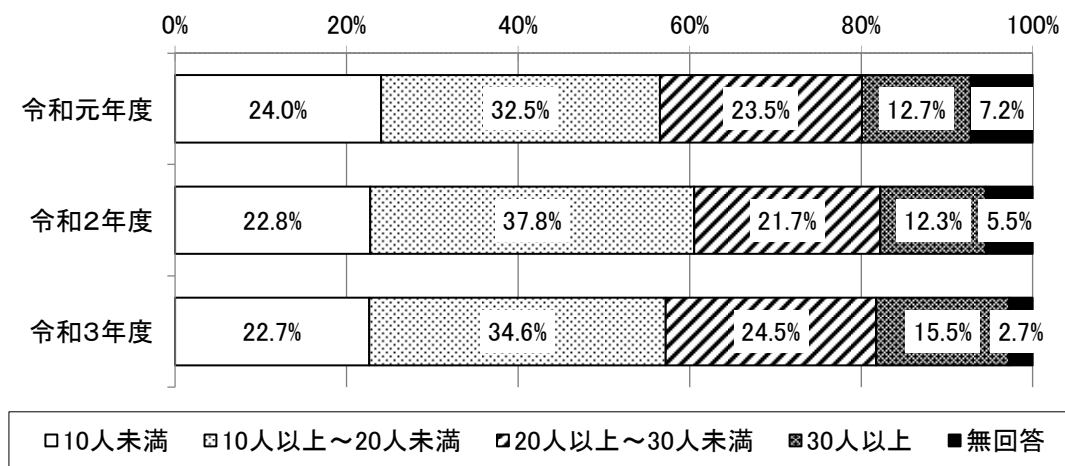
① 新規入所者数

新規入所者数は、令和元年度は平均 18.4 人、令和 2 年度は平均 18.2 人、令和 3 年度は平均 19.4 人であった。

図表 5-57 新規入所者数（問 12①ア）（単位：人）

	n	平均値	中央値
令和元年度	950	18.4	16.0
令和 2 年度	968	18.2	16.0
令和 3 年度	996	19.4	17.0

図表 5-58 新規入所者数の分布（n=1,024）（問 12①ア）



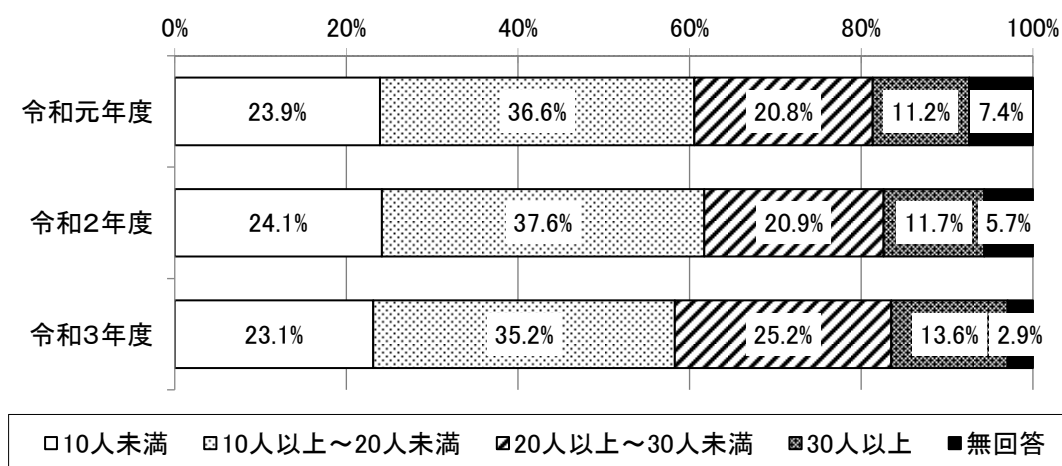
② 退所者数

退所者数は令和元年度は平均 17.1 人、令和 2 年度は平均 17.2 人、令和 3 年度は平均 18.3 人であった。

図表 5-59 退所者数（問 12①イ）（単位：人）

	n	平均値	中央値
令和元年度	948	17.1	15.0
令和 2 年度	966	17.2	16.0
令和 3 年度	994	18.3	17.0

図表 5-60 退所者数の分布（n=1,024）（問 12①イ）



③ 稼働率

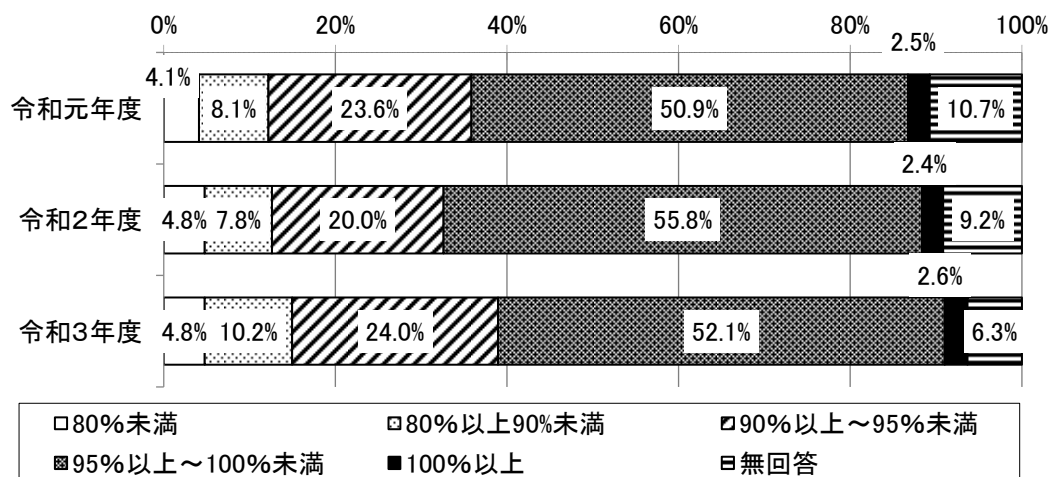
稼働率は令和元年度は平均 93.6%、令和 2 年度は平均 93.7%、令和 3 年度は平均は 93.3%であった。

分布をみると、令和 3 年度では、稼働率が 90%以上の施設が 78.7%であった。

図表 5-61 稼働率（問 12①ウ）（単位：%）

	n	平均値	中央値
令和元年度	914	93.6	96.0
令和 2 年度	930	93.7	96.0
令和 3 年度	959	93.3	95.6

図表 5-62 稼働率の分布 (n=1,024)（問 12①ウ）



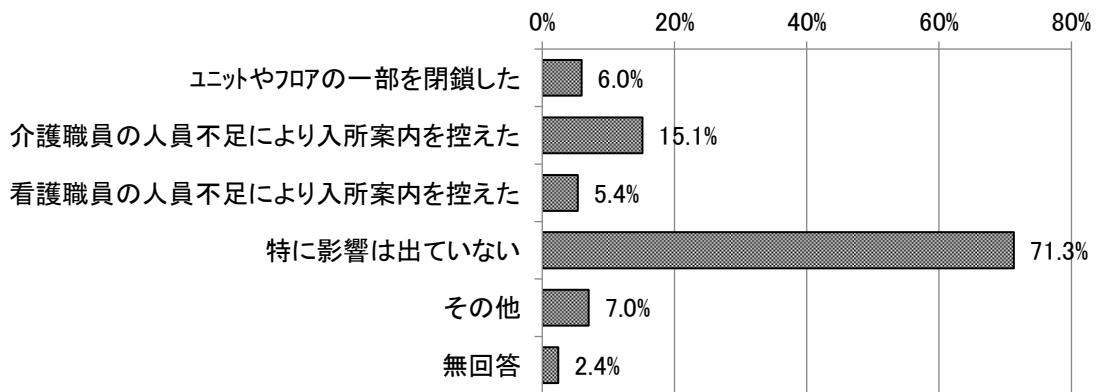
(令和 3 年度 稼働率)

		件数	平均	中央値
全体		959	93.3	95.6
Q1(5) 施設所在地(市区町村区分)	特別区	30	94.6	95.5
	政令指定都市	136	93.6	95.4
	中核市	158	93.3	95.8
	その他の市	495	93.4	95.7
	町村	140	92.7	95.0

④ 介護職員不足による入所者受入れへの影響

介護職員不足による入所者受入れへの影響は、「特に影響は出ていない」が71.3%で最も多かった。次いで、「介護職員の人員不足により入所案内を控えた」が15.1%であった。

図表 5-63 介護看護職員不足による入所者受入れへの影響 (n=1,024) (問 12②) (複数回答)



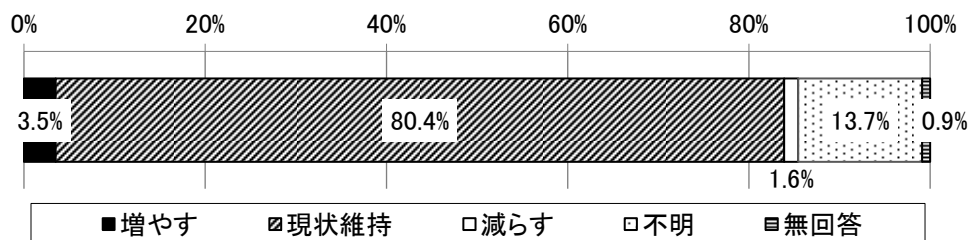
「その他」の主な回答内容

- ・ショートを休止、廃止
- ・医療依存度の高い人、徘徊の多い人の受入が難しい
- ・行事の規模の縮小、中止

⑤ 今後（5～10年後）の施設定員に関する見通し

今後の施設定員に関する見通しは、「現状維持」が80.4%で最も多かった。次いで、「不明」が13.7%であった。「増やす」が3.5%、「減らす」が1.6%であった。

図表 5-64 今後の施設定員に関する見通し (n=1,024) (問 12③)



第6章 特別養護老人ホームへの入所申込者状況調査

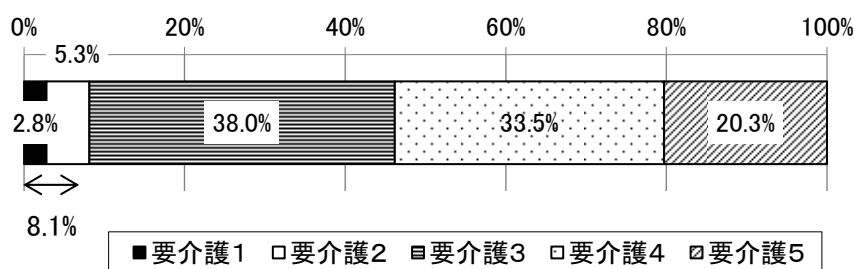
国が実施した「特別養護老人ホームへの入所申込者状況調査」の結果からは次のような傾向がみられた。

国の調査は、令和4年4月1日時点の特別養護老人ホームの入所申込者について、施設ごとの申込者の状況について、都道府県において名寄せをして、重複を除いた結果である。

令和4年4月1日時点で、日本全体で、特別養護老人ホームに入所を申し込んでいた人は275,439人であった。

そのうち、要介護3～5の人は、253,051人、要介護1、2の人は22,388人であった。要介護3の人が38.0%、要介護4が33.5%、要介護1、2の人は8.1%であった。

図表6-1 要介護度 (n=275,439)

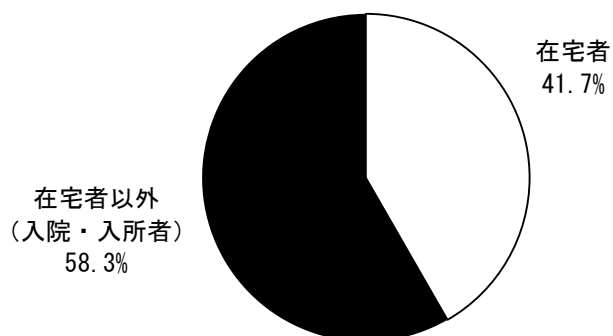


1. 要介護3～5の入所申込者の実態

(1) 居場所

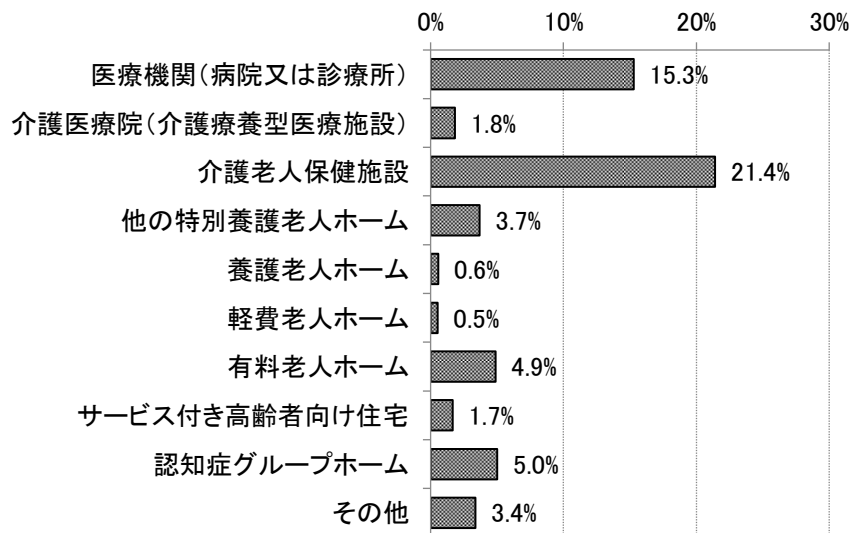
要介護3～5の入所申込者について、居場所については、「在宅者」が105,514人(41.7%)、「在宅者以外(入院・入所者)」が147,537人(58.3%)であった。

図表6-2 居場所 (n=253,051)



在宅者以外（入院・入所者）の居場所の内訳は、「介護老人保健施設」が入所申込者全体に対して 21.4%、「医療機関(病院又は診療所)」が 15.3%であった。

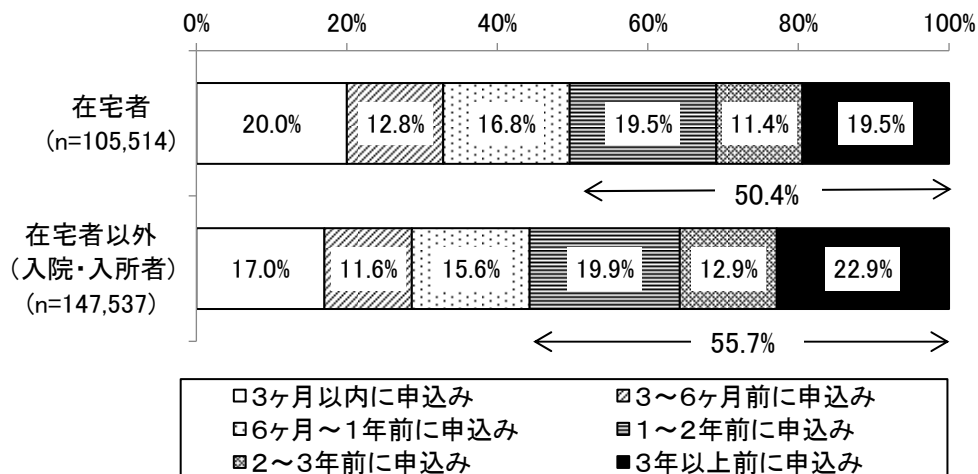
図表 6-3 居場所の内訳 (n=253,051)



(2) 申込時期

申込時期が1年以上前の者は、在宅者では 50.4%、在宅者以外では 55.7%で、在宅者以外のほうが申込時期がやや早かった。

図表 6-4 申込時期

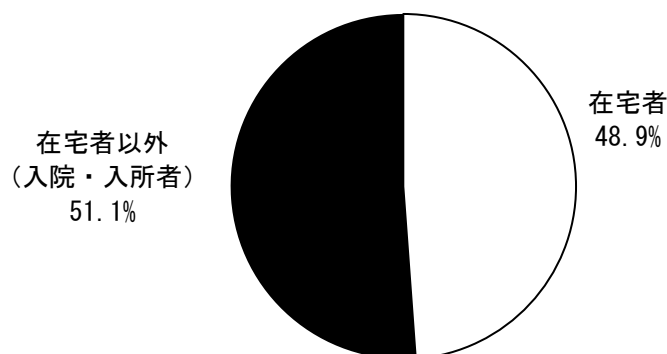


2. 要介護 1, 2 の入所申込者の実態

(1) 居場所

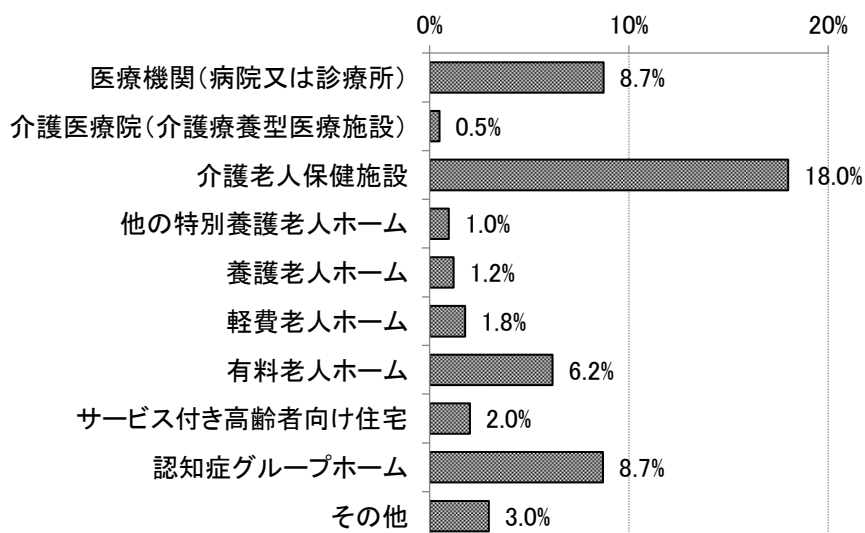
要介護 1, 2 の入所申込者の居場所については、「在宅者」が 105,938 人 (48.9%)、「在宅者以外 (入院・入所者)」が 11,450 人 (51.1%) であった。要介護 3～5 の入所申込者に比べて、在宅者の割合が高かった。

図表 6-5 居場所 (n=22,388)



在宅者以外 (入院・入所者) の居場所の内訳は、「介護老人保健施設」が 18.0%、「医療機関 (病院又は診療所)」が 8.7% であった。「認知症グループホーム」も 8.7% であり、要介護 3～5 の人の場合よりも割合が高かった。

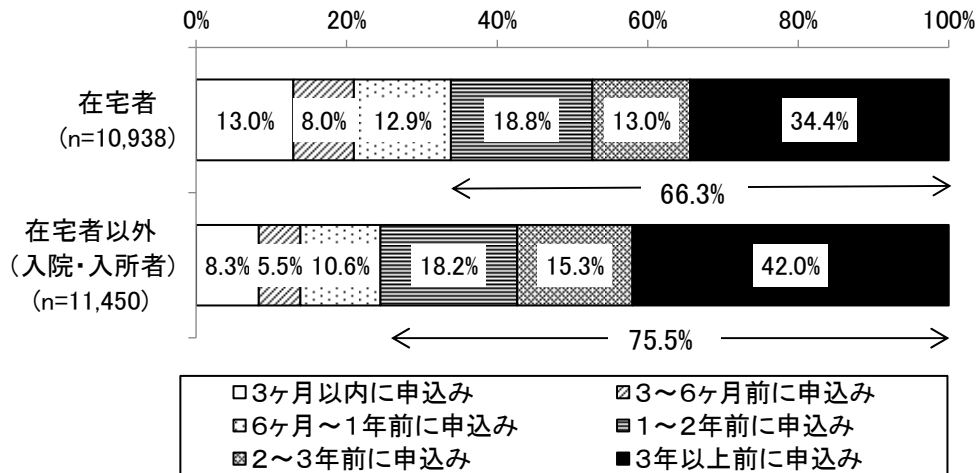
図表 6-6 居場所の内訳 (n=22,388)



(2) 申込時期

申込時期が1年以上前の者は、在宅者では66.3%、在宅者以外では75.5%で、在宅者以外のほうが申込時期が早い傾向がみられ、また、要介護3～5に比べて、申込時期が早い。

図表 6-7 申込時期



特別養護老人ホームへの入所申込者状況調査票（本票）

都道府県名：全国

	(単位：人)				(参考)特列入所			(単位：人)
	要介護3	要介護4	要介護5	計①	要介護1	要介護2	計②	①+②
入所申込者数 (A) + (B)	104,770	92,380	55,901	253,051	7,736	14,652	22,388	275,439
在宅者 (A)	51,553	34,987	18,974	105,514	3,739	7,199	10,938	116,452

申込時期	(単位：人)				(参考)特列入所			(単位：人)
	要介護3	要介護4	要介護5	計①	要介護1	要介護2	計②	①+②
3ヶ月以内に申込み	11,011	7,222	2,890	21,123	478	940	1,418	22,541
3～6ヶ月前に申込み	7,043	4,468	1,963	13,474	313	567	880	14,354
6ヶ月～1年前に申込み	9,133	5,932	2,687	17,752	466	945	1,411	19,163
1～2年前に申込み	10,263	6,767	3,508	20,538	691	1,369	2,060	22,598
2～3年前に申込み	5,639	4,005	2,430	12,074	457	967	1,424	13,498
3年以上前に申込み	8,465	6,593	5,497	20,555	1,345	2,421	3,766	24,321
上記(A)以外の者 (B)	53,217	57,393	36,927	147,537	3,997	7,453	11,450	158,987

申込時期	(単位：人)				(参考)特列入所			(単位：人)
	要介護3	要介護4	要介護5	計①	要介護1	要介護2	計②	①+②
3ヶ月以内に申込み	8,966	10,425	5,709	25,100	330	624	954	26,054
3～6ヶ月前に申込み	6,344	6,896	3,935	17,175	215	417	632	17,807
6ヶ月～1年前に申込み	8,595	9,230	5,262	23,087	392	824	1,216	24,303
1～2年前に申込み	11,030	11,422	6,977	29,429	745	1,338	2,083	31,512
2～3年前に申込み	6,905	7,230	4,890	19,025	592	1,159	1,751	20,776
3年以上前に申込み	11,377	12,190	10,154	33,721	1,723	3,091	4,814	38,535

現在の入院・入所施設等	(単位：人)				(参考)特列入所			(単位：人)
	要介護3	要介護4	要介護5	計①	要介護1	要介護2	計②	①+②
医療機関 (病院又は診療所) ※下欄を除く。	11,271	15,412	11,971	38,654	694	1,262	1,956	40,610
介護医療院 (介護療養型医療施設)	932	1,915	1,747	4,594	35	76	111	4,705
介護老人保健施設	20,262	21,632	12,274	54,168	1,335	2,692	4,027	58,195
他の特別養護老人ホーム	2,982	3,908	2,439	9,329	55	161	216	9,545
養護老人ホーム	659	527	273	1,459	110	159	269	1,728
（うち特定施設入居者生活介護）	197	151	80	428	51	56	107	535
軽費老人ホーム	710	436	193	1,339	182	215	397	1,736
（うち特定施設入居者生活介護）	300	225	97	622	45	81	126	748
有料老人ホーム	4,665	4,794	2,873	12,332	483	897	1,380	13,712
（うち特定施設入居者生活介護）	1,380	1,453	914	3,747	164	271	435	4,182
サービス付き高齢者向け住宅	1,755	1,497	943	4,195	152	302	454	4,649
（うち特定施設入居者生活介護）	377	306	184	867	27	63	90	957
認知症グループホーム	6,308	4,032	2,308	12,648	699	1,250	1,949	14,597
その他	3,544	3,129	1,829	8,502	237	429	666	9,168

調査時点：令和4年4月1日

※ 各都道府県からの数値を単純に足しあげた数値を記載しているため、各項目の合計値は必ずしも一致しないことがある。

第7章 まとめ

ここでは、都道府県調査、市区町村調査、施設調査の主な結果についてまとめる。

都道府県、市区町村、施設に対して同様の質問をしていた場合、比較ができるようにグラフを再掲した。

1. 施設の稼働状況

本調査の施設調査では、特別養護老人ホームの稼働率は令和元年度は平均 93.6%、令和2年度は平均 93.7%、令和3年度は平均は 93.3%であった。分布をみると、令和3年度では、稼働率が90%以上の施設が78.7%であった。(p93)

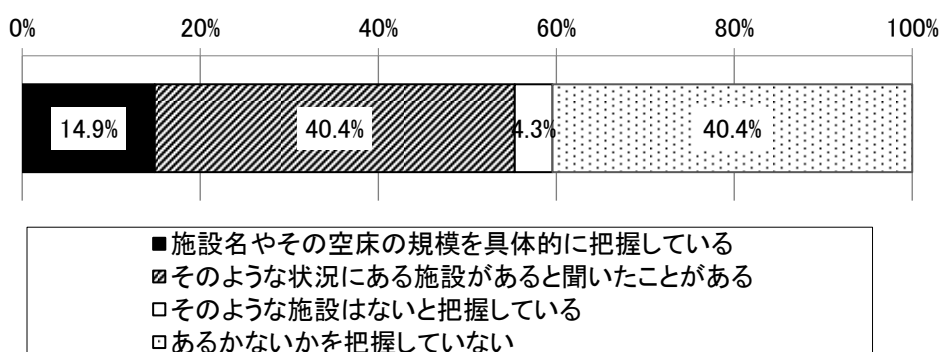
市区町村に対して、施設の稼働状況についての把握状況をたずねたところ、広域型の施設の稼働状況は、「基本的に全ての施設で満員」が44.9%、「稼働状況を把握していない」が26.3%であった。地域密着型の施設の稼働状況は、「基本的に全ての施設で満員」が46.9%、「稼働状況を把握していない」が24.4%であった。(p20)

2. 職員の人材確保ができないために空床がある施設

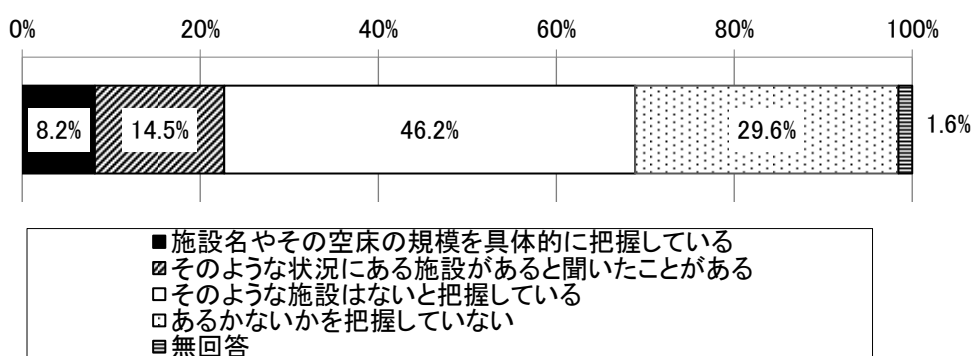
職員の人材確保ができないために空床を埋められない状況の把握は、都道府県では、「施設名やその空床の規模を具体的に把握している」が14.9%、「そのような状況にある施設があると聞いたことがある」、「あるかないかを把握していない」がそれぞれ40.4%であった。(p12)

市区町村では、「そのような施設はないと把握している」が46.2%で最も多かった。次いで、「あるかないかを把握していない」が29.6%であった。「施設名やその空床の規模を具体的に把握している」は8.2%であった。(p46)

(再掲) (都道府県) 図表3-18 職員の人材確保ができないために空床を埋められない状況の把握(n=47) (問6)



(再掲) (市区町村) 図表4-36 職員の人材確保ができないために空床を埋められない状況の把握(n=1,018) (問10)



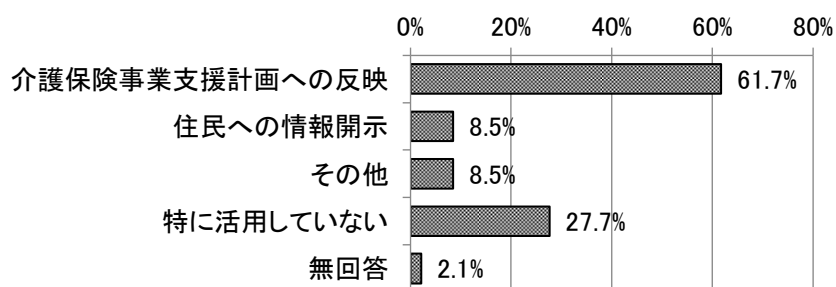
施設調査では、介護職員不足による入所者受入れへの影響は、「特に影響は出ていない」が71.3%で最も多かった。次いで、「介護職員の人員不足により入所案内を控えた」が15.1%、「ユニットやフロアの一部を閉鎖した」が6.0%であった。(p94)

3. 厚生労働省が実施する「入所申込状況把握調査」の活用状況

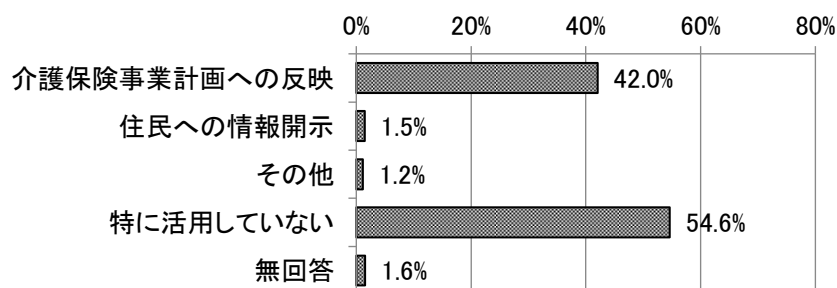
厚生労働省が実施する「入所申込状況把握調査」について入所申込の実態把握以外での活用状況は、都道府県では、「介護保険事業支援計画への反映」が 61.7%であった。「特に活用していない」が 27.7%であった。(p3)

市区町村では、「特に活用していない」が 54.6%で最も多かった。次いで、「介護保険事業計画への反映」が 42.0%であった。(p30)

(再掲) (都道府県) 図表 3-1 厚生労働省実施の「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」調査の活用状況 (n=47) (問 2 (1)) (複数回答)



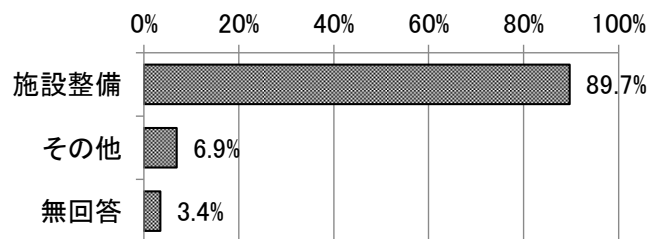
(再掲) (市区町村) 図表 4-18 厚生労働省実施の「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」調査の活用状況 (問 3 (1)) (n=1,018) (複数回答)



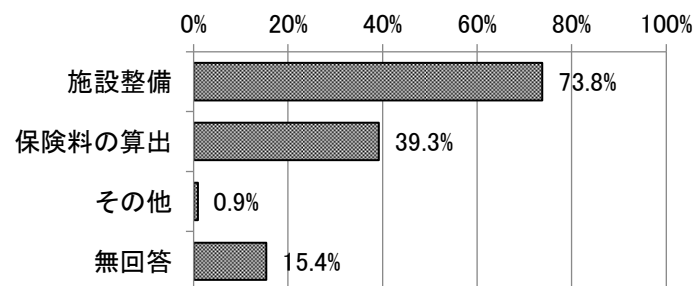
介護保険事業支援計画へ反映の場合、反映の仕方は都道府県では、「施設整備」が89.7%であった。(p3)

市区町村では、「施設整備」が73.8%で最も多く、次いで、「保険料の算出」が39.3%であった。(p30)

(再掲) (都道府県) 図表3-2 介護保険事業支援計画への反映の仕方 (n=29) (問2(1))
(複数回答)



(再掲) (市区町村) 図表4-19 介護保険事業計画への反映の仕方 (問3(1)) (n=428)
(複数回答)

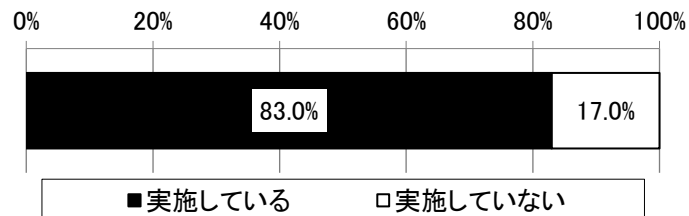


4. 自治体独自での入所申込登録者状況把握調査の実施状況

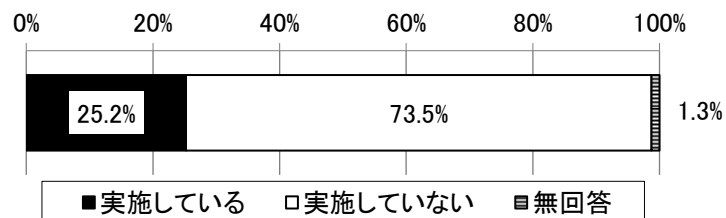
自治体独自での入所申込登録者状況把握調査の実施状況について、都道府県では、「実施している」が 83.0%、「実施していない」が 17.0%であった。(p4)

市区町村では「実施している」が 25.2%、「実施していない」が 73.5%であった。(p31)

(再掲) (都道府県) 図表 3-3 実施の有無 (n=47) (問 2 (2))



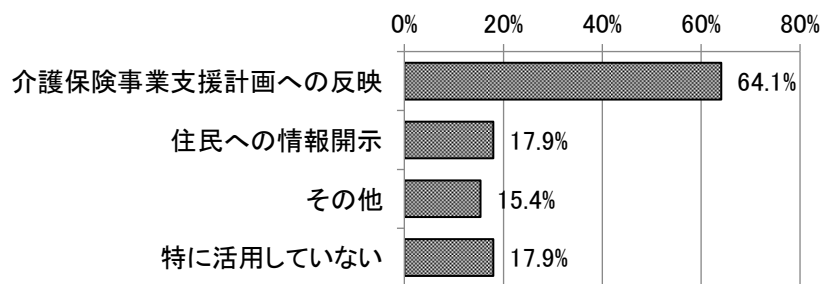
(再掲) (市区町村) 図表 4-20 自治体独自の入所申込当社状況把握調査の実施の有無 (n=1,018) (問 3 (2))



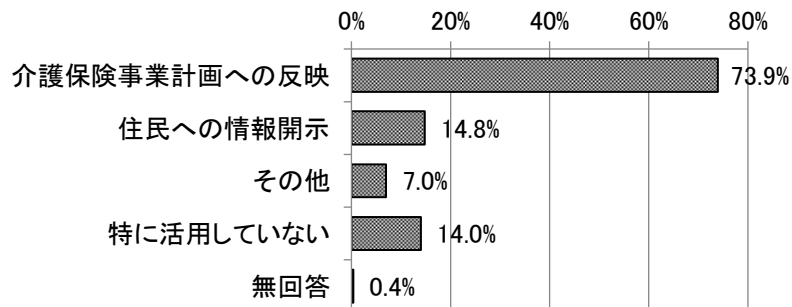
実施している場合、入所申込状況の実態把握以外での活用状況は、都道府県では「介護保険事業支援計画への反映」が 64.1%で最も多かった。次いで、「住民への情報開示」が 17.9%であった。「特に活用していない」も 17.9%であった。(p4)

市区町村では「介護保険事業計画への反映」が 73.9%で最も多かった。次いで、「住民への情報開示」が 14.8%、「特に活用していない」が 14.0%であった。(p31)

(再掲) (都道府県) 図表 3-4 活用状況 (n=39) (問 2 (3)) (複数回答)



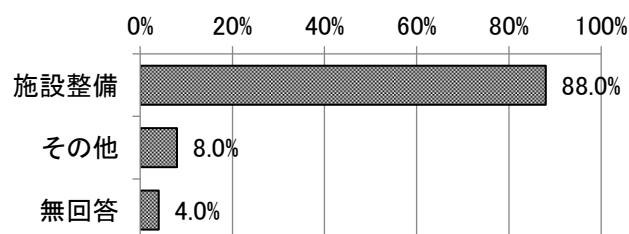
(再掲) (市区町村) 図表 4-21 活用状況 (n=257) (問 3 (3)) (複数回答)



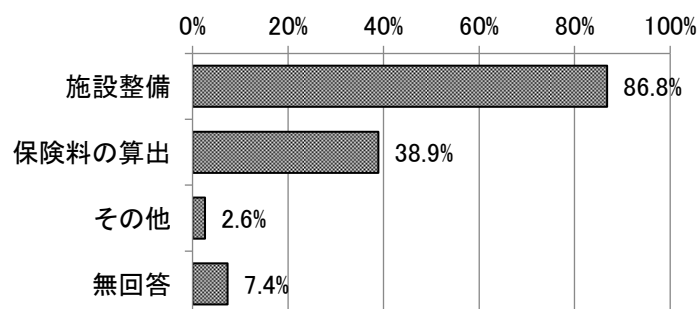
都道府県では介護保険事業支援計画へ反映の場合、反映の仕方は「施設整備」が 88.0%であった。(p5)

市区町村では介護保険事業計画へ反映の場合、反映の仕方は「施設整備」が 86.8%で最も多かった。次いで、「保険料の算出」が 38.9%であった。(p32)

(再掲) (都道府県) 図表 3-5 活用状況 (n=39) (問 2 (3)) (複数回答)



(再掲) (市区町村) 図表 4-22 介護保険事業計画への反映の仕方 (n=190) (問 3 (3)) (複数回答)



5. 入所申込登録者等の詳細

(1) 入所者

本調査の回答施設における令和3年度の新規入所者数は平均19.4人(中央値17.0人)であった。(p91)

(2) 入所申込登録者

本調査では、「入所申込登録者」とは「特別養護老人ホームに入所の申込をして登録した者のうち、令和4年10月1日現在で、本人・家族からの入所辞退や登録期限満了によって登録抹消となった者及び入所した者を除いた、入所申込登録が有効である者」とした。

令和4年10月1日時点の入所申込登録者数は、本調査の回答施設1施設あたり平均で87.9人(中央値53.0人)であった。

令和3年度の新規入所者数に対する倍率を施設ごとにみたところ、平均6.1倍であった。(p60)

内訳をみると以下のとおりであった。(p62-p66)

- ・性別は、男性が36.8%、女性が63.2%であった。
- ・年代は80歳代が44.1%、90歳代が32.3%で、80歳代以上が78.7%であった。
- ・申込時期は「3年以上前」が26.7%、「1～2年前」が18.5%であった。
- ・居所は「在宅」が36.5%で最も多く、次いで、「医療機関」が21.5%、「介護老人保健施設」が18.6%であった。
- ・要介護度は「要介護3」が37.4%、「要介護4」が31.2%であった。「要介護1」が1施設あたり平均3.1人(中央値は1.0人)、「要介護2」が平均5.4人(中央値は2.0人)であった。
- ・医療的ケアの必要性は「なし」が56.0%、「あり(施設対応可、入所影響無)」が19.8%、「あり(施設対応不可、入所影響有)」が5.9%であった。
- ・住所地が「同一市区町村内」が79.9%、「他市区町村」が17.0%、「他都道府県」は2.6%であった。

(3) 新規入所申込者

本調査では、「新規入所申込者」とは、「入所申込時に本人・家族と施設側の相談によって正式な入所申込登録に至らなかった者は除き、その後入所したり、辞退した人全てを含む」とした。

令和3年度の新規入所申込者数は、本調査の回答施設1施設あたり平均48.6人(中央値35.0人)であった。(p67)

新規入所者の状況として、該当するものが多いものとしては、「介護者の介護負担が大きい」は「9割以上」が40.7%であった。

「介護者が高齢、障害、疾病、要介護状態等の理由により十分な介護が困難」は「4～6割程度」が30.8%であった。「9割以上」が15.3%であった。

「介護者が就労しており、十分な介護が困難」は「7～8割程度」が32.2%であった。「9割以上」が13.3%であった。(p67-68)

(4) 入所辞退者の状況

本調査では、入所辞退者とは、「本人・家族により入所辞退した者。その後、施設で登録抹消したか、登録継続かは問わない。入所申込時期は令和3年度以前の場合を含む」とした。

令和3年度の入所辞退者数は、本調査の回答施設1施設あたり平均25.8人（中央値13.0人）であった。(p69)

辞退理由について、施設に上位3つまでの理由をたずねたところ、「他の特別養護老人ホームへの入所が決定した」が85.4%で最も多かった。次いで、「本人が死亡した」が77.0%、「医療機関に入院した」が37.2%であった。(p70)

(5) 入所手続きが先送りになっている人

本調査では、「入所手続きが先送りになっている人」とは、令和4年10月1日現在の入所申込登録者のうち、施設側で、実質的に入所させることが困難であるため、入所手続きが先送りとなっている者」とした。

令和4年10月1日時点で、入所手続きが先送りになっている人数は平均10.1人（中央値3.0人）であった。

令和4年10月1日現在の入所申込登録者数に対して、入所手続きが先送りになっている割合は、施設ごとにみたところ、平均15.3%であった。(p71)

入所手続きを先送りにしている理由をたずねたところ、比較的多かったものは、以下の通りであった。(p72)

- ・「要介護度3未満である等、特別養護老人ホームの入所要件を満たさない」が平均3.6人（中央値0.0人）であった。
- ・「医療的ケアの必要性が高く現行の職員体制で対応しきれない」が平均3.0人（中央値1.0人）であった。
- ・「認知症（周辺症状を含む）が重度であるため現行の職員体制で対応しきれない」が平均1.7人（中央値0.0人）であった。

(6) 市区町村の対応

市区町村における特別養護老人ホームへの入所がすぐには困難な申込者への支援について、「管轄地域包括支援センター、担当介護支援専門員にサービス調整等を依頼する」が47.2%で最も多かった。次いで、「特別養護老人ホーム以外の施設等を紹介する」が45.1%であった。(p42)

6. 入所申込登録者の名簿の管理の方法

市区町村での特別養護老人ホームへの入所申込登録者の名簿の管理の方法についてたずねたところ、「各施設で名簿が作成・管理され、市町村にはその総数の報告だけされている」が30.0%で最も多かった。次いで、「各施設で名簿が作成・管理され、市町村に情報共有されている(重複登録も把握されている)」が26.6%であった。

なお、自治体が情報を把握していない場合、「無回答」で回答した自治体があった。(p32)

7. 実質的に入所可能な入所申込登録者の規模の把握状況

調査票では以下のとおりの質問をした。

(質問文)

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）の入所申込登録者は、(1)複数施設へ登録したり、すぐに入所する意思や条件が整わない段階で事前に登録している者が含まれていたり、(2)登録されているものの施設側で体制が整わないために実際上受け入れが困難な医療的ケアが必要な者などが含まれているため、実質的に入所可能な者よりも多く計上される場合があります。貴都道府県（市町村）においては、入所申込登録者のうち、それらの(1)登録者側の事情や、(2)施設側の事情に該当する者を除いた実質的に入所可能な入所申込登録者の規模を把握していますか。

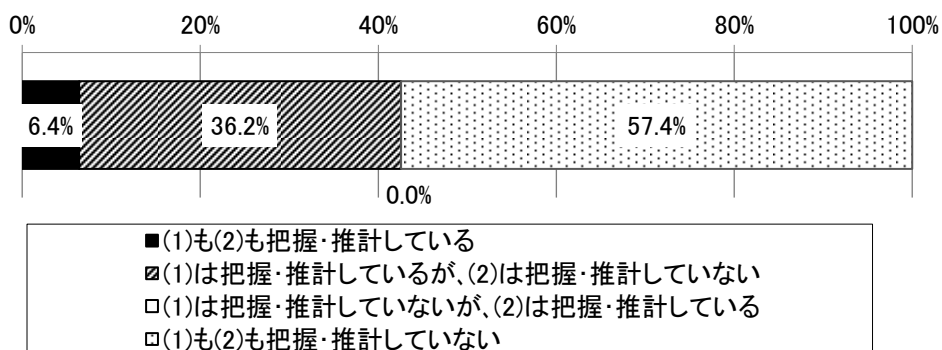
都道府県における、実質的に入所可能な入所申込登録者の規模の把握状況は、「(1)登録者側の事情に該当する者も、(2)施設側の事情に該当する者も把握・推計していない」が57.4%で半数以上であった。「(1)登録者側の事情に該当する者は把握・推計しているが、(2)施設側の事情に該当する者は把握・推計していない」が36.2%であった。(1)を把握している都道府県は42.6%、(2)を把握している都道府県は6.4%であった。(p11)

市区町村では、「(1)も(2)も把握・推計していない」が79.4%を占めた。「(1)は把握・推計しているが、(2)は把握・推計していない」が8.9%であった。

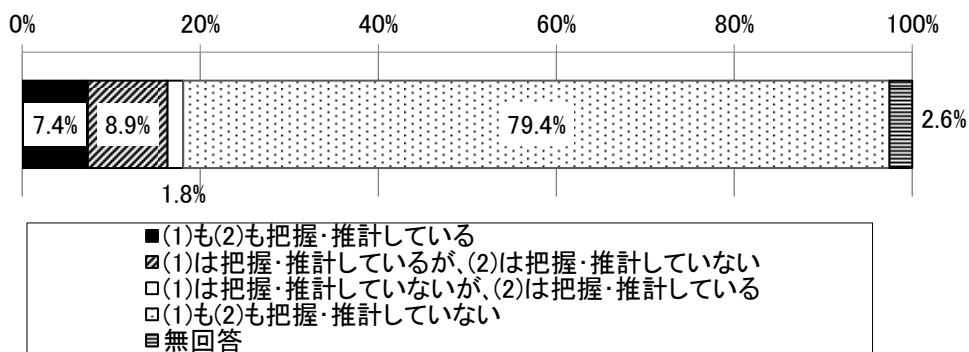
(1)を把握している市区町村は16.3%、(2)を把握している市区町村は9.2%であった。

(p45)

(再掲) (都道府県) 図表 3-17 実質的な入所申込登録者の規模の把握状況 (n=47) (問 5)



(再掲) (市区町村) 図表 4-35 実質的に入所可能な入所申込登録者の規模の把握状況 (n=1,018) (問 9)

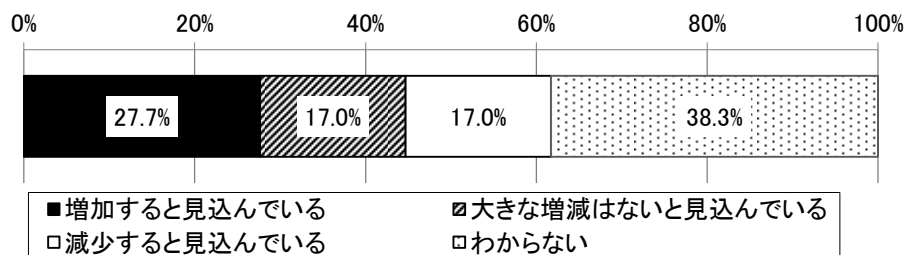


8. 入所申込登録者の増減の見通し

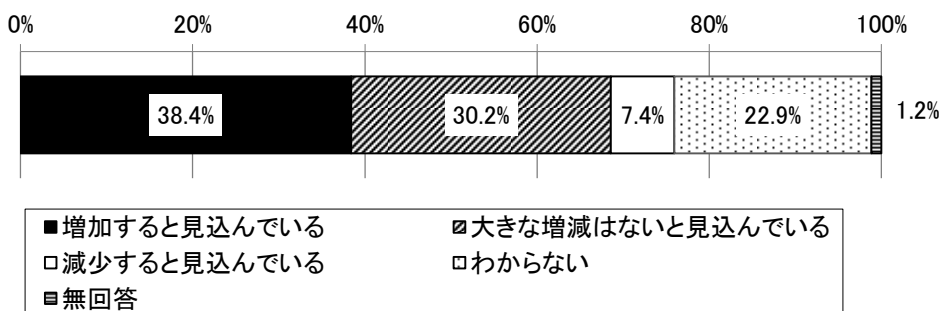
都道府県では今後（5～10年後）の特別養護老人ホームにおける入所申込登録者の増減見込みは、「わからない」が38.3%で最も多かった。次いで、「増加すると見込んでいる」が27.7%であった。「減少すると見込んでいる」「大きな増減はないと見込んでいる」がそれぞれ17.0%であった。（p12）

市区町村では、「増加すると見込んでいる」が38.4%で最も多かった。次いで、「大きな増減はないと見込んでいる」が30.2%であった。（p48）

（再掲）（都道府県）図表3-19 入所申込登録者の増減見込み（n=47）（問7（1））



（再掲）（市区町村）図表4-37 入所申込登録者の増減見込み（n=1,018）（問11（1））

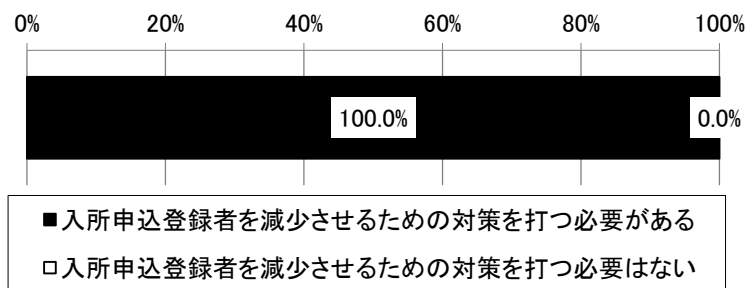


(1) 対策の必要性の有無

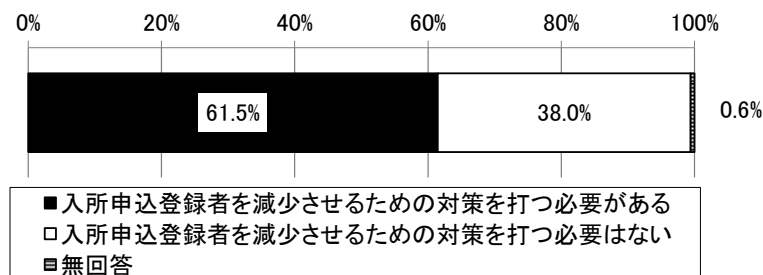
今後の入所申込登録者の見込みについて、増加または大きな増減なしと回答した都道府県に入所申込登録者を減少させるための対策の必要性についてたずねたところ、「入所申込者を減少させるための対策を打つ必要がある」が 100.0%であった。(p13)

市区町村では、「入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要がある」が 61.5%、「入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要はない」が 38.0%であった。(p49)

(再掲) (都道府県) 図表 3-20 対策の必要性の有無(n=21) (問 7 (2))



(再掲) (市区町村) 図表 4-38 入所申込登録者を減少させるための対策の必要性の有無(n=698) (問 11 (2))



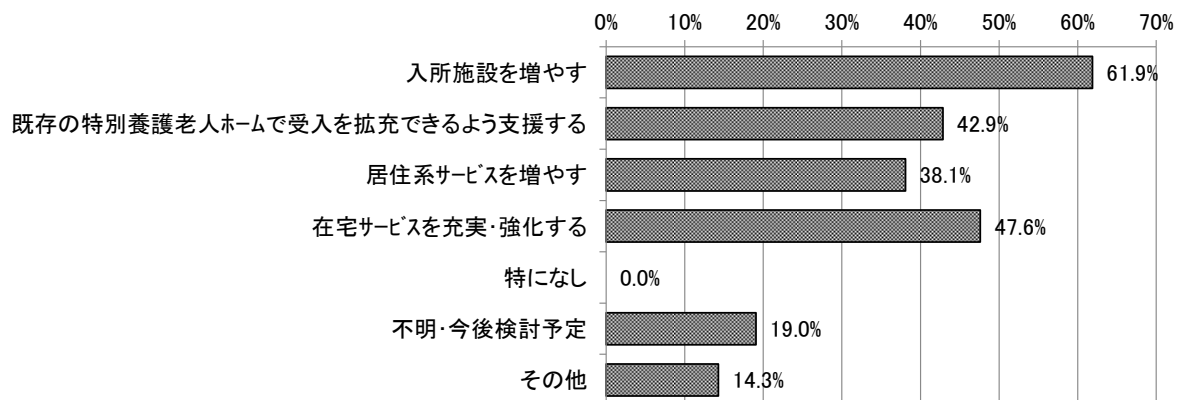
① 入所申込登録者を減少させるための対策

都道府県では入所申込登録者を減少させるための対策は、「入所施設を増やす」が61.9%で最も多かった。次いで、「在宅サービスを充実・強化する」が47.6%であった。

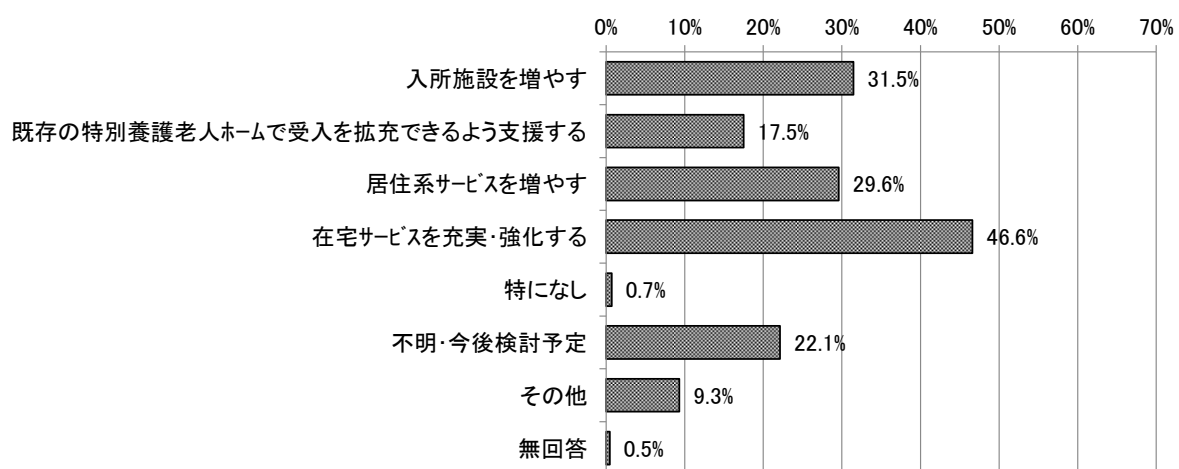
(p13)

市区町村では、「在宅サービスを充実・強化する」が46.6%で最も多かった。次いで、「入所施設を増やす」が31.5%、「居住系サービスを増やす」が29.6%であった。(p50)

(再掲) (都道府県) 図表 3-21 対策 (n=21) (問 7 (3)) (複数回答)



(再掲) (市区町村) 図表 4-39 対策 (n=429) (問 11 (3)) (複数回答)



i) (入所施設を増やす場合) 増やす施設

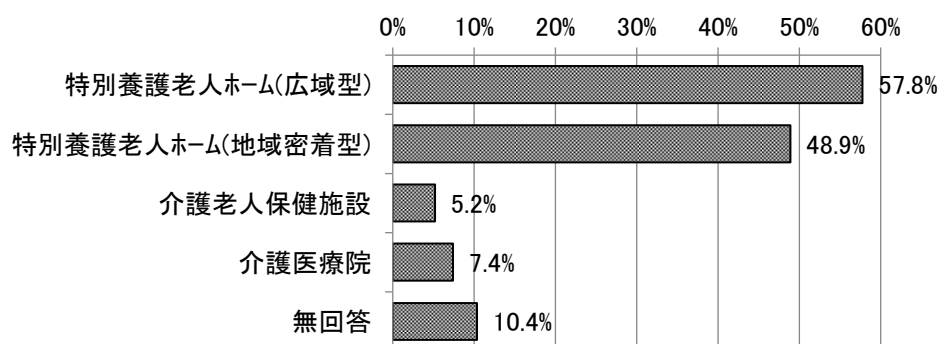
都道府県では、入所施設を増やすと回答した 13 件のうち、「特別養護老人ホーム (広域型)」が 10 件 (76.9%)、「特別養護老人ホーム (地域密着型)」がそれぞれ 9 件 (69.2%) であった。「介護老人保健施設」が 4 件 (30.8%) であった。(p14)

市区町村では、入所施設を増やす場合、「特別養護老人ホーム (広域型)」が 57.8% で最も多かった。次いで、「特別養護老人ホーム (地域密着型)」が 48.9% であった。(p52)

(再掲) (都道府県) 図表 3-22 増やす施設(n=12) (問 7 (3) 1) (複数回答)

	n	%
特別養護老人ホーム(広域型)	10	76.9%
特別養護老人ホーム(地域密着型)	9	69.2%
介護老人保健施設	4	30.8%
介護医療院	3	23.1%
無回答	1	7.7%
全体	13	100.0%

(再掲) (市区町村) 図表 4-40 増やす施設(n=135) (問 11 (3) 1) (複数回答)



ii) (既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する場合) 支援策

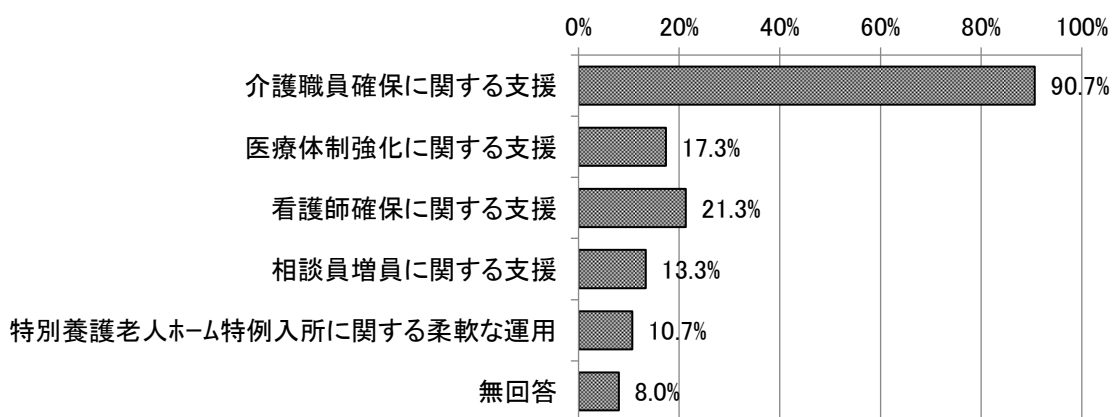
都道府県において、既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援すると回答した9件のうち、「介護職員確保に関する支援」が8件(88.9%)で最も多かった。「看護師確保に関する支援」が1件(11.1%)であった。(p14)

市区町村では、「介護職員確保に関する支援」が90.7%で最も多かった。次いで、「看護師確保に関する支援」が21.3%であった。(p53)

(再掲) (都道府県) 図表3-23 (既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する場合) 支援策(n=9) (問7(3)2) (複数回答)

	n	%
介護職員確保に関する支援	8	88.9%
医療体制強化に関する支援	0	0.0%
看護師確保に関する支援	1	11.1%
相談員増員に関する支援	0	0.0%
特別養護老人ホーム特例入所に関する柔軟な運用	0	0.0%
無回答	1	11.1%
全体	9	100.0%

(再掲) (市区町村) 図表4-41 (既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する場合) 支援策(n=75) (問11(3)2) (複数回答)



iii) (居住系サービスを増やす場合) 増やすサービス

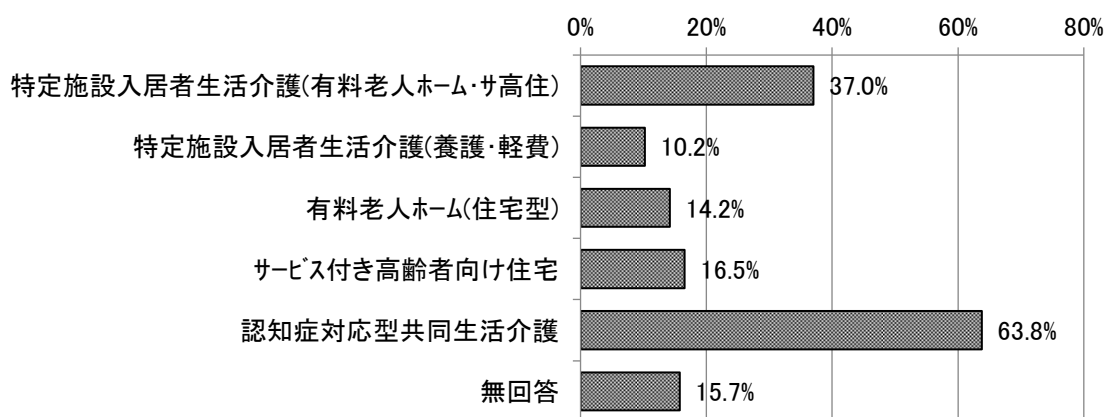
都道府県で、居住系サービスを増やすと回答した8件のうち、「特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(介護付き)・サービス付き高齢者向け住宅)(地域密着型を含む)」が7件(87.5%)で最も多かった。次いで、「サービス付き高齢者向け住宅」と「認知症対応型共同生活介護」がそれぞれ、4件(50.0%)であった。(p15)

市区町村では、「認知症対応型共同生活介護」が63.8%で最も多かった。次いで、「特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サ高住)」が37.0%であった。(p53)

(再掲) (都道府県) 図表3-24 増やすサービス(n=7)(問7(3)3)(複数回答)

	n	%
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サ高住)	7	87.5%
特定施設入居者生活介護(養護・軽費)	3	37.5%
有料老人ホーム(住宅型)	2	25.0%
サービス付き高齢者向け住宅	4	50.0%
認知症対応型共同生活介護	4	50.0%
無回答	1	12.5%
全体	8	100.0%

(再掲) (市区町村) 図表4-42 (居住系サービスを増やす場合) 増やすサービス(n=127)(問11(3)3)(複数回答)



(2) (減少すると見込んでいる場合) 減少の主な理由

都道府県において、入所申込登録者が減少すると見込んでいると回答した8件のうち、減少の主な理由は、「要介護の利用者数が減少していくため」と「特養以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため」がそれぞれ3件(37.5%)であった。

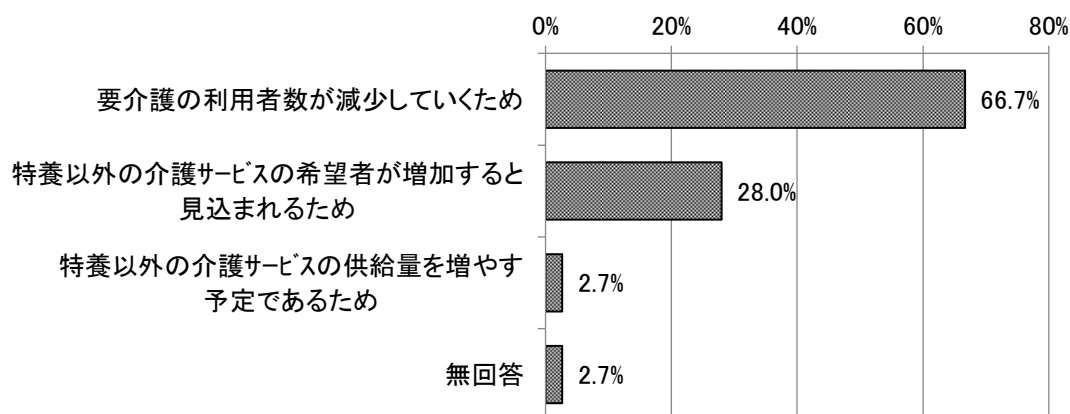
(p15)

市区町村では、減少と見込む主な理由は、「要介護の利用者数が減少していくため」が66.7%で最も多かった。次いで、「特養以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため」が28.0%であった。(p54)

(再掲) (都道府県) 図表3-25 減少の主な理由(n=8) (問7(4))

	n	%
要介護の利用者数が減少していくため	3	37.5%
特養以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため	3	37.5%
特養以外の介護サービスの供給量を増やす予定であるため	1	12.5%
無回答	1	12.5%
全体	8	100.0%

(再掲) (市区町村) 図表4-43 減少の主な理由(n=75) (問11(4))



(3) 施設調査における今後の施設定員に関する見通し

施設調査では、今後(5~10年後)の施設定員に関する見通しは、「現状維持」が80.4%で最も多かった。次いで、「不明」が13.7%であった。「増やす」が3.5%、「減らす」が1.6%であった。(p94)

9. 入所指針や評価項目、入所検討委員会等について

(1) 入所指針について

都道府県において、入所指針の見直しの有無は、「ある」が 76.6%、「ない」が 23.4%であった。

直近の入所指針の見直しの時期は、「2016年～2020年」が 47.2%であった。2015年以前が 38.9%、2021年以降は 5.6%であった。(p7)

市区町村において、特別養護老人ホームの入所指針の作成・活用状況は、「都道府県が作成した入所指針をそのまま用いている」が 59.9%で最も多かった。次いで、「入所指針を作成も活用もしていない」が 22.5%であった。(p43)

施設の入所指針は、「保険者が作成した入所指針をそのまま用いている」が 51.9%で最も多かった。次いで、「保険者が作成した入所指針を一部修正して用いている」が 42.7%であった。(p75)

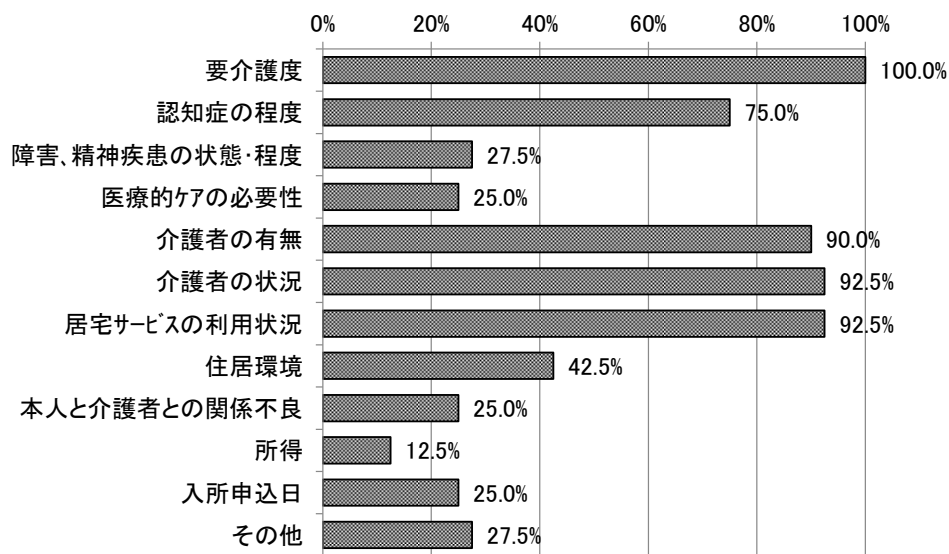
(2) 入所評価項目について

特別養護老人ホームの入所評価項目・配点の設定について、都道府県では「設定している」が 85.1%、「設定していない」が 14.9%であった。(p5)

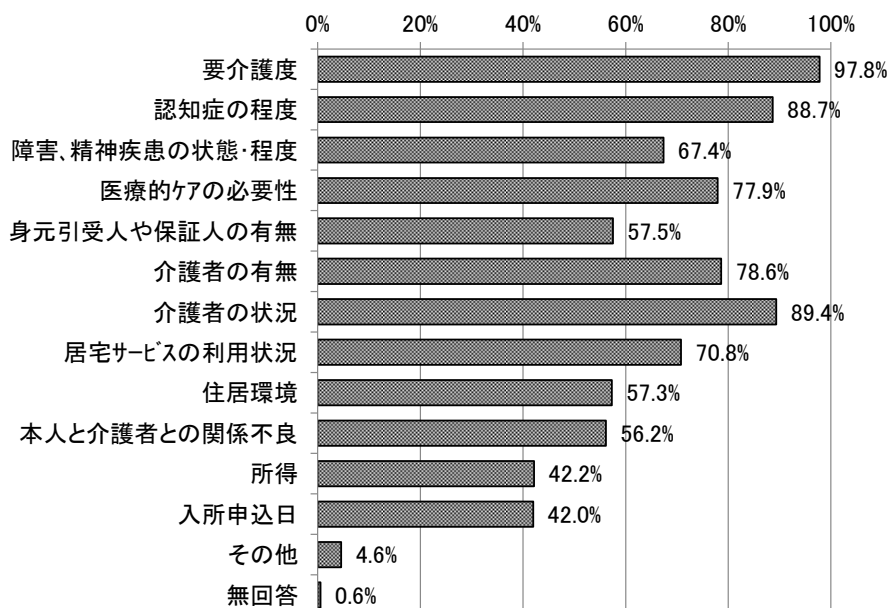
都道府県で、入所評価項目・配点を設定している場合、その項目は、「要介護度」が 100.0%であった。「介護者の状況」と「居宅サービスの利用状況」が 92.5%、「介護者の有無」が 90.0%であった。「認知症の程度」は 75.0%であった。(p6)

施設での入所評価項目は、「要介護度」が 97.8%で最も多かった。次いで、「介護者の状況」が 89.4%、「認知症の程度」が 88.7%であった。(p76)

(再掲) (都道府県) 図表 3-7 入所評価項目 (n=40) (問 3 (2)) (複数回答)



(再掲) (施設) 図表 5-44 入所評価項目 (n=1,024) (問 10 (2)) (複数回答)



(3) 入所申込のルールや、入所決定への自治体の関与、入所検討委員会について

施設において、入所申込のルールは、「基本的に本人・家族からの直接入所申込を受け付ける」が 84.2%を占めた。

入所申込の有効期限は「あり」が 12.2%、「なし」が 86.9%であった。

「あり」の場合の入所申込の有効期限の平均値は 18.7 か月であった。(p73)

特別養護老人ホームの入所決定に関する市区町村の関与の状況について、「施設が当該施設の入所判定（検討）委員会において決定している」が 59.3%で最も多かった。次いで、「特例入所について意見を出している」が 57.1%であった。(p44)

施設における入所検討委員会の構成員は、「生活相談員」が 98.5%で最も多かった。次いで、「施設長」が 97.3%、「看護職員」が 91.8%、「介護支援専門員」が 89.7%であった。(p74)

施設における入所検討委員会の令和 3 年度における開催実績は平均 10.4 回であった。(p75)

(4) 優先して入所させるべき条件

施設が「優先して入所させるべき」と考える人の条件は、「介護者が不在、一人暮らし、またはいても介護が困難なこと」が 80.1%で最も多かった。次いで、「介護放棄・虐待等の疑いがあること」が 77.1%であった。(p77)

優先して入所させるべきと考える人に該当する者の人数は平均 9.5 人であった。入所申込者に対する割合は平均 12.9%であった。(p78)

10. 特例入所の運用について

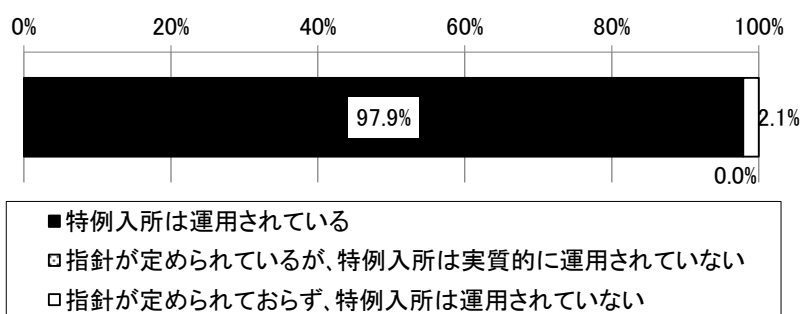
(1) 特例入所の運用状況、対象者

特例入所の制度の運用状況は、都道府県では「特例入所は運用されている」が 97.9%を占めた。「指針が定められておらず、特例入所は運用されていない」が 2.1%であった。(p9)

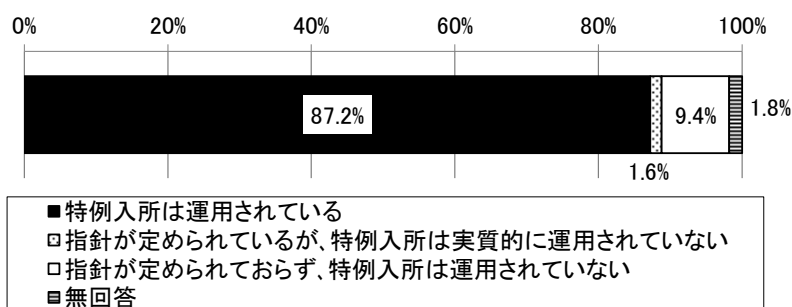
市区町村では、特例入所の制度の運用状況は、「特例入所は運用されている」が 87.2%を占めた。「指針が定められておらず、特例入所は運用されていない」が 9.4%であった。町村では「指針が定められておらず、特例入所は運用されていない」が 16.5%、人口 1 万人未満の自治体でも 16.5%と比較的高かった。(p38)

施設からの回答では、「特例入所は運用されている」が 85.0%を占め、「特例入所に係る関係団体と協議に基づく指針が定められているが、周知されていなかったり行政指導などにより、特例入所は実質的に運用されていない」が 6.9%、「特例入所に係る関係団体と協議に基づく指針が定められておらず（または定められているかどうかかわからず）、特例入所は運用されていない」が 5.2%であった。(p80)

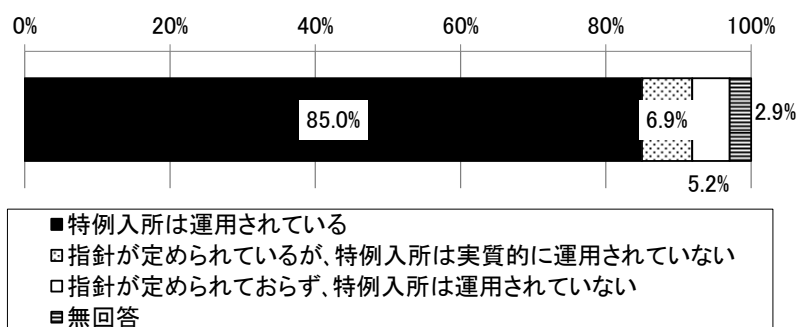
(再掲) (都道府県) 図表 3-14 特例入所の制度の運用状況 (n=47) (問 4 ③)



(再掲) (市区町村) 図表 4-29 特例入所の制度の運用状況 (n=1,018) (問 5 ③)



(再掲) (施設) 図表 5-49 特例入所の制度の運用状況 (n=1,024) (問 11 ①)

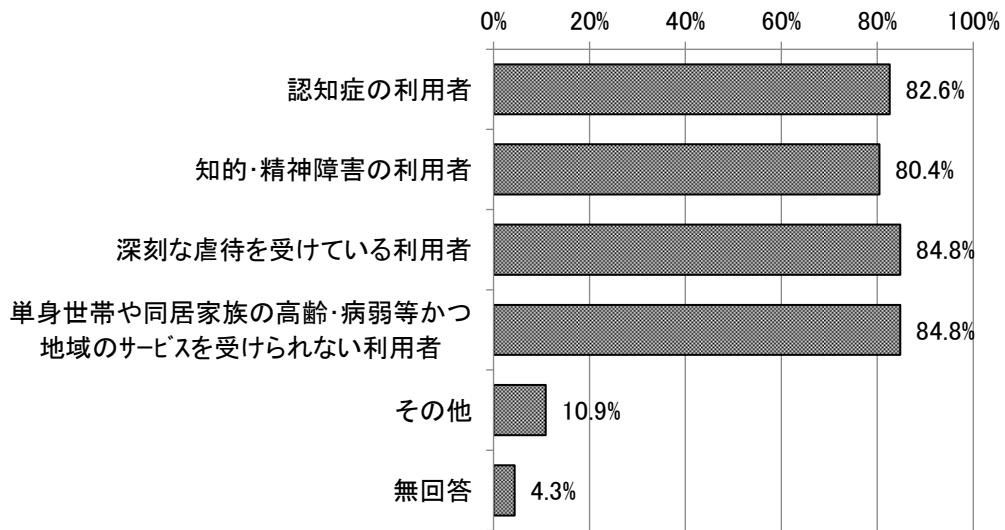


対象者は、都道府県では、「深刻な虐待を受けている利用者」と「単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者」がそれぞれ 84.8%であった。「認知症の利用者」が 82.6%であった。(p9)

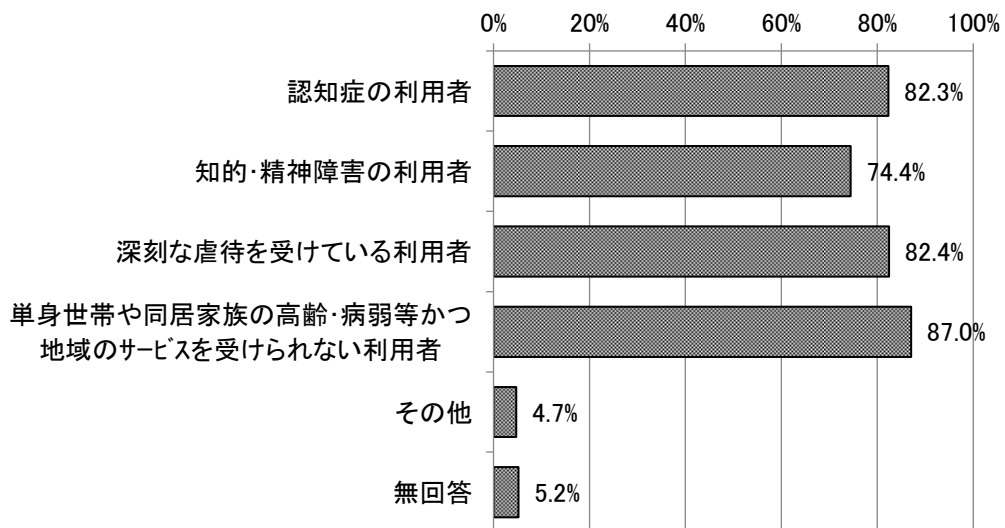
市区町村では、「単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者」が 87.0%で最も多かった。次いで、「深刻な虐待を受けている利用者」が 82.4%であった。(p39)

施設では、「深刻な虐待を受けている利用者」が 71.4%で最も多かった。次いで、「単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者」が 69.1%、「認知症の利用者」が 64.8%であった。(p83)

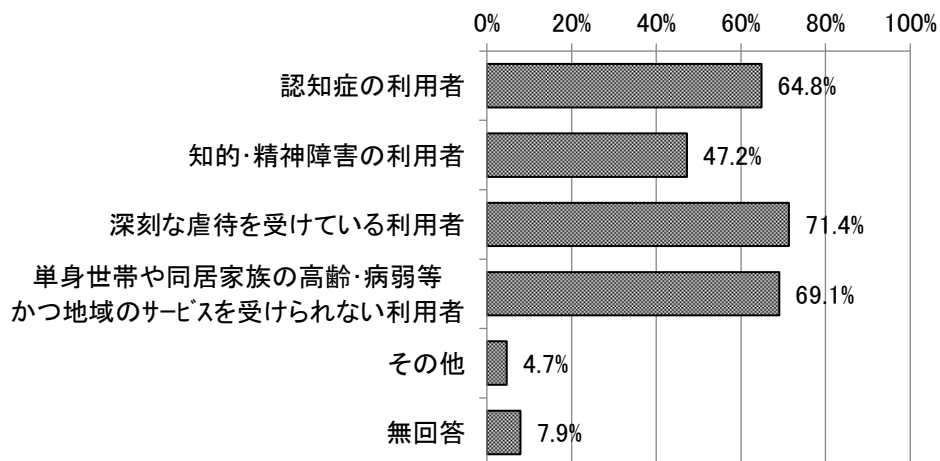
(再掲) (都道府県) 図表 3-15 対象者(n=46) (問 4 ③) (複数回答)



(再掲) (市区町村) 図表 4-30 対象者(n=888) (問 5 ③) (複数回答)



(再掲) (施設) 図表 5-50 対象者(n=870) (問 11①) (複数回答)



(2) 特例入所者数の把握状況

都道府県で、新規入所者数の把握の有無は、「把握している」が 23.4%、「把握していない」が 76.6%であった。特例入所扱いの新規入所者数の把握の有無は、「把握している」が 14.9%、「把握していない」が 85.1%であった。

令和 3 年度 1 年間に新規に入所した者の総数は平均 3,615.0 人であった。

令和 3 年度 1 年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の総数は平均 27.4 人であった。

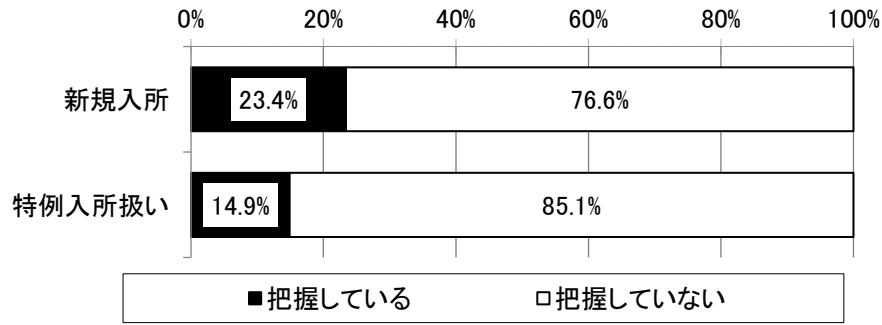
令和 3 年度 1 年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の全体に対する割合は、平均 1.3%であった。(p8)

市区町村では新規入所者数の把握の有無は、「把握している」が 24.1%、「把握していない」が 74.3%であった。特例入所扱いで新規の入所者数の把握の有無は、「把握している」が 49.6%、「把握していない」が 48.2%であった。(p33)

令和 3 年度 1 年間に新規に入所した者の総数は 1 市区町村あたり平均 174.5 人であった。令和 3 年度 1 年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の総数は平均 3.4 人であった。

令和 3 年度 1 年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の全体に対する割合は、平均 4.4%であった。(p37)

(再掲) (都道府県) 図表 3-11 把握の有無 (n=47) (問 4 ①②)



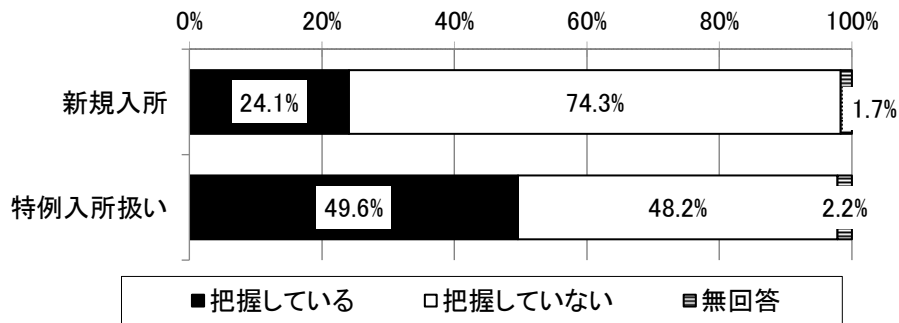
(再掲) (都道府県) 図表 3-12 人数 (問 4 ①②) (単位: 人)

	n	平均値	中央値
Q4(1)sq 令和3年度1年間に新規に入所した者の総数	11	3,615.0	2,112.0
Q4(2)sq 令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の総数	7	27.4	24.0

(再掲) (都道府県) 図表 3-13 令和3年度1年間に特例入所扱いで新規に入所した者の全体に対する割合 (単位: %)

	n	平均値	中央値
令和3年度1年間に特例入所扱いで新規に入所した者の全体に対する割合	7	1.3	1.1

(再掲) (市区町村) 図表 4-24 把握の有無 (n=1,018) (問 5 ①②)



(再掲) (市区町村) 図表 4-26 人数 (問 5 ①②) (単位: 人)

	n	平均値	中央値
令和3年度1年間に新規に入所した者の総数	231	174.5	38.0
令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の総数	496	3.4	1.0

(再掲) (市区町村) 図表 4-27 令和3年度1年間に特例入所の扱いで新規に入所した者の新規入所者数に対する割合 (単位: %)

n	平均	中央値
184	4.4	0.0

(3) 施設ごとの特例入所者数

施設調査においては、令和3年度の新規入所申込者のうち、特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者の申込人数は回答1施設あたり平均1.5人であった。

令和3年度の新規入所申込者全体に対する割合は、4.0%であった。(p85)

施設における特例入所申込への一般的な対応は、「通常の入所申込登録者と同じ基準で入所させている」が46.9%で最も多かった。次いで、「特例入所の要件に該当する者が入所申込をしてきたことがない」が22.9%、「通常の入所申込登録者よりも優先的に入所させている」が22.1%であった。(p87)

(再掲) (施設) 図表5-51 特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者の申込人数
(問11②) (単位:人)

	n	平均値	中央値
Q11(2) 令和3年度の新規入所申込者のうち、特例入所考慮事情の該当者数	974	1.5	0.0

(再掲) (施設) 図表5-53 特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者の申込人数
の令和3年度新規入所申込者に対する割合 (単位:%)

	n	平均値	中央値
Q11(2) 令和3年度の新規入所申込者のうち、特例入所考慮事情の該当者数	956	4.0	0.0

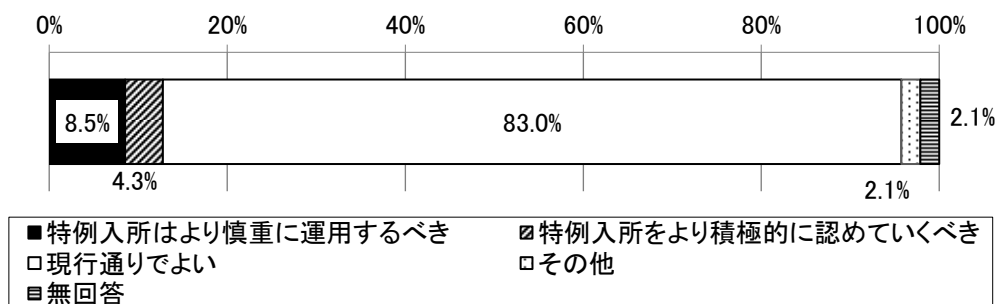
(4) 特例入所についての考え方

特例入所についての都道府県の考え方は、「現行通りでよい」が 83.0%を占めた。「特例入所はより慎重に運用すべき」が 8.5%であった。(p10)

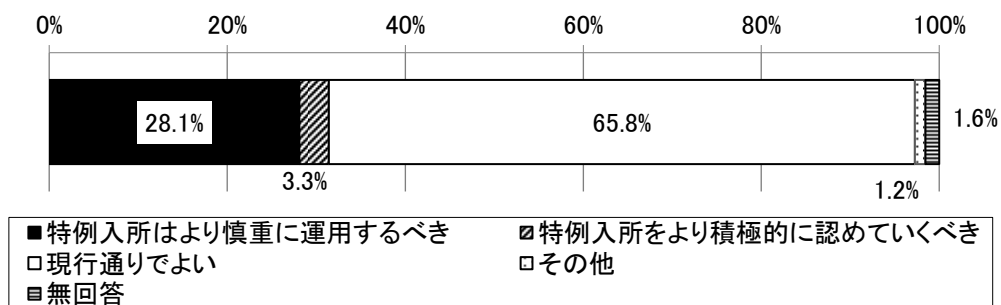
市町村の考え方は、「現行通りでよい」が 65.8%であった。「特例入所はより慎重に運用すべき」が 28.1%であった。(p41)

施設では、「現行通りでよい」が 43.4%、「特例入所はより慎重に運用すべき」が 27.5%であったが、「特例入所をより積極的に認めていくべき」が 21.8%であった。(p88)

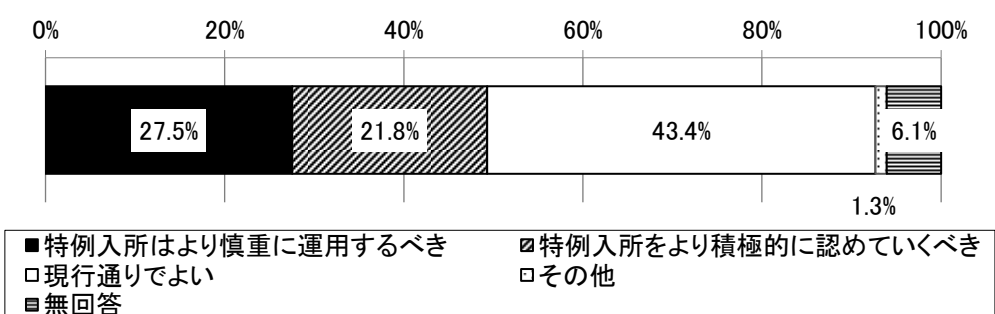
(再掲) (都道府県) 図表 3-16 特例入所についての都道府県の考え方 (n=47) (問 4 ④)



(再掲) (市区町村) 図表 4-31 特例入所についての市区町村の考え方 (n=1,018) (問 5 ④)



(再掲) (施設) 図表 5-56 特例入所についての施設の考え方 (n=1,024) (問 11 ⑤)



11. 調査結果に対する委員からの指摘と考察

0. はじめに

令和4年4月1日時点における特別養護老人ホームの入所申込者の状況について、厚生労働省が令和4年12月に公表した数値によると、要介護3以上では25.3万人で前回調査（平成31年度）と比較して3.9万人減少、要介護1・2では2.2万人で前回調査と比較して1.2万人減少となった。

また、特別養護老人ホームへの入所申込者に関しては、令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、特例入所については、地域によってばらつきがあるとの報告もあることや、特別養護老人ホームが在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等を踏まえ、改めて、特例入所の趣旨の明確化を図るなど、地域における実情を踏まえた適切な運用を図ることが適当であるとされた。

そもそも、介護保険法令上では、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は「居宅において日常生活を営むことが困難な者」の入所を想定しており、その内容として、要介護度3以上、あるいは、要介護度1・2であって「その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるもの」を規定している。

同時に、特別養護老人ホームは老人福祉法にも位置付けられている施設であるが、同法上、市町村は、必要に応じて、「六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの」に対する入所の措置をとらなければならないとされている。

こうした措置も含め、地域の実情に応じて、地方自治体により運用がなされているところであるが、特別養護老人ホームの入所のあり方は、このような制度的背景があることを理解した上で議論していく必要があるという認識のもと、委員より示された調査結果等に対する様々な意見や指摘、考察等について、以下にとりまとめている。

1. 特別養護老人ホームの入所申込者数について（第6章）

- そもそも3年前と比較して入所申込者数が減少していることを分析していく必要があるが、入所系サービスや高齢者向けの住まいが増えたということも背景にあるのではないか。
- 地域差要因もあり、高齢化がいち早く進行している地方部などにおいて、そもそも母数となる高齢者人口が減少している影響なども考えられる。

2. 都道府県と市区町村における特例入所の考え方の違いについて（図表3-16、図表4-31）

- 必要な人には必要なサービスを提供するということは大前提ではあるが、市区町村が特例入所により慎重な理由として、保険給付費が増大することへの懸念があることも考えられるのではないかな。
- 特例入所の該当者は、措置入所の対象者でもある可能性が高いが、財政面の観点から、措置入所ではなく特例入所として扱おうと考えることも想定されるのではないかな。また、今後、特例入所と措置入所のあり方の整理も検討が必要ではないかな。

3. 施設における特例入所の考え方について（図表 5-56）

- 個別の事情は様々であるが、特例入所に慎重な施設は報酬単価のより高い利用者を入所させたいと考えている一方、積極的な施設はとにかく空床を埋めたいと考えているのではないかな。
- 職員が不足しており、入所申込者が多い施設では、特例入所の受入れは慎重にならざるをえないのではないかな。特例入所での入所者は、報酬単価が低い上に、入所後の家族との調整など、介護サービス以外の支援が継続的に必要な入所者であることが多いため、余裕のない施設は受け入れることができないのではないかな。

4. 空床のある施設の活用について

- 空床のある施設が負の遺産にならないようサービス付き高齢者向け住宅へ転用しているところもある。特別養護老人ホームを効率的に運営することは重要であり、その一環として、広域での入所先選定をはじめ、空床がある施設の有効利用や、将来的な減床や建替、それに応じた自治体の支援のあり方についても検討が必要ではないかな。

5. その他

- 入所申込者の中には、単身で要介護度が高く入所の必要性が高い方から、将来的に状態が悪化した場合の入所を見越して申込みをしている方まで状況は様々である。相対的に入所の必要性が高い方に重点化して、入所申込者の減少を目指すべきではないかな。
- 国は、保証人がいないことはサービス提供を拒否する正当な理由には該当しない旨周知しているが、現実には、保証人がいないために契約が難しいといったことが生じているともきく。老人福祉法の観点からは全員受け入れるべきではあるが、現場の職員の負担や経営面を考えると、全員受け入れるのは難しいという実情もあるのではないかな。

- 特例入所や保証人がいない場合の契約等に関して、どのような対応を行っているか、施設経営の観点も含めて、事例の収集・分析・共有が必要ではないか。
- 令和6年度は都道府県の医療計画の本改定と同じ施行となる。特例入所の検討にあたっては、医療と連携した介護の在り方についても検討の射程に入れるべき。
- 都道府県、市町村によっては人口減少の加速により今後2040年に向けて特別養護老人ホームへのニーズ自体も減少が見込まれる。次回の介護保険事業計画においては、医療における将来の必要病床数の議論と同様の問題が提起されるべきではないか。その際、特例入所が安易に空床の穴埋め策として使われないようにする一方、真に特例入所が必要な者が利用可能となるよう、特例入所数の見込みも踏まえて計画を策定する必要があるのではないか。

調 査 票

特別養護老人ホームの入所申込登録者等に関するアンケート調査 調査票

- ◎原則、**令和4年10月1日時点の状況**をご回答ください。
 ◎○の数は、設問の指示に従ってください。指定がない場合、該当する選択肢に1つ○をつけてください。
 ◎「入所申込登録者」とは「特別養護老人ホームに入所の申込をして登録した者のうち、本人・家族からの入所辞退や登録期限満了によって登録抹消となった者及び入所した者を除いた、入所申込登録が有効である者」とします。

問1. 貴自治体名及びご回答者のご所属部署についてご記入ください。

(1) 自治体名	_____都・道・府・県	(2) ご回答者のご所属部署名	
----------	--------------	-----------------	--

問2. 貴自治体における特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）への入所申込登録者状況把握調査についてご回答ください。

(1) 厚生労働省が実施する入所申込者状況把握調査の入所申込の実態把握以外での活用状況（あてはまるものすべてに○）

01 介護保険事業支援計画への反映（ア. 施設整備	イ. その他（	）
02 住民への情報開示	03 その他（	） 04 特に活用していない

(2) 貴自治体独自での入所申込登録者状況把握調査の実施状況

01 実施している	02 実施していない ⇒問3へ
-----------	-----------------

【(3)の設問は(2)で「01.実施している」を選択した方のみご回答ください。】

(3) 入所申込登録者状況把握調査で得た情報の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型を含む）入所申込状況の実態把握以外での活用状況（あてはまるものすべてに○）

01 介護保険事業支援計画への反映（ア. 施設整備	イ. その他（	）
02 住民への情報開示	03 その他（	） 04 特に活用していない

【問3(1)の設問は全員がご回答ください。】

問3. 貴自治体における特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型を含む）の入所評価項目等についてご回答ください。

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型を含む）の入所評価項目・配点の設定状況

01 設定している	02 設定していない ⇒(3)へ
-----------	------------------

【(2)の設問は(1)で「01.設定している」を選択した方のみご回答ください。】

(2) 各項目の設定状況（あてはまるものすべてに○）

01 要介護度	02 認知症の程度	03 障害（知的・精神）、精神疾患の状態・程度
04 医療的ケアの必要性	05 介護者の有無	
06 介護者の状況（年齢、障害、疾病、就労状況、要介護状態等、他に育児や介護を必要とする家族等へのケアの実施状況）		
07 居宅（または施設）サービスの利用状況	08 住居環境	
09 本人と介護者との関係不良（介護拒否等）	10 所得（経済状況）	11 入所申込日（時期）
12 その他（		）

【(3)の設問は全員がご回答ください。】

(3) 入所指針について見直しをしたことはありますか

01 ない	
02 ある	
➡①直近の見直しの時期：西暦（	
）年	
②見直しの頻度：01 1年に1回以上	
02 2～3年に1回程度	03 4年以上に1回程度
04 過去1回だけ見直した（01～03以外）	

問6. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）では、職員の人材確保ができないために、入所申込登録者がいながら空床を埋められない場合があります。貴都道府県に所在する施設においてそのような状況があるかどうか把握していますか。（あてはまるもの1つに○）

- 01 そのような状況にある施設名やその空床の規模を具体的に把握している
- 02 そのような状況にある施設があると聞いたことがある
- 03 そのような施設はないと把握している
- 04 あるかないかを把握していない

問7. 今後（5～10年後）の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）における入所申込登録者の増減見込みとその対応の考え方についてご回答ください。

（1）入所申込登録者の増減見込み（あてはまるもの1つに○）

- 01 増加すると見込んでいる ⇒（2）へ
- 02 大きな増減はないと見込んでいる ⇒（2）へ
- 03 減少すると見込んでいる ⇒（4）へ
- 04 わからない ⇒終わり

（2）【（1）で01または02と回答した場合】貴都道府県として、現在の入所申込登録者について、減少させるための対策を打つ必要があると考えますか。（あてはまるもの1つに○）

- 01 入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要がある ⇒（3）へ
- 02 入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要はない ⇒終わり

（3）【（2）で01と回答した場合】入所申込登録者について減少させるための対策としてどんなものをお考えですか。（あてはまるものすべてに○）

- 01 入所施設を増やす
 - ア 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（広域型）
 - イ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型）
 - ウ 介護老人保健施設
 - エ 介護医療院
- 02 既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する
 - ア 介護職員確保に関する支援
 - イ 医療体制強化に関する支援
 - ウ 看護師確保に関する支援
 - エ 相談員増員に関する支援
 - オ 特別養護老人ホーム特列入所に関する柔軟な運用
- 03 居住系サービスを増やす
 - ア 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（介護付）・サービス付き高齢者向け住宅）（地域密着型を含む）
 - イ 特定施設入居者生活介護（養護・軽費）（地域密着型を含む）
 - ウ 有料老人ホーム（住宅型）
 - エ サービス付き高齢者向け住宅
 - オ 認知症対応型共同生活介護
- 04 在宅サービスを充実・強化する
- 05 特になし
- 06 不明・今後検討予定
- 07 その他（)

⇒終わり

（4）【（1）で03と回答した場合】入所申込登録者の減少の主な理由は何でしょうか。（あてはまるもの1つに○）

- 01 要介護の利用者数が減少していくため
- 02 特別養護老人ホーム以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため
- 03 特別養護老人ホーム以外の介護サービスの供給量を増やす予定であるため

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

特別養護老人ホームの入所申込登録者等に関するアンケート調査 調査票

- ◎原則、令和4年10月1日時点の状況をご回答ください。
- ◎○の数は、設問の指示に従ってください。指定がない場合、該当する選択肢に1つ○をつけてください。
- ◎広域連合・一部事務組合（以下「広域連合等」）で介護保険に関する事務を運営している場合も、基本的に市町村（特別区を含む）ごとにご回答をお願いいたします。
- ◎「入所申込登録者」とは、「特別養護老人ホームに入所の申込をして登録した者のうち、本人・家族からの入所辞退や登録期限満了によって登録抹消となった者及び入所した者を除いた、入所申込登録が有効である者」とします。

I. 自治体概要等 (令和4年10月1日時点)

問1. 貴自治体概要及びご回答者のご所属部署についてご回答ください。

(1) 自治体名	_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村
(2) 自治体区分	01 政令指定都市 02 中核市 03 (01、02を除く) 市・特別区 04 町村
(3) 保険者	01 市町村・特別区 02 広域連合・一部事務組合
(4) 人口・高齢化率(直近)	人口 _____ 人 高齢化率 _____ %
(5) ご回答者のご所属部署	

問2. 貴自治体に設置されている介護保険サービスの基盤整備状況等についてご回答ください。

①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

	ア. 施設数 (総合計)	イ. 居室形態と居室形態ごとの定員数(合計)	ウ. 稼働状況(複数回答可) (令和4年4月～9月の状況)
01 広域型		01 多床室 _____ 人 02 従来型個室 _____ 人 03 ユニット型 _____ 人 (個室的多床室を含む)	01 基本的に全ての施設で満員 02 施設によっては空きがある 03 時期によっては空きがある 04 常に空きがある 05 稼働状況を把握していない
02 地域密着型		01 多床室 _____ 人 02 従来型個室 _____ 人 03 ユニット型 _____ 人 (個室的多床室を含む)	01 基本的に全ての施設で満員 02 施設によっては空きがある 03 時期によっては空きがある 04 常に空きがある 05 稼働状況を把握していない

②特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）以外の介護保険施設等

	ア. 施設数 (総合計)	イ. 定員(総合計)	ウ. 稼働状況(複数回答可) (令和4年4月～9月の状況)
03 介護老人保健施設		_____ 人	01 基本的に全ての施設で満員 02 施設によっては空きがある 03 時期によっては空きがある 04 常に空きがある 05 稼働状況を把握していない
04 介護医療院・介護療養型医療施設		_____ 人	01 基本的に全ての施設で満員 02 施設によっては空きがある 03 時期によっては空きがある 04 常に空きがある 05 稼働状況を把握していない
05 特定施設入居者生活介護 (地域密着型サービスを含む) : 有料老人ホーム(介護付)・サービス付き高齢者向け住宅		_____ 人	01 基本的に全ての施設で満員 02 施設によっては空きがある 03 時期によっては空きがある 04 常に空きがある 05 稼働状況を把握していない
06 特定施設入居者生活介護 (地域密着型サービスを含む) : 養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)		_____ 人	01 基本的に全ての施設で満員 02 施設によっては空きがある 03 時期によっては空きがある 04 常に空きがある 05 稼働状況を把握していない

Ⅱ. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型を含む）の入所申込登録者等について

問3. 貴自治体における特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）への入所申込登録者状況把握調査についてご回答ください。

(1) 厚生労働省が実施する「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」調査の活用状況（入所申込の実態把握以外）
（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--|
| 01 介護保険事業計画への反映（ア. 施設整備 イ. 保険料の算出 ウ. その他（ ）） |
| 02 住民への情報開示 03 その他（ ） 04 特に活用していない |

(2) 貴自治体独自での入所申込登録者状況把握調査の実施状況（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-----------|-----------------|
| 01 実施している | 02 実施していない ⇒問4へ |
|-----------|-----------------|

【(3)の設問は(2)で「01 実施している」を選択した方のみご回答ください。】

(3) 入所申込登録者状況把握調査で得た情報の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型を含む）入所申込状況の実態把握以外での活用状況（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--|
| 01 介護保険事業計画への反映（ア. 施設整備 イ. 保険料の算出 ウ. その他（ ）） |
| 02 住民への情報開示 03 その他（ ） 04 特に活用していない |

問4. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型を含む）への入所申込登録者の名簿の管理の方法としてあてはまるものについてご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | |
|---|
| 01 市町村内所在の各施設において、自施設への入所申込登録者の名簿が各々作成・管理され、市町村に情報共有されている（名寄せによって重複登録も把握されている） |
| 02 市町村内所在の各施設において、自施設への入所申込登録者の名簿が各々作成・管理され、市町村に情報共有されている（名寄せによる重複登録の把握はされていない） |
| 03 市町村内所在の各施設において、自施設への入所申込登録者の名簿が各々作成・管理され、市町村にはその総数の報告だけされている |
| 04 市町村内所在の入所申込登録者の名簿が市町村で作成・管理され、各施設は市町村から全体の情報が共有される |
| 05 市町村内所在の入所申込登録者の名簿が市町村で作成・管理され、各施設は市町村から自施設分だけ情報共有される |

問5. 貴市町村内の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）における新規入所者について回答ください。

① 令和3年度1年間に新規に入所した者の総数

- | | |
|------------|-----------------|
| 01 把握していない | 02 把握している ⇒（ ）人 |
|------------|-----------------|

② 令和3年度1年間に特例入所（注）の扱いで新規に入所した者の総数

- | | |
|------------|-----------------|
| 01 把握していない | 02 把握している ⇒（ ）人 |
|------------|-----------------|

（注：特別養護老人ホームの入所者については、原則として要介護度3以上の者を対象とされていますが、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」（平成26年12月12日老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（特例入所）が認められており、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、以下の事情を考慮することとされています。

（4つの考慮事情）

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

この制度の運用に当たっては関係自治体と関係団体が協議をして共同で指針を策定した上で、施設がその基準を当てはめて入所を決定することができるものとされています。）

③ 貴市町村内では、特例入所の制度が運用されていますか。(あてはまるもの1つに○)

- 01 特例入所は運用されている
⇒運用されている対象者についてあてはまるものすべてに○をしてください(実際の入所実績は問わない)
- a 認知症の利用者
 - b 知的・精神障害の利用者
 - c 深刻な虐待を受けている利用者
 - d 単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者
 - e その他 ()
- 02 特例入所に係る関係団体と協議に基づく指針が定められているが、周知されていなかったり行政指導などにより、特例入所は実質的に運用されていない
- 03 特例入所に係る関係団体と協議に基づく指針が定められておらず(または定められているかどうかかわからず)、特例入所は運用されていない

④ 特例入所について貴市町村の考え方として最も近いものをあげてください。(あてはまるもの1つに○)

- 01 特別養護老人ホームは中重度の要介護者を支える施設として重点化されていることを踏まえて、特例入所はより慎重に運用すべき
- 02 地域の実情に応じて、4つの考慮事情に限らず、特例入所をより積極的に認めていくべき
- 03 現行通りでよい
- 04 その他 ()

問6. 貴自治体における、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)(地域密着型を含む)への入所がすぐには困難な申込者への支援の実施状況や内容についてご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

- 01 緊急ショートで対応する(緊急短期入所受入加算)
- 02 やむを得ない事由による措置で対応する(老人福祉法第10条の4第1項もしくは第11条第2項)
- 03 特別養護老人ホーム以外の施設等(有料老人ホーム、医療機関等)を紹介する
- 04 当該入所申込登録者の管轄地域包括支援センターまたは担当介護支援専門員にサービス調整等を依頼する
- 05 その他 ()
- 06 特に実施していない

問7. 貴自治体における特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)(地域密着型を含む)の入所指針の作成・活用状況についてご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

- 01 都道府県が作成した入所指針をそのまま用いている
- 02 都道府県が作成した入所指針を自治体(保険者)用に一部修正して用いている
- 03 都道府県が作成した入所指針とは全く別に、自治体(保険者)独自の基準を作成し、活用している
- 04 その他 ()
- 05 入所指針を作成も活用もしていない

問8. 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)(地域密着型を含む)の入所決定に関する、貴自治体の関与の状況についてご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

- 01 自治体(保険者)が優先入所の順位付けを行っている
- 02 特例入所について意見を出している
- 03 施設が当該施設の入所判定(検討)委員会において決定している
- 04 入所判定委員会を自治体が開催している
- 05 入所判定委員会に自治体職員が参加している
- 06 自治体(保険者)は必要に応じて当委員会の議事録提出を求めている
- 07 その他 ()

問9. 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)(地域密着型含む)の入所申込登録者は、(1)複数施設へ登録したり、すぐに入所する意思や条件が整わない段階で事前に登録している者が含まれていたり、(2)登録されているものの施設側で体制が整わないために実際上受け入れが困難な医療的ケアが必要な者などが含まれているため、実質的に入所可能な者よりも多く計上される場合があります。貴市町村においては、入所申込登録者のうち、それらの(1)登録者側の事情や、(2)施設側の事情に該当する者を除いた実質的に入所可能な入所申込登録者の規模を把握していますか。(あてはまるもの1つに○)

(続き)

- 01 (1)登録者側の事情に該当する者も、(2)施設側の事情に該当する者も把握・推計して、「実質的に入所可能な入所申込登録者」も把握・推計している
- 02 (1)登録者側の事情に該当する者は把握・推計しているが、(2)施設側の事情に該当する者は把握・推計していない
- 03 (1)登録者側の事情に該当する者は把握・推計していないが、(2)施設側の事情に該当する者は把握・推計している
- 04 (1)登録者側の事情に該当する者も、(2)施設側の事情に該当する者も把握・推計していない

問 10. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）では、職員の人材確保ができないために、入所申込登録者がありながら空床を埋められない場合があります。貴市町村に所在する施設においてそのような状況があるかどうか把握していますか。（あてはまるもの1つに○）

- 01 そのような状況にある施設名やその空床の規模を具体的に把握している
- 02 そのような状況にある施設があると聞いたことがある
- 03 そのような施設はないと把握している
- 04 あるかないかを把握していない

問 11. 今後（5～10年後）の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型含む）における入所申込登録者の増減見込みとその対応の考え方についてご回答ください。

（1）入所申込登録者の増減見込み（あてはまるもの1つに○）

- 01 増加すると見込んでいる ⇒（2）へ
- 02 大きな増減はないと見込んでいる ⇒（2）へ
- 03 減少すると見込んでいる ⇒（4）へ
- 04 わからない ⇒終わり

（2）【（1）で01または02と回答した場合】貴市町村として、現在の入所申込登録者について、減少させるための対策を打つ必要があると考えますか。（あてはまるもの1つに○）

- 01 入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要がある ⇒（3）へ
- 02 入所申込登録者を減少させるための対策を打つ必要はない ⇒終わり

（3）【（2）で01と回答した場合】入所申込登録者について減少させるための対策としてどんなものをお考えですか。（あてはまるもの全てに○）

- 01 入所施設を増やす
 - ア 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（広域型）
 - イ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（地域密着型）
 - ウ 介護老人保健施設
 - エ 介護医療院
- 02 既存の特別養護老人ホームで受入を拡充できるよう支援する
 - ア 介護職員確保に関する支援
 - イ 医療体制強化に関する支援
 - ウ 看護師確保に関する支援
 - エ 相談員増員に関する支援
 - オ 特別養護老人ホーム特例入所に関する柔軟な運用
- 03 居住系サービスを増やす
 - ア 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（介護付）・サービス付き高齢者向け住宅）（地域密着型を含む）
 - イ 特定施設入居者生活介護（養護・軽費）（地域密着型を含む）
 - ウ 有料老人ホーム（住宅型）
 - エ サービス付き高齢者向け住宅
 - オ 認知症対応型共同生活介護
- 04 在宅サービスを充実・強化する
- 05 特になし
- 06 不明・今後検討予定
- 07 その他（)

⇒終わり

（4）【（1）で03と回答した場合】入所申込登録者の減少の主な理由は何でしょうか。（あてはまるもの1つに○）

- 01 要介護の利用者数が減少していくため
- 02 特別養護老人ホーム以外の介護サービスの希望者が増加すると見込まれるため
- 03 特別養護老人ホーム以外の介護サービスの供給量を増やす予定であるため

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました

特別養護老人ホームの入所申込登録者等に関するアンケート調査 調査票

- ◎原則、**令和4年10月1日時点の状況**をご回答ください。
- ◎○の数は、設問の指示に従ってください。指定がない場合、該当する選択肢に1つ○をつけてください。数字を記入いただく質問もあります。該当するものがない場合には「0」と必ず記入してください。
- ◎**短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者分については除いて**ご回答ください。
- ◎「入所申込登録者」とは、「特別養護老人ホームに入所の申込をして登録した者のうち、令和4年10月1日現在で、本人・家族からの入所辞退や登録期限満了によって登録抹消となった者及び入所した者を除いた、入所申込登録が有効である者」とします。

I. 施設概要

問1. 貴施設の概要についてご記入ください。(送付封筒の宛名の事業所番号の施設についてご記入ください)

(1) 施設名称			
(2) 経営主体	01 都道府県 02 市区町村 03 広域連合・一部事務組合 04 日本赤十字社・独立行政法人等	05 社会福祉協議会 06 05以外の社会福祉法人 07 その他 ()	
(3) 開設年月	(西暦) () 年 () 月		
(4) 施設種別	01 広域型	02 地域密着型	
(5) 施設所在地	_____都・道・府・県_____市・区・町・村		

問2. 貴施設の定員数、在所要数を居室種類別にご回答ください。(それぞれ該当箇所に数字を記入。)

※短期入所生活介護分（ショートステイ）は除く。（令和4年10月1日時点）

	合 計	《居室種類別に定員数と在所要数の内訳をご記入ください。》		
		ア. 多床室	イ. 従来型個室	ウ. ユニット型 (個室的多床室を含む)
(1) 定員数	人	人	人	人
(2) 在所要数	人	人	人	人

問3. 貴法人が他に実施しているサービスについてご回答ください。

※貴施設及び併設型短期入所生活介護（併設型ショートステイ）は除く。

(あてはまるものすべてに○)

01 他の介護老人福祉施設	09 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
02 介護老人保健施設	10 夜間対応型訪問介護
03 介護医療院（介護療養型医療施設）	11 小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護
04 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム（介護付）・サ高住)	12 介護保険訪問系居宅サービス
05 特定施設入居者生活介護（養護、軽費）	13 介護保険通所系居宅サービス
06 有料老人ホーム（住宅型）(07を除く)	14 病院
07 サービス付き高齢者向け住宅	15 その他社会福祉施設
08 認知症対応型共同生活介護	16 その他医療施設

※選択肢01、04は地域密着型を含む。

II. 入所申込登録者等の状況

問4. 貴施設における入所申込登録者の状況についてご回答ください。

※「入所申込登録者」とは「特別養護老人ホームに入所の申込をして登録した者のうち、令和4年10月1日現在で、本人・家族からの入所辞退や登録期限満了によって登録抹消となった者及び入所した者を除いた、入所申込登録が有効である者」とします。

(1) 令和4年10月1日時点の入所申込登録者数 (_____) 人

(2) 令和4年10月1日時点における入所申込登録者の内訳（それぞれ該当箇所に数字を記入）

①性別

01 男性	_____ 人	02 女性	_____ 人
-------	---------	-------	---------

②年代

01 65歳未満	_____ 人	03 70歳代	_____ 人	05 90歳代	_____ 人
02 65～69歳	_____ 人	04 80歳代	_____ 人	06 100歳以上	_____ 人

③申込時期

01 3か月以内（令和4年7月～9月）	_____ 人
02 4～6か月前（令和4年4月～6月）	_____ 人
03 7～12か月前（令和3年10月～令和4年3月）	_____ 人
04 1～2年前（令和2年10月～令和3年9月）	_____ 人
05 2～3年前（令和元年10月～令和2年9月）	_____ 人
06 3年以上（令和元年9月以前）	_____ 人

④令和4年10月1日現在の居所（または把握している直近の居所）

01 在宅	_____ 人	07 軽費老人ホーム	_____ 人
02 医療機関（病院または診療所）	_____ 人	08 有料老人ホーム（09を除く）	_____ 人
03 介護医療院・介護療養型医療施設	_____ 人	09 サービス付き高齢者向け住宅	_____ 人
04 介護老人保健施設	_____ 人	10 認知症グループホーム	_____ 人
05 他の特別養護老人ホーム	_____ 人	11 その他	_____ 人
06 養護老人ホーム	_____ 人	12 分からない	_____ 人

注）「医療機関」は「病院」「診療所」を指し、「介護療養型医療施設」を除く。「サービス付き高齢者向け住宅」は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定に基づき、都道府県等へ登録された住宅をいう。また、「在宅」「有料老人ホーム」には「サービス付き高齢者向け住宅」を含まない。

⑤要介護度

01 要介護1	_____ 人	03 要介護3	_____ 人	05 要介護5	_____ 人
02 要介護2	_____ 人	04 要介護4	_____ 人	06 分からない	_____ 人

⑥医療的ケアの必要性

01 なし	_____ 人
02 あり（施設で対応可能であり、入所に影響なし）	_____ 人
03 あり（施設で対応不可能であり、入所に影響あり）	_____ 人
04 分からない	_____ 人

⑦住所地（貴施設と同一市区町村、他市区町村、他都道府県の別）

01 同一市区町村内	_____ 人	02 他市区町村	_____ 人	03 他都道府県	_____ 人
04 分からない	_____ 人				

問5. 新規入所申込者についてご回答ください。

※ここでは、入所申込時に本人・家族と施設側の相談によって正式な入所申込登録に至らなかった者は除きます。その後入所したり、辞退した人全てを含みます。

①令和3年度の新規入所申込者の総数 () 人

②令和3年度新規入所申込者に関して次の各項目の中であてはまる数字に○をしてください。

	5 新規入所申込者のほとんどに 当てはまる(9割以上)	4 新規入所申込者の大半に 当てはまる(7~8割程度)	3 新規入所申込者の約半分 に当てはまる(4~6割程度)	2 新規入所申込者の一部に 当てはまる(2~3割程度)	1 新規入所申込者のほとんどに 当てはまらない(1割未満)
1) 一人暮らしである	5	4	3	2	1
2) 介護者が高齢、障害、疾病、要介護状態等の理由により、十分な 介護が困難	5	4	3	2	1
3) 介護者が就労しており、十分な介護が困難	5	4	3	2	1
4) 入所申込者の他に、育児、介護、看護を必要とする者がいる	5	4	3	2	1
5) 介護者の介護負担が大きい	5	4	3	2	1
6) 医療機関・施設からの退院・退所にあたり、戻れる家がない	5	4	3	2	1
7) 認知症や精神疾患等により、入所前の居所での生活が困難	5	4	3	2	1
8) 医療的ケアの必要性が生じ(増し)、入所前の居所での生活が困難	5	4	3	2	1
9) 現在利用している介護サービスの利用だけでは入所前の居所での 生活が困難	5	4	3	2	1
10) 入所申込者の居住地域に、本人の状態に適した居宅サービス事業者 がない(少ない)	5	4	3	2	1
11) 介護に係る金銭的負担が大きい	5	4	3	2	1
12) その他(やむを得ない事由による措置入所を含む) (主な理由:)	5	4	3	2	1

③令和4年4月～9月について新規入所申込者数の傾向

01 例年より増加傾向	02 例年より減少傾向	03 例年どおり
-------------	-------------	----------

問6. 令和3年度の入所辞退者についてご回答ください。

※本人・家族により入所辞退した者。その後、施設での登録抹消したか、登録継続かは問わない。入所申込時期は令和3年度以前の場合を含みます。

①入所辞退者数 () 人

②本人または家族から入所を辞退した者(その後入所申込登録抹消としたか登録継続としたかは問わない)の辞退理由として、多いものから上位3つまでに○付けてください。

01 他の特別養護老人ホームへの入所が決定した	05 医療ニーズへの対応が困難であることを説明し、 入所を断念した
02 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への 入居が決定した	06 本人または家族が入所を拒否した
03 医療機関に入院した	07 本人が死亡した
04 当面の間、在宅介護の継続が可能であり、辞退した	08 入所費用の負担が困難であった
	09 その他 ()

問7. 入所手続きが先送りになっている人についてご回答ください。

①令和4年10月1日現在の入所申込登録者のうち、施設側で、実質的に入所させることが困難であるため、入所手続きが先送りとなっている者は、何人いますか。

() 人

②入所申込登録者のうち、施設側で、実質的に入所させることが困難であるため、入所手続きを先送りしている理由
(1人の人が複数の選択肢に該当する場合、あてはまるものすべてに人数を計上)

1) 認知症（周辺症状を含む）が重度であるため現行の職員体制で対応しきれない	人
2) 精神疾患等（認知症を含まず）に対して現行の職員体制で対応しきれない	人
3) 医療的ケアの必要性が高く現行の職員体制で対応しきれない	人
4) 看取り希望に対して現行の職員体制で対応しきれない	人
5) 身元保証人や身寄りがなくその諸手続きについて現行の相談員の体制で対応しきれない	人
6) 年金等の収入が低く利用料の支払い能力がない	人
7) 要介護度3未満である等、特別養護老人ホームの入所要件を満たさない	人

Ⅲ. 入所申込の受付や入所の検討、特例入所等について

問8. 貴施設における入所申込の受付等についてご回答ください。

①入所申込のルール（あてはまるもの1つに○）

- 01 基本的に本人・家族からの直接入所申込を受け付ける
 02 入所申込は必ず自治体を通して受け付ける
 03 入所申込は必ず居宅介護支援事業所を通じて受け付ける
 04 その他 ()

②入所申込の有効期限の有無（あてはまるもの1つに○）

- 01 あり ⇒期限：()年()か月 02 なし

問9. 貴施設における入所検討委員会についてご回答ください。

①入所検討委員会の構成員（あてはまるものすべてに○）

- 01 施設長 04 看護職員 07 自治体（保険者）職員
 02 生活相談員 05 介護支援専門員 08 利用者家族代表
 03 介護職員 06 その他施設職員() 09 その他 ()

②令和3年度における入所検討委員会の開催実績 () 回

問10. 貴施設における入所指針・入所評価項目等についてご回答ください。

(1) 貴施設における入所指針と、自治体が定める入所指針との関係（あてはまるもの1つに○）

- 01 都道府県または市町村（保険者）が作成した入所指針をそのまま用いている
 02 都道府県または市町村（保険者）が作成した入所指針を自施設用に一部修正して用いている
 03 都道府県または市町村（保険者）が作成した入所指針とは全く別に、施設独自の基準を作成・活用している
 04 その他 ()

(2) 入所評価項目 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----|---|
| 01 | 要介護度 |
| 02 | 認知症の程度 |
| 03 | 障害 (知的・精神)、精神疾患の状態・程度 |
| 04 | 医療的ケアの必要性 |
| 05 | 身元引受人や保証人の有無 |
| 06 | 介護者の有無 |
| 07 | 介護者の状況 (年齢、障害、疾病、就労状況、要介護状態等、他に育児や介護を必要とする家族等へのケアの実施状況) |
| 08 | 居宅 (または施設) サービスの利用状況 |
| 09 | 住居環境 |
| 10 | 本人と介護者との関係不良 (介護拒否等) |
| 11 | 所得 (居室等の利用者負担の能力) |
| 12 | 入所申込日 (時期) |
| 13 | その他 () |

(3) 入所申込登録者の中で、貴施設が「優先して入所させるべき」と考える人の条件等

※ <貴施設が「優先して入所させるべき」と考える人>について

- ・ 貴施設の入所申込登録者の中で、**ベッドの空き状況や入所申込み状況に関係なく、貴施設が優先して入所させる必要があると考える人**を指します。

① 入所申込登録者の中で、貴施設が「優先して入所させるべき」と考える人の条件 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----|--|
| 01 | 問 10. (2) の入所評価項目点数が一定水準以上であること |
| 02 | 認知症による徘徊等の周辺症状があること |
| 03 | 介護者が不在、一人暮らし、またはいても介護が困難なこと (04 を除く) |
| 04 | 介護放棄・虐待等の疑いがあること |
| 05 | 施設・病院から退所・退院を迫られている状況であること |
| 06 | 現在利用している介護サービスの利用だけでは入所前の居所での生活が困難であること |
| 07 | 入所申込者の居住地域に、本人の状態に適した居宅サービス事業者がない (少ない) ため介護が困難なこと |
| 08 | その他 () |

②現在の入所申込登録者のうち、上記の「優先して入所させるべき」と考える人に該当する者の人数

(令和4年10月1日時点) () 人

問 11. 特例入所についてご回答ください。

注：特別養護老人ホームの入所者については、原則として要介護度3以上の者を対象とされていますが、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」(平成26年12月12日老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)において、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所(特例入所)が認められており、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、以下の事情を考慮することとされています。

(4つの考慮事情)

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

この制度の運用に当たっては関係自治体と関係団体が協議をして共同で指針を策定した上で、施設がその基準を当てはめて入所を決定することができるものとされています。

① 貴施設が所在する自治体内では、特例入所の制度が運用されていますか。(あてはまるもの1つに○)

- 01 特例入所は運用されている
⇒運用されている対象者についてあてはまるものすべてに○をしてください
- a 認知症の利用者
 - b 知的・精神障害の利用者
 - c 深刻な虐待を受けている利用者
 - d 単身世帯や同居家族の高齢・病弱等かつ地域のサービスを受けられない利用者
 - e その他 ()
- 02 特例入所に係る関係団体と協議に基づく指針が定められているが、周知されていなかったり行政指導などにより、特例入所は実質的に運用されていない
- 03 特例入所に係る関係団体と協議に基づく指針が定められておらず(または定められているかどうかかわからず)、特例入所は運用されていない

② 問5でご回答をいただいた、令和3年度の新規入所申込者のうち、特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者が合わせて何人ぐらい入所申込をしてきましたか。 () 人

③ 特例入所の申込者(上記②の方)はどのような機関を介して入所されましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------------|-----------------------|------------|
| 01 市区町村担当部署 | 04 社会福祉協議会 | 07 その他 () |
| 02 地域包括支援センター | 05 民生委員 | |
| 03 医療機関(地域連携室) | 06 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー) | |

④ 特例入所の4つの考慮事情のいずれかに該当する者が入所申込をしてきた場合、貴施設では一般的にどのように対応していますか。(あてはまるもの1つに○)

- 01 入所申込登録の上で通常の入所申込登録者と同じ基準で入所させている
- 02 入所申込登録の上で通常の入所申込登録者よりも優先的に入所させている
- 03 入所申込時に登録を断っている。
- 04 特例入所の要件に該当する者が入所申込をしてきたことがない

⑤ 特例入所について次の考え方のうち最も近いものをあげてください。(あてはまるもの1つに○)

- 01 特別養護老人ホームは中重度の要介護者を支える施設として重点化されていることを踏まえて、特例入所はより慎重に運用すべき
- 02 地域の実情に応じて、4つの考慮事情に限らず、特例入所をより積極的に認めていくべき
- 03 現行通りでよい
- 04 その他 ()

IV. 施設運営

問 12. 貴施設の事業運営についてご回答ください。

①令和元年度～令和3年度における各年度新規入所者数、退所者数、稼働率(開設前の場合は無記入で結構です。)

	ア. 各年度新規入所者数	イ. 退所者数	ウ. 稼働率※
01 令和元年度	人	人	%
02 令和2年度	人	人	%
03 令和3年度	人	人	%

※稼働率＝年間延べ利用者数合計÷(特別養護老人ホーム定員数×年間総事業日数)×100

(稼働率の計算にはショートの利用は分母にも分子にも含まないこととする。また、利用者が入院している期間で、ベッドを確保している場合は利用しているものとみなさない。)

②介護看護職員不足による入所者受入れへの影響はありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------|
| 01 ユニットやフロアの一部を閉鎖した |
| 02 介護職員の人員不足により入所案内を控えた |
| 03 看護職員の人員不足により入所案内を控えた |
| 04 特に影響は出ていない |
| 05 その他 () |

③今後(5～10年度)の施設定員(ベッド数)に関する見通し(※予定を含む)(あてはまるもの1つに○)

- | | | | |
|--------|---------|--------|-------|
| 01 増やす | 02 現状維持 | 03 減らす | 04 不明 |
|--------|---------|--------|-------|

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

令和4年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究

報 告 書

令和5（2023）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2